

令和 7 年第 1 回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第 1 日（3 月 4 日）	
開 会	6
開 議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長の施政方針説明	7
議案第 9 号 与論町課設置条例の一部を改正する条例	20
議案第 10 号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	22
議案第 11 号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	28
議案第 12 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	29
議案第 13 号 与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	30
議案第 14 号 与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例	32
議案第 15 号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例	34
議案第 16 号 与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例の一部を改正する条例	35
議案第 17 号 与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	36
議案第 18 号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	37
議案第 19 号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例	38
議案第 20 号 令和 6 年度与論町一般会計補正予算（第 14 号）	39
議案第 21 号 令和 6 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	41
議案第 22 号 令和 6 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）	42
議案第 23 号 令和 6 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	43
議案第 24 号 令和 7 年度与論町一般会計予算	44

議案第 25 号	令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計予算	45
議案第 26 号	令和 7 年度与論町介護保険特別会計予算	45
議案第 27 号	令和 7 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	46
議案第 28 号	令和 7 年度与論町と畜場特別会計予算	47
議案第 29 号	令和 7 年度与論町水道事業会計予算	47
議案第 30 号	令和 7 年度与論町下水道事業会計予算	48
	特別委員会設置及び委員の選任について	49
議案第 31 号	与論町地域福祉センターの指定管理者の指定について	49
議案第 32 号	与論町茶花生活館の指定管理者の指定について	50
議案第 33 号	与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について	51
議案第 34 号	与論町朝戸児童館の指定管理者の指定について	52
議案第 35 号	与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定について	53
議案第 36 号	与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について	55
議案第 37 号	与論町叶生活館の指定管理者の指定について	56
議案第 38 号	与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について	57
議案第 39 号	与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について	58
議案第 40 号	与論町城青少年センターの指定管理者の指定について	59
議案第 41 号	与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンター及びゆんぬ体験館の指定管理者の指定について	60
議案第 42 号	与論町過疎地域持続的発展計画の変更について	61
議案第 43 号	第 3 期与論町総合戦略の策定について	62
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	63
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度与論町一般会計補正予算（第 13 号））	64
散 会		65

第 2 日（3 月 11 日）

一般質問	70
遠山勝也議員	70
吉田 勉議員	79
高田豊繁議員	92
林 敏治議員	102
池田理恵議員	115

散 会	132
-----	-----

第3日（3月14日）

議案第24号	令和7年度与論町一般会計予算	137
議案第25号	令和7年度与論町国民健康保険特別会計予算	137
議案第26号	令和7年度与論町介護保険特別会計予算	137
議案第27号	令和7年度与論町後期高齢者医療特別会計予算	137
議案第28号	令和7年度与論町と畜場特別会計予算	137
議案第29号	令和7年度与論町水道事業会計予算	137
議案第30号	令和7年度与論町下水道事業会計予算	137
議案第44号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	140
議案第45号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	141
議案第46号	令和6年度与論町一般会計補正予算（第15号）	141
陳情第15号	令和6年度補正予算による高齢者福祉・介護施設への支援に関する要望（総務厚生文教常任委員長報告）	143
陳情第7号	ゴミ捨てに関する陳情書（環境経済建設常任委員長報告）	144
発議第1号	与論町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（高田豊繁議員ほか2人提出）	145
所管事務調査報告	（総務厚生文教常任委員長報告）	147
所管事務調査報告	（環境経済建設常任委員長報告）	150
議員派遣の件		153
閉会中の継続審査・調査について		153
閉 会		154

令和7年第1回(3月)定例会会期日程		
月 日	曜 日	日 程
3月4日	火	本会議(開会、施政方針、議案審議) 予算審査特別委員会(令和7年度事業予定箇所調査) 常任委員会
3月5日	水	予算審査特別委員会 常任委員会
3月6日	木	予算審査特別委員会
3月7日	金	
3月8日	土	
3月9日	日	
3月10日	月	予備日(各委員会)
3月11日	火	本会議(一般質問) 全員協議会
3月12日	水	
3月13日	木	予備日(議事整理日)
3月14日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和 7 年第 1 回与論町議会定例会

第 1 日

令和 7 年 3 月 4 日

令和 7 年第 1 回与論町議会定例会会議録
令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）午前 8 時 5 8 分開会

1 議事日程（第 1 号）

開会の宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 町長の施政方針説明

第 5 議案第 9 号 与論町課設置条例の一部を改正する条例

第 6 議案第 10 号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 7 議案第 11 号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 8 議案第 12 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 9 議案第 13 号 与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第 14 号 与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例

第11 議案第 15 号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

第12 議案第 16 号 与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例の一部を改正する条例

第13 議案第 17 号 与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第14 議案第 18 号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第15 議案第 19 号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例

第16 議案第 20 号 令和 6 年度与論町一般会計補正予算（第 14 号）

第17 議案第 21 号 令和 6 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

第18 議案第 22 号 令和 6 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

第19 議案第 23 号 令和 6 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

第20 議案第 24 号 令和 7 年度与論町一般会計予算

第21 議案第 25 号 令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計予算

第22 議案第 26 号 令和 7 年度与論町介護保険特別会計予算

第23 議案第 27 号 令和 7 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

- 第24 議案第28号 令和7年度与論町と畜場特別会計予算
第25 議案第29号 令和7年度与論町水道事業会計予算
第26 議案第30号 令和7年度与論町下水道事業会計予算
第27 特別委員会設置及び委員の選任について
第28 議案第31号 与論町地域福祉センターの指定管理者の指定について
第29 議案第32号 与論町茶花生活館の指定管理者の指定について
第30 議案第33号 与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
第31 議案第34号 与論町朝戸児童館の指定管理者の指定について
第32 議案第35号 与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
第33 議案第36号 与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について
第34 議案第37号 与論町叶生活館の指定管理者の指定について
第35 議案第38号 与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について
第36 議案第39号 与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について
第37 議案第40号 与論町城青少年センターの指定管理者の指定について
第38 議案第41号 与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンター及びゆんぬ体験館の指定管理者の指定について
第39 議案第42号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について
第40 議案第43号 第3期与論町総合戦略の策定について
第41 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
第42 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第13号））

2 出席議員（10人）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 池田理恵議員 | 2番 川内恵司議員 |
| 3番 吉田勉議員 | 4番 吉田剛議員 |
| 5番 原栄徳議員 | 6番 遠山勝也議員 |
| 7番 高田豊繁議員 | 8番 大田英勝議員 |
| 9番 林敏治議員 | 10番 沖野一雄議員 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（19人）

町長 田畑克夫君 副町長 山下哲博君

教 育 長	中 山 義 和 君	総務企画課長	龍 野 勝 志 君
会計管理者兼会計課長	柳 田 庫 呂 君	税 務 課 長	坂 元 守 君
町民生活課長	山 下 高 明 君	健康長寿課長	山 下 真 紀 君
産 業 課 長	堀 田 哲 也 君	耕 地 課 長	喜 村 一 隆 君
商工観光課長	麓 誘市郎 君	建 設 課 長	裾 分 望 嗣 君
水 道 課 長	富 永 淳 君	環 境 課 長	大 馬 福 徳 君
教育委員会事務局長兼学務課長	竹 村 栄 作 君	生涯学習課長	松 村 誠 司 君
与論こども園長	吉 田 朋 子 君	茶花こども園長	川 北 英 代 君
児童発達支援センター所長	阿 野 齊 君		

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長	林 健太郎 君	書 記	谷 山 智 美 君
---------	---------	-----	-----------

開会 午前8時58分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） ただいまから令和7年第1回与論町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番川内恵司議員、6番遠山勝也議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの11日間にしたい
と思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から3月14日までの11日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（沖野一雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。
報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局
長に朗読させます。
なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の
とおり、関係常任委員会で審査をお願いします。
事務局長。

○議会事務局長（林 健太郎君） おはようございます。諸般の報告をいたします。
監査委員から令和7年1月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されています
が、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますの
で、御一読ください。
なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。
また、議会だよりについては、12月の定例会の内容を特集した「よろんちょう
議会だより第154号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業
に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げ
ます。

以上で報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） これで諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第４ 町長の施政方針説明

○議長（沖野一雄議員） 日程第４、町長の施政方針の説明を求めます。

田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 皆さんおはようございます。ただいまより令和７年度施政方針を述べさせていただきます。

昨年１１月に本町において発生いたしました大雨による災害で、町内の各所において土砂崩れや冠水などの被害が発生しました。

幸いにも人的被害はありませんでしたが、多くの家屋や施設、ほ場などが損壊する被害が発生し、今もなお復旧が完了していない箇所や、従前の生活や生業の再開が困難な方々がいらっしゃいます。

ここに改めて、昨年の大雨による災害の被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

本町では、引き続き損壊したインフラ施設等の早期復旧及び被災された方々の生活再建や産業活動の再開に向けた各種支援に全力で取り組んでまいります。

初めに、令和７年第１回与論町議会定例会の開会に際し、ここに与論町の令和７年度一般会計及び各特別会計の予算案、並びに関連議案について御審議をお願いするに当たり、新年度の町政運営に臨む所信の一端を述べ、町民及び議員の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

令和６年は、依然として続くロシアのウクライナ侵攻や悪化している中東情勢等を背景として、円安や物価高騰などの影響により、我が国の経済情勢も先行きが不透明な状況が続く１年でありました。

紛争地から遠く離れた本町においても、世界経済の不安定化による物価の高騰などが地域の産業経済に影響を及ぼしており、事業者の経済活動や町民の皆様の日常生活を持続可能なものとするための施策が重要性を増す状況となっています。

このような経済状況の打開に向けて、我が国においては令和７年度予算編成に係る基本方針として、足元の物価高や賃金及び調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生２．０の起動、官民連携による投資の拡大、充実した少子化・こども政策の着実な実施など重要政策課題に必要な予算措置を講ずることとしています。

鹿児島県においては、国内外の大きく変化する情勢の中で地域の活力を維持・発

展させていくために、「稼ぐ力」の向上やそれらの産業を支える人材の確保・育成、子ども・子育て支援施策の充実・強化などを重要施策として挙げています。

加えて、近年加速化する少子化や能登半島地震を踏まえ「確かな安心、鹿児島」を目指して、子ども・子育て支援施策や防災対策の更なる充実・強化に取り組むこととされています。

これら国及び鹿児島県の施策動向を捉え、本町においてもこども政策や産業振興、防災対策など、地域の活力の維持・向上や持続的な発展に寄与する各施策を展開してまいります。

また令和6年3月には、奄美群島振興開発特別措置法が改正され、奄美と沖縄間の航路・航空路運賃の軽減や、農林水産物などの輸送コスト支援が実現するなど、「奄美と沖縄との連携」が改正奄振法の大きな柱として位置付けられています。

奄美群島の中でも南端に位置する本町は、沖縄との連携を図る上で地理的・歴史的にもつながりが深く、まさに沖縄との連携の最前線として好条件にある地域と言えます。こうした好機を逃すことなく、今般の奄振法改正による追い風を捉えて両地域間の連携の先駆けとなるべく、沖縄との交流・連携に係る各種の取り組みをより広範かつ強力に進めてまいります。

令和7年度は私の町長就任から2度目の新年度を迎える年であり、第6次総合振興計画第2期の2年目となります。昨年度には、第6次与論町総合振興計画第1期（令和4年度～令和5年度）に係る評価及び第2期（令和6年度～令和8年度）の実施計画の策定を実施しています。引き続き計画に掲げた将来像の実現に向けて、来たる令和7年度におきましても各施策の推進に当たってまいります。

また、計画期間の満了に伴う第3期となる本町の新たな総合戦略について、その案を本定例会において議案として上程させていただきました。

今般改訂する新たな総合戦略は、国における「地方創生2.0」の施策と連動しつつ、本町の第6次総合振興計画の内容とも整合性を持った内容となり、本町の人口減少の抑制を図りつつ、まちの活性化を目指す基本的方策をまとめたものとなっています。

令和7年度においては、総合振興計画及び新しい総合戦略に示す将来像の実現に向けた一歩として、本町が将来にわたり成長を続け、活力に満ちた島づくりを実現するための人材育成施策である「与論島人づくり構想」、通称「与論島アカデミー構想」を新たに進めてまいります。

これは、地域づくりの根幹をなす人材育成の重要性を鑑み、本町における人づくりをより効果的に推進するために策定したものです。

本構想の基本理念である「有限の出会いを無限の可能性へ」という考えのもと、

本町の抱える地域課題に対し、行政のみならず島内外の民間事業者や町民の皆様と連携を深め、志を同じくする皆様からの新しい感性や大胆な発想アイデアを積極的に取り入れながら、課題解決に向けて地域全体の企画力や実践力、言い換えれば「島のさばくり力」を向上させ、小さな島から果敢に挑戦を重ねていく年としたいと考えています。

令和7年度の各施策について、ここでは大きく3つの構成に分け、それぞれの概要を御説明申し上げることといたします。

第1点目は「未来へ繋ぐ：10年後、飛躍する島づくり」、第2点目が「今を豊かに：安心して暮らせる仕組みづくり」、第3点目が「宝を守る：ここにしかない伝統と自然を次世代に繋ぐ地域づくりと教育の推進」です。

I 未来へ繋ぐ：10年後、飛躍する島づくり

はじめに「未来へ繋ぐ：10年後、飛躍する島づくり」に係る施策の概要について申し上げます。

1 子育て政策

喫緊の課題である出生数の増加に向けた対策として、次のとおり出産及び子育て応援施策等の強化に取り組みます。

①子ども・子育て支援に特化した行政窓口の創設

子ども・子育て支援に関する施策の検討及び推進を担う「こども未来課」を創設し、そこに「こども家庭センター」を置くことで、これまでの分散した子ども・子育て行政窓口を一本化し、住民の利便性向上と施策の連携・迅速化を図ります。また、「よろん子育てハンドブック」の配布やオンライン情報提供など、これから子育てを始める若い夫婦を含めた子育て世代への情報提供の充実に努めます。

②子供の社会生活環境の向上

子ども第三の居場所の整備を行うほか、国の事業を活用した子ども食堂支援、県内子ども医療費の窓口負担の無償化、町立こども園保育者労働環境改善及び資質向上の支援を行うことで、子供と保護者の子育て環境の向上を図ります。

③若い世代に対するライフデザインへの経済的支援

所得の少ない若い新婚世帯の新生活を応援し、少子化・子育て対策の一助とするために、引っ越し費用や家賃等の経済的支援を行い、若い世代の結婚や子育てに対する負担感を軽減し、結婚生活や子育てがライフデザインの選択肢となることを推進します。

④安心して妊娠出産できる環境づくり

妊娠期から子育て期において切れ目のない支援を行うため、産前産後サポート事業を実施し、妊娠時、出産時に出産・子育て応援補助金を支給いたします。そのほかにも、島外における妊婦健診・出産の際の宿泊費及び交通費に対する公費助成制度の実施、妊婦健診に対する公費助成の実施、医療支援を必要とする乳児に対する養育医療費の給付や島外での特定不妊治療を受診する際の宿泊費及び交通費に対しての離島地域不妊治療支援事業による公費助成の実施を引き続き行います。

Ⅱ 今を豊かに：安心して暮らせる仕組みづくり

次に、「今を豊かに：安心して暮らせる仕組みづくり」について申し上げます。

1 持続的に稼ぐ島づくり

はじめに、「商工・観光分野」として持続可能な観光地づくりに関する諸施策について申し上げます。

まずは、昨年度から引き続き商工業分野における新しい「稼ぐ力」の創出に取り組んでまいります。町内で新しいビジネスチャンスを活かし持続的に稼ぐ力を創出するため、創業支援協議会を通じて、創業前の機運醸成から創業後の経営支援に至るまで一貫して支援可能な体制とし、支援内容の充実を図ることで、本町における新規創業者の確保・育成を行う事業を展開してまいります。

また、ヨロン島観光協会のワンストップ支援体制の強化を図り、商工観光事業者等が安心して特産品開発や販売に取り組める環境を充実させるとともに、飲食店や宿泊施設等における地元産品の利用促進やメニュー開発支援等により、観光地としての「食」の魅力化と島内産業への経済波及の最大化に努めます。

さらに、近年、複雑化・多様化する消費トラブルに対応するため、知識と経験を備えた消費生活相談員を継続して配置するとともに、相談員のスキルアップを図り、消費者支援体制の強化に取り組んでまいります。

続いて、「観光分野」における持続可能な観光地づくりに係る諸施策について申し述べます。

本町の自然環境や生活文化、地域経済の持続性に配慮しつつ、ヨロン島観光協会等との緊密な連携のもと、観光を通じた地域経済への波及効果の最大化を目指して、令和7年度では次の施策を重点的に推進してまいります。

①持続可能な観光地経営の推進主体となるヨロン島観光協会の「観光地域づくり法人」（DMO）化に向けた体制強化や運営財源の確保等の重点支援を引き続き実施してまいります。

② J A Lグループとの連携プロジェクトにより、地域の住民や観光関連事業者における持続可能な観光に関する取り組みの普及推進や、旅行先で訪れた地域の環境や文化等に配慮できる来訪客、いわゆる「責任ある旅行者」の誘客に取り組むほか、地域としての国際認証の取得を目指して取り組んでまいります。

③ これまでに引き続き、美しい海や星空のほか、食や産業、歴史文化、島人との交流などといった「ありのままの島の日常」を活かした観光コンテンツの造成と運用体制の強化に取り組み、周年を通じた誘客と滞在日数や消費額の増加に努めてまいります。

④ サザンクロスセンター及びゆんぬ体験館の展示内容や活用方法について再度検討を実施し、国指定文化財となる与論グスク等の周辺エリアも含む一体的な利活用策を構築することで、観光拠点としての魅力向上や機能強化を図り、観光客のみにとどまらず地域住民も楽しめるエリアとして利用率の向上を図ります。

また、大金久地区については、周辺エリアの整備計画を検討するとともに、新たに開業する渚の交番「M u u r u」（ムール）を核として、国立公園の自然環境や景観、観光客や観光事業者等のエリアマネジメントを担う組織の立ち上げや、指定管理等による民間の活力を活かした魅力とにぎわいのある観光拠点の整備に努めてまいります。

⑤ 本年7月に予定されている沖縄県北部の大型テーマパーク「ジャングリア」の開業を見据えつつ、沖縄北部の自治体や交通事業者等との連携を強化・拡充し、広域連携による誘客と効果的な情報発信に努めてまいります。

⑥ 宿泊データ集計分析システム等を活用した観光データの収集・活用のほか、インフルエンサーやリピーターとも連携し、効率的・効果的な情報の収集及び発信に努めてまいります。

⑦ 宿泊施設等の観光施設の改修や機能強化に対する支援を行い、観光客の受入体制の充実や高付加価値化に取り組んでまいります。

最後に、持続的な観光の推進に必要な安定財源を確保するため、令和8年度中の「宿泊税」の導入を目指し、引き続き検討を進めるとともに、観光事業者が一体となった「旅先納税」の推進等に取り組んでまいります。

「農水産業分野」における令和7年度の施策につきましては、商品の高付加価値化及び生産コストの圧縮などによる生産性の向上を図り、農水産業従事者の所得向上に寄与するべく、各種施策の展開・推進を行ってまいります。

①農業の振興

日本の農業を取り巻く環境は、長引く不安定な世界情勢の影響による燃油・資材価格高騰などの影響により、農業全般における生産コストの上昇に加え、消費や流通が大きな変革を迎える中で、国内農業市場の縮小や人口減少・生産農家の高齢化などを背景とした担い手不足の問題など、我が国のこれからの農業のあり方についても対応が迫られています。

このような中であって、本町の農業を取り巻く環境は依然として厳しく予断を許さない状況ですが、国・県への働き掛けや連携を強化し、安定産地としてのブランド化、リレー出荷など「競争力のある強い産地づくり」を目標に、さとうきび、畜産、輸送野菜、花き、果樹を重点品目とする複合経営の推進を継続してまいります。

さとうきび振興につきましては、国・県事業を活用した助成事業等により、引き続き増産計画に基づく振興策を進めてまいります。また、農地集積や機械導入支援事業等による経営規模拡大に対する経営基盤強化支援、生産安定対策として積極的な水利用の推進、堆肥を有効活用した土づくり及び適期管理作業の推進により、農家の単収向上に努めてまいります。

畜産の振興につきましては、国内の畜産業界全体の厳しい現状として、長引く景気悪化や物価高騰などによる市場需要の低迷による子牛取引価格の下落に加え、飼料や資材、燃油などの生産コスト全般の高騰が続いている状況下にあります。

このような国内状況の影響を受け、各地における畜産農家の経営環境についても依然として厳しい状況が続いている中、本町においては、外海離島という更なる条件不利性も加わることで、二重三重の不利な経営環境に置かれることから農家の生産意欲減退が懸念されています。

このことから、低コスト飼料の確保と粗飼料自給率の向上による生産コストの低減、優良繁殖素牛の導入による商品性の高い子牛生産による生産性の向上など農家経営の安定化施策とあわせて、堆肥舎や環境資材導入助成、敷料供給による畜舎環境の改善等、環境に配慮した畜産環境の整備事業等による畜産振興に努めてまいります。

また、耕地面積の少ない本町における農地の有効活用と良質堆肥による土づくりの推進のため、さとうきび作などの耕種農家と連携し、耕畜連携の更なる推進に努めます。

園芸の振興につきましては、輸送野菜の生産拡大・品質向上のため、

さといも優良種子及び自家種芋確保対策、トンネル資材、パイプハウス等の園芸施設導入事業を継続するとともに、防風対策のための資材導入や生産関連作業委託費などの一部助成、生産技術及び生産体系確立のための各種講習会や研修会の実施、農林水産物輸送コスト支援事業による輸送費支援等を行い、園芸農家の経営基盤強化に努めてまいります。

果樹及び特産作物についても、生産振興及び新技術・新品目導入の検討やI P M（総合的病害虫・雑草管理）技術など総合的な病害虫対策をはじめとする諸施策により、持続可能な営農体系の構築を図ってまいります。

②水産業の振興

本町の水産業は、漁業従事者の高齢化や水産資源の減少などの問題に加え、燃油価格の高騰などを背景として漁業活動に係る経費負担の増大が続いており、漁業従事者の経営が圧迫される状況が長引く課題として存在しています。

これまでに奄振事業を活用した製氷施設の機能強化や、漁獲物の輸送・出荷のためのコンテナを導入し、水産物の安定的な出荷体制の構築に寄与する環境整備を実施しています。

加えて、令和7年度では茶花漁港において漁業従事者の使用する漁船を陸上へ上架・整備する施設の強化改修を実施する予定としており、他地域への回航を余儀なくされていた大型漁船の整備を本町内において実施可能とすることで、安全性及び利便性のある漁業活動が可能となるための環境整備を行ってまいります。

水産資源の持続可能性の確保に係る施策については、これまで継続して実施している国の離島漁業再生支援交付金を活用した事業を推進し、藻場造成など水産資源の回復への取り組みを推進してまいります。

水産物の輸送等に係る事業者負担の軽減については、今年度より適用範囲が拡充されました農林水産物等輸送コスト支援事業を新年度においても活用し、輸送・流通経費の負担軽減策を実施することで、漁業者の経営安定及び販路拡大による所得の向上を図ってまいります。

③地元生産物の域内外での消費拡大策の推進

近年の我が国における国内農水産物の市場価格の上昇及び輸送コストの増大による島外からの移入農水産物の小売価格高騰への対策として、島内で生産される農畜産物等の有効活用を積極的に推進するとともに、消費拡大と「食」を活用した産業の多角化を図り、観光産業等と連携し

た商品開発に努めてまいります。

また、原料の確保や販路開拓も重要であることから、原料の生産体制強化や市場調査など農商工連携による体制づくりに取り組み、農水産物の6次産業化による消費拡大と奄振事業等も活用した特産品開発の促進を図るとともに、特産品開発支援センターでの事業者育成、加工技術の向上に係る研修会の開催等を通じた生産基盤の確立を進めてまいります。

2 健康づくりの推進

①健康づくりの推進

本町における町民の皆様の健康づくりにつきましては、健康づくりに関する長期ビジョンである「健康よろん21（第2次与論町民健康づくり計画）」に基づく、各事業・施策の実施を引き続き進めてまいります。

②互いに支え合う福祉環境の充実

本町におきましては、近年高齢化率の上昇が続く傾向にあります。こうした状況の中で高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護や介護予防、生活支援等を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、事業者だけでなく住民等が参画するような多様なサービスの構築に取り組みます。

また、引き続き敬老バス無料乗車券及びタクシー乗車券の支給による高齢者等の交通弱者支援を行ってまいります。

加えて、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な事業の実施につきましては、与論町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づいて、疾病予防や重症化予防、要介護者等が自分らしく自立した日常生活を送ることができるよう、関係機関と連携を取りながら推進してまいります。

3 くらしを守る対策

①水道事業・下水道事業

水道事業については、人口減少に伴う使用量の減少、老朽施設の更新増加を見越し、公営企業として経営の安定を図るとともに、安全な水道水の安定供給に向けて次のことに取り組んでまいります。

まずは、アセットマネジメント・簡易耐震化診断をもとに将来に向けた更新計画の策定を進めます。次に、浄水場の機能維持を図るためにイオン交換膜の洗浄取替、監視システムのクラウド化、淡水化施設の保守点検を行い、水質の安定に努めます。さらに、有収率の向上のため流量計を活用した流量調査及び漏水調査を進めながら、建設改良工事による老朽管の更新に努めてまいります。

また、下水道事業については、公営企業として健全な経営を目指すとともに、維持管理適正化計画を活用し、適切な事業運営を行います。排水処理施設の機能強化対策事業による施設機械更新を進めながら、既存施設の点検整備を図り、放流水質の適正管理による環境保全に努めてまいります。

②情報提供・情報共有の推進

現在、町内における行政情報の伝達手段として小組合文書や町広報誌、公式ホームページなどが用いられていますが、より幅広い方々を対象とした情報アクセス環境の向上について、本町といたしましてもアプリなど新たな媒体を活用した情報発信の検討を行っています。これにより、避難勧告などの緊急情報やイベントの告知、その他緊急のお知らせなど、リアルタイムで大勢の方々が即時に必要な情報を取得できるよう取り組んでまいります。

③住宅整備の推進

近年、本町の人口対策や官民各分野における担い手の確保策を進める上での喫緊の課題である住宅不足解消に向けて、町営単独住宅整備や空き家改修事業、住宅整備支援補助事業の継続など、さまざまな手法を取り入れながら整備を進めてまいります。

④防災・災害体制

令和7年度における災害対策については、各集落における自主防災組織や町内の学校を中心とした津波避難訓練を昨年度に引き続き実施するとともに、津波災害や水害を想定した低地に居住されている要援護者の個別避難に係る各組織の連携体制の強化を進めてまいります。

また、町内最大の指定避難所である砂美地来館につきましては、整備後30年余りが経過しており、避難所としての機能を十分に発揮するために、奄振事業を活用し災害発生時の避難者の収容施設としてしっかりと安全を確保できるよう、施設機能の強化改修を実施してまいります。

あわせて、災害により多数の避難者が発生した際に必要となる食料品や各種生活物資の備蓄につきましても、指定避難所を中心として、災害対応物資の備蓄体制の強化を行ってまいります。

四方を海に囲まれた外海離島である本町においては、沿岸域における海難の発生リスクへの対策も怠ることはできないと考えます。

海難発生時におけるいち早い人命救助を遂行可能とするために、初動対応や官民の各関係機関の連絡・出動体制の強化に係る各種訓練を今年度においても実施していくほか、来訪客や住民の安全な海の利用に寄与する情

報提供や啓発活動など、平時における海難防止のための取り組みを展開するとともに、各組織の連携の要となる水難救済会の組織体制や運営内容の強化も図ってまいります。

こうした災害への備えに係る各種の施策を進めていく上で、各組織の連携体制や初動対応の機動性の確保を図っていくためには、各対策の中心となる人材が必要不可欠です。そのため、本町では令和7年度から防災分野における人事体制を見直し、新たに「地域防災マネージャー」の資格を有する人材を「地域防災専門員」として採用し、総務企画課に配置する予定としています。

Ⅲ 宝を守る：ここにしかない伝統と自然を次世代に繋ぐ地域づくりと教育の推進

3点目の「宝を守る：ここにしかない伝統と自然を次世代に繋ぐ地域づくりと教育の推進」について申し上げます。

1 景観条例の制定

与論町のかげがえのない宝であり、町民が等しく享受する共有の財産である美しい景観を守り、次世代の子供たちに残せるよう、今年度において町内の各関係者や有識者を交えて「与論町景観条例検討委員会」を複数回開催し、与論町景観条例の制定並びに与論町景観計画の策定に向け準備を進めてきたところです。

当初、令和6年度中の制定を予定しておりましたが、委員会における議論や検討に当初の想定以上の時間を要したため、令和7年度での制定を目指し引き続き作業を進めてまいります。

2 教育・文化

本町における教育の推進については、我が国における教育に関する各法令・規則や鹿児島県及び本町の教育方針に即しつつ、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、「個性が輝き 島が輝く 誠の教育」～最南端は最先端～をキャッチフレーズに「夢や希望をもち、粘り強く学び、困難を乗り越えたくましく生きる人間の育成」を目指す教育を推進し、各学校の自主的な教育活動を支援し、最先端の教育の具現化と発信に努めます。

そのための方策として、令和7年度においても引き続き本町における教育関連施策について、教育委員会との連携による協議・検討の更なる活性化を図り、「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」、「信頼され、地域とともにある学校づくりの推進」、「地域全体で子どもを守り育てる環境づくり

の推進」、「生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興」を重点施策として掲げ、教育行政の充実を図ります。

①社会の変化に対応できる力を育む教育の推進

本町において育つ子供たちが、将来社会を構成するかけがえのない一員として活躍できる力を伸ばしていけるよう、教育環境の整備を図っていく必要があります。そのため、学校教育において子供たちと主体的・対話的で深い学びが可能な環境を充実させ、基礎学力の確実な習得と、自ら学び、主体的に判断・行動し、問題解決能力や表現力を伸ばす教育の更なる充実に資する取り組みを推進してまいります。

特に、本町における特色ある教育の1つである海洋教育においては、子供たちがこども園から小中高まで一貫した教育体制の中で、地域を支える次世代人材として広く活躍できる力を個々の特性を活かして伸ばすことのできる環境の確保が重要です。

そのために、令和6年度までに取り組まれてきたプログラムをさらに強化し、地域との連携を推進するとともに、子供たちの非認知能力を伸ばす教育、教育カリキュラムの魅力化など本町の教育環境の更なる拡充に引き続き取り組んでまいります。

また、町内の小・中・高校間のシームレスな学びの接続と、学校・地域との間の連携体制の強化を進めることで、子供たちが地域から学び続けることのできる探求学習の充実を目指します。

これら海洋教育の推進・拡充に係る各施策の展開により、与論で学ぶ子供たちの自己肯定感や粘り強さ、地域を愛する心や社会貢献意欲の向上を促進してまいります。

学力面では、個別指導や自主学習の推進を図り、学習指導要領の趣旨に基づく、学びに向かう力の醸成に努めるとともに、デジタル教科書やタブレットを活用し、デジタルの強みを活かして他のさまざまな教材やソフトウェアと効果的に組み合わせ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

さらに、家庭学習等、親子の悩み全般に寄り添い、教育委員会として提供可能なサポートやアドバイスを最大限行っていきます。

また、この島の先人たちから継承されてきた伝統文化を尊重し、それらを育んできた郷土の環境や身近な島の暮らしを愛し、誇りに思う心を養うとともに、望ましい勤労観・職業観を身につけられる教育環境づくりに努めてまいります。

②信頼される学校づくりの推進

学校教育が十全にその役割を果たすためには、学校に通う子供やその保護者、地域の方々との緊密な信頼関係が必要不可欠です。

本町において、皆様から信頼される学校づくりのために、保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を述べる事が可能な学校運営協議会制度を新年度から導入し、地域と一体となり開かれた学校づくりを推進します。

また、教職員の資質向上に努め学校運営を充実させるとともに、PTA活動の活性化を通して保護者・地域との連携を深め、安全・安心な学校づくりを推進します。

新学校給食センター整備については、建設検討委員会の御意見をもとに、基本計画の策定過程において建設場所や整備内容、事業費等を調査し、最適な事業規模により設計業務を進めてまいります。

老朽化が激しい那間小学校校舎については、児童が安心して快適な学校生活が送れるように、一時使用校舎を整備します。

また、こども園、小学校、中学校、高等学校の緊密な連携のもと、幼児教育、学校教育、家庭教育の一貫した体制での教育施策の推進を図るとともに、幼児、児童生徒の健やかな成長を促進するために教育機関のみにとどまらず、各関係機関とも連携を進めてまいります。

あわせて小中学校の児童・生徒数の減少の抑制及び中学校・高等学校における学年2学級維持を図りつつ、一人一人の進路実現のために、魅力ある学校づくりの推進、与論町ふるさと留学制度の利用促進等に努めます。

③地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

人づくりは、家庭はもとより、地域が担う役割が大きいものです。

子供を「島の宝」として地域で育てる風土を生かし、スポーツ、文化活動等に関わる関係団体・機関、連盟、PTA・子ども会活動の活性化と充実を図り、体育・スポーツ、伝統・文化的な地域行事を通して、地域全体で子供を守り育てるための取り組みを推進します。

その一つとして、県内でも先駆的な取り組みとして注目されている、与論中学校の部活動の地域展開を一層充実し、学校と地域が連携したスポーツ環境・文化芸術環境づくりを進めます。

④生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

町民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所でスポーツや文化等について学べ

る環境づくりを目指します。

あわせて、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、さまざまな芸術に親しむことは、豊かな心の育成や地域創造につながります。

令和6年度末をもって中央公民館が閉館となりますが、学びや体験、交流の場が途切れることのないよう、公民館教室を含め、これまで中央公民館において提供されていた機能は、各種公共施設や自治公民館等に分散させるなど活動拠点を地域に移し、施設の有効活用や集落の活性化への期待も含め、更なる伝統・芸能・文化活動の推進、充実に努めてまいります。

与論城跡の国史跡指定に向けた取り組みについては、これまでの調査成果が認められ、国の文化審議会から文部科学大臣へ、新たに国の史跡に指定するよう答申が行われています。このほかにも島内に存在する多くの文化財について、調査・記録・保存に取り組んでまいります。

予算の編成。

次に、各施策実施の裏付けとなる令和7年度予算について概要を御説明いたします。

本町の令和7年度一般会計当初予算につきましては、子ども・子育て関連事業の拡充、耕地災害対策事業による措置、非常備消防における10トンタンク車の購入費などを盛り込んだ予算編成となり、対前年度比8.9%増の歳入歳出55億8660万円を計上しています。

また、特別会計については、国民健康保険（事業勘定）事業、と畜場、介護保険事業、後期高齢者医療事業の合計で、前年度比5.3%増の16億7977万3000円となっています。

水道事業会計については、前年度比7.1%増の1億8432万1000円、下水道事業会計が5466万7000円となっています。

これら一般会計、特別会計、企業会計をあわせた予算総額は75億536万1000円で前年度に比べて8.0%の増額となっています。

なお、予算編成の過程で生じた財源不足については、財政調整基金から3億2814万8000円を繰り入れています。

以上、令和7年度の主な施策の概要等について申し上げます。

本方針の冒頭において申し上げましたとおり、令和7年度においては、第6次与論町総合振興計画及び第3期与論町総合戦略に掲げた将来像及び人口ビジョンの実現に向け、各般における施策を着実に推進してまいります。

そして、訪れる場所、住む場所、働く場所、帰る場所、子供を育てる場所、挑戦する場所として、さまざまな皆様から「選ばれる」与論島となるべく、将来につな

がる持続的な発展の嚆矢となる島づくりに引き続き取り組んでまいります。

これらの施策は、私ども行政のみによって結実するものではなく、議会をはじめ、町民の皆様方の御理解と御協力が不可欠です。

議会の皆様、そして町民の皆様に対しまして、今一度、本町の行政運営への御理解と御指導・御鞭撻を心よりお願いを申し上げます、令和7年度の施政方針とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 町長の施政方針の説明を終わります。

暫時休憩をします。5分後に再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前9時45分

再開 午前9時50分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第9号 与論町課設置条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、議案第9号「与論町課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第9号、与論町課設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、新たに「こども未来課」を設置するために、与論町課設置条例の一部を改正しようとするものです。

こども未来課は、これまで各課にまたがっていた子供関連業務の集約化を図り、少子化対策や子ども・子育て支援施策の充実強化を図るために設置しようとするものです。

また、国が各市町村への設置を求めている「こども家庭センター」の機能についても、こども未来課が担うこととしており、妊産婦、子育て世帯、子供が気軽に相談できる身近な相談機関としての機能も備えていきたいと考えています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8 番、大田英勝議員。

○8 番（大田英勝議員） 改正前の健康長寿課のところで、「DV・虐待等に関すること。」があるのですが、改正後にはこれが無くなっているのは、何か理由があるのでしょうか。事務分掌の件で。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

旧来のDV関係のことについてですが、児童関係、それから一般の方、高齢者虐待とか児童虐待、ドメスティックバイオレンスといったところですが、新しい事務分掌のところで、条例等の括りでは児童福祉とか高齢者福祉も含めるということで、新たにDVというのを頭出しするのではなくて、そこはこども未来課とか健康長寿課のそれぞれの管轄の高齢者だとか子供関係とかで対応していくところで除いているところです。また、この後、規則等の設置でそういったところを明確に設定していくということでして、条例ではこれまで健康長寿課にありました「DV・虐待等に関すること。」というのを除いて、こども未来課、健康長寿課それぞれの子供関連のところ、大人のところで対応していくということで除いたところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 8 番、大田英勝議員。

○8 番（大田英勝議員） あと1点なのですが、町民生活課のところで、5番目に「生活困窮者支援に関すること。」が改正前に入っているのですが、改正後はそれが無くなっているということで、これについてもちょっと説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） こちらも町民生活課の「社会福祉に関すること。」にもう含めるということで考えておりまして、生活困窮者の部分も規則の方に移すということで、条例としてはもう社会福祉という括りにしようということで改正を行っています。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） この新しいこども未来課というのは、健康長寿課の横に設置するのですか。どこに設置する予定ですか。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

現在の保健センター内に設置したいというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第９号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第９号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第９号、与論町課設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第９号、与論町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第６ 議案第１０号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第６、議案第１０号「町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第１０号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、与論町特別職報酬等審議会の答申を受け、特別職である町長、副町長及び教育長の給料を改正しようとするものです。

現行の特別職の給料は、市町村合併をせず単独で存続していく道を選択し、行財政改革を進める中、平成１９年１０月１日から引き下げられ、現在に至っています。

特別職給料の引き下げ改正から１８年が経過し、国や本町の社会経済情勢の変化や近隣町村の特別職給料の状況を鑑み、現行の特別職給料を引き下げ前の給料水準に戻すことを提案するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） それでは質問いたします。ただいま町長からの提案理由をお聞きしますと、この市町村合併によって引き下がったことを元に返すということですが、私はこれは元に返すというのであれば、平成19年10月以降の与論町の町長等の給料というのが、副町長、教育長の給料が私は昨日明細を頂いているのですが、町長が73万円、副町長が57万6000円、教育長が54万4000円となっています。そして、今回の改正案につきましては、与論町長が75万円、副町長が58万円、教育長が55万円となっていますが、その幅と言いますか、73万円から75万円で2万円の増、そして57万6000円から58万円が4,000円の増、そして54万4000円から55万円ということで6,000円の増となっていますね、この改正案はですね。私は反対するということではありませんが、その元に返すということであれば、この平成19年10月以降の給料に戻していただければ大変ありがたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） その件についてお答えいたしたいと思います。

まず、この特別職それから次の議案でもありますが、議員の報酬改定の議案もまとめてなのですが、そもそもちょうと時間をいただいて、この議案の上程に至った経緯とかというのを含めて御説明させていただきたいと思います。

本議案の上程に先立ちまして、先月2月7日に、与論町特別職報酬等審議会条例に基づきまして、与論町特別職報酬等審議会を開催いたしました。審議会の委員には、与論町社会福祉協議会会長様、それから与論町自治公民館連絡協議会会長様、それから奄美農業協同組合与論支所統括理事様、そして与論町漁業協同組合代表理事組合長様、それから与論町商工会会長様、以上5人の方を委嘱しまして、現在の特別職給与及びその議員報酬の状況等を説明いたしまして、審議会の審議を経て、全会一致でこのたびの議案の上程ということに至っています。また、この審議会から今回審議の対象となった特別職給与及び議員報酬等について、直近の改定から特別職については約18年間、議員報酬額については約22年間も期間が開きすぎており、国内の経済情勢の動向、それから地域の状況等を適切に反映した報酬等とすべく、町長や議員の任期中に少なくとも1回は開催することなどが望ましいという意見もいただいたところでありました。本町の特別職、これは町長、副町長、教育長ですが、その給与の現状を申し上げますと、現行の給与額は平成19年10月から引き下げられ、それから現在に至っています。そのときの給与額の減額が、町長がマイナス12.3%、副町長がマイナス9.7%、教育長が9.9%引き下げられ、

現在まで18年間引き下げられた状態で来ています。現在の与論町特別職の給与水準を県内の町村、これは本町を除いた県内の23町村ですが、その平均値と比較したときに町長がマイナスの11万3000円、副町長がマイナスの7万2000円、教育長がマイナスの6万8000円という、平均値よりも大分低い金額となっています。特に町長、副町長においては、県内の23町村の中で2番目に低く、それから教育長に至っては、県内町村で最も低い金額となっている状況にあります。そして、平成19年10月から特別職の給料を引き下げた主な理由といたしましては、先ほどの町長提案でも触れていますが、市町村合併問題がございました。本町は、平成15年11月に実施された市町村合併の是非を問う住民投票において、圧倒的多数で沖永良部の2町との市町村合併をせず、単独で存続していくという選択をしたという出来事がございました。当時は国の構造改革の一環として、地方交付税も年々減少していくと言われ、本町が単独で生き残っていくためには、より一層の行財政改革を進める必要があったということがございまして、そういった中で特別職の給料、それから議員の報酬も引き下げられて現在に至っているところです。しかしながら、そういった当時の状況から18年が経過いたしまして、本町の現在の予算規模は当時の予算規模と比較しましても、10億円以上も上回る予算規模となっています。また、地方交付税を見ても当時に比べ7億円以上も増えておりまして、現在27億円の普通交付税を歳入している現状にあります。本議案は、引き下げた平成19年10月以前の引き下げの給与水準に戻すことを基本としていますが、近年の国の動向とか、いろいろな本町の社会経済情勢の変化、それから県内及び近隣町村の特別職給与の状況等を鑑み、本議案の上程の金額に至ったわけです。こちらの方はまた与論町特別職報酬等審議会でも、この改定案は妥当だということで全会一致でいただいております、それをもとに今回提案させていただいたところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） いろいろと具体的内容はわかったつもりですが、やはり町民の目線から見ますと、この急激な金額、町長も11万円ということで、本当に町民が納得するだろうかというその町民の目線で考えてみた場合ですね、これはどうも大きすぎるのではないかという意見がいろいろあるのではないかと思います、大変懸念しているわけです。そういったことも含めて、ひとつ再度御検討をさせていただきたいという要望もあるのですが、皆さん方がいろいろと議論されて、これで決定することですので、あとは町民に説明がつくように、ひとつその点もまた努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） いろいろ龍野総務企画課長の方から、昨日も説明いただいたのですが、今日はまたより詳しくこれまでの経緯等につきまして、また審議会の方の意見等も説明をいただきましてよくわかってまいりました。去る 1 月の臨時議会におきまして、職員の皆様の給与改定がございました。それで私は会計年度任用職員はじめ、やはり底辺の職員の給与は特に上げるべきだということで発言をしたことですが、今回、今、林議員の方からもありましたように、やはりこの 18 年前のことを町民の方々に説明をするというのを、皆様方の中にはそういうことがあったのという、非常にそういう事実関係もわからない、認識もないという方々も多いでしょうが、やはり私は当初、昨今の物価高騰対策かなと思って見ていたんですよね。1 号級から 6 号級まであるわけですが、やはりその中堅となる 3 号級の方々が、この間 5 % から 6 % 程度のアップがされていたと。ですから、これは私はやはり職員と町長等と気持ちを 1 つにしながら仕事を一緒にやっていくという意味合いからして、この物価高騰対策の一環として、これはこの程度だったら是非改定をすべきだと感じ取ったんですが、最近本当に先ほどの施政方針にもありましたが、昨今の農業関係を取り巻く環境、それからウクライナ紛争の問題も全く先が見えないと、最近はまだ米不足とそういう騒動まで起きていまして、非常に厳しい状況下で、この 18 年前に一旦下げたからこれを復元するんだという説明が、各関係団体は理解をしたとしても、町民の方々が果たしてこれで理解がいただけるものかと思ひまして、私はできるのであれば、段階的に何段階かに分けてやはりこの問題も含めて、昨今の物価高騰対策も含めて、慎重にすべきだというふうに僕は認識しているのですよ。そういうことでどうですか、町長、御意見をもう一度お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ただいま高田豊繁議員の質問にお答えします。

確かに、段階的に引き上げるのが私は順当だと思います。でも今、与論町特別職報酬等審議会に私が中に入って、私の報酬をいくらにしてくれと金額は言えないわけですよね。それで、当然私は、町長は特別職で、副町長も教育長もそれなりの周りの状況がどうだとかではなくて、僕は特別職というのは特別職である待遇が当然あっていいと基本的には思っています。田畑個人が今の給与、報酬に対して不満を申しているわけではありません。でも、元に戻すということもあれですが、実際に与論町長としての報酬はいかがなものかと問われれば、私は全然その報酬でいいのではないかと。そこで一旦戻してもらって、そこから状況を鑑みて、ほかの県のいろいろな特別職の人たちに近いように一旦なるわけで、そこで情勢によってその給料がどうなのかというのは、その後の審議会をまた重ねながら、その後に僕はある

のではないかなと思っています。私の考え方で段階的にそれを上げてくれという要望もできないですし、それは当審議会が出された結果なので、それを受け入れたというところですよ。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） 同様の質問になりますが、私は報酬を上げることに対しては非常にいいことだと思っています。しかしながら、先ほどからありますように提示されている金額の上げ幅が非常に大きいということで、果たしてさっきもありましたが、町民が本当に納得し、そして町民の理解が得られるかということを非常に疑問に思っています。そこで、少しその上げ幅を計算してみました。町長が月11万円の12カ月で132万円、そして副町長が6万円の12カ月で72万円、そして教育長も6万円×12カ月で72万円、あわせると1年で276万円。そしてこれに期末手当等々約80万円ぐらいかかります。加えると約356万円になるわけです。大変な額です。町の今の財政も大変厳しい状況にあると思っています。そして、生活困窮者もたくさんいます。特に子育てをしている方々、物価高騰で大変苦しんでいらっしゃるかと思っています。少しでもそういう方々の助成に回すことができればいいのかなと、個人的には思っています。そういうことで、是非また再度修正をし、提出をしていただきたいというのが私の思いです。以上、総務企画課長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） ありがとうございます。今回提示した改正案ですが、この金額がこういった数字になるかというところをちょっと説明させていただきます。

鹿児島県内に23の町村がございます。与論町を除いた23の町村を平均した給与額が、町長が75万3913円、副町長が59万2434円、教育長が55万8782円ということで、今回の改定案に大体近い数字になっています。それは平均額です。それをさらに大島郡内の町村、村が2つあり、そのほかまた町がございますが、ほとんどの町村が人口に関係なく、同額の首長さんの給与額とか、副町長の給与額、教育長の給与額、同額のところが大多数のところですよ。そこは、今回与論町が給与改定をした額よりもさらに高い金額になっています。今回給与改定をしたとしても、その大島郡の大多数の町村の給与額よりかはまだ低い状況となっています。特にまた隣島の沖永良部2町に関しても、ほかのほとんどの町村と同じような金額の設定となっております、そこにもまだ至っていない金額ということですので、何とか御理解いただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

3 番、吉田勉議員。

○3 番（吉田 勉議員） 先ほど3人の議員さんからありましたが、私も最初この上げ幅を見たときに、私たちは町民の代表で出てきていて、この10人で本当にこの上げ幅を認めていいのかという感じで、最初は悩みました。そして市町村合併のときに関係者の方々がいろいろ努力をして、職員の給料も全部下げて、そのときの当時の町長さんが思い切った自分の給料もみんな下げていくという感じで、大きな決断をして市町村合併をしないという選択されたわけですね。その中で、今回の上げ幅を見て元に戻すというのを考えたときに、すごい決断だったのだなというふうに今感じています。その上げ幅について3人の方からありましたが、確かに町民がこれを我々は数字で見るのですが、ほかに伝わっていったときにこの金額を聞いたら、ほとんどの町民の人たちがびっくりすると思います。皆さんおっしゃっているように、本当に段階的な上げ方であればそんなにといいですか、この金額についてはではないのです、上げ幅についてみんなびっくりするだろうなということでしたけど、また近いうちに、できればその町政報告会などを早めにもっていただいて、これについては行政の方は説明責任があると思いますので、それについてはこれは金額の問題ではなくて、上げ幅がちょっとだけ大きかったものですから、町民の方々が聞いたらびっくりすると思いますので、できれば早期にさっき申し上げたように、町政報告会などをもって、できるだけ町民に理解してもらうように努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） ありがとうございます。やはり今の町政の中で大変厳しい現状の中で、これだけの上げ幅というのは非常に私も心苦しいというのが非常にありました。私もいろいろな行政、陳情とか上がってまいったときに、やはり郡内の中で一番最下位で、その中で与論町としていろいろな課題を郡内の町村長と一緒にあって、事業を国や県の方に上げる責務というのは非常に大きいものがございます。やはりそういった中で、群島内でも各市町村長の給与報酬も同じ形で並みに持っていて、それがみんなが共通理解をしていただいて、国や県の方にそういう要望ができるのではないかというふうにも思います。ただ、そういう中で我が与論町だけすごく報酬が少ないという形になれば、なかなか町の責務というか、そういうものにも大きく影響するのではないかというふうにも考えますし、ここはまた議会の方々の判断ですので、これで答弁を終わりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 3 番、吉田勉議員。

○3 番（吉田 勉議員） それについても、次の町政報告会あたりでそういった内容の

説明をしていただいて、この郡内のほかの市町村にあわせて、こういう感じですよということも説明をして、理解をさせていただきますようにお願いします。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１０号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第１０号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第１０号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第１１号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第７、議案第１１号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第１１号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、与論町特別職報酬等審議会の答申に基づく議員報酬の改正及び学校医等の報酬改正を行うものです。

現行の議員報酬は、市町村合併をせず単独で存続していく道を選択し、行財政改革を進める中、平成１５年４月１日から引き下げられ、現在に至っています。

議員報酬の引き下げ改正から２２年が経過し、国や本町の社会経済情勢の変化や近隣町村の議員報酬の状況を鑑み、現行の議員報酬を近隣町村の水準まで引き上げることを提案するものです。

また、学校医等の報酬につきましても、今般報酬額の引き上げを行っています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１１号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第１１号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

————○————

日程第８ 議案第１２号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第８、議案第１２号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 12 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設する刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）が令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例について所要の整備をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 12 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 13 号 与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第9、議案第13号「与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第13号、与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）第1条の改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第2が廃止されることに伴い、同表を引用している条文を改め、及び、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）により、番号法のマイナンバーに関する所要の改正等が行われることに伴い、既存の引用条文に条ずれが生じるため引用箇所を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号、与論町行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、与論町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第14号 与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第10、議案第14号「与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第14号、与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、与論町ヨロン島サンゴ礁条例の事業区分を改正しようとするものです。

事業区分は、与論町が寄附を募って行おうとする寄附事業を提示しているもので、現行の事業区分は、サンゴ礁保全、ヨロンマラソン、与論十五夜踊り、その他離島の振興の4種類と少ないため、特定の寄附事業に寄附が偏る傾向にあります。

このため、今回新たに、子育て、教育、観光、定住促進、環境、衛生、健康増進、医療、福祉、スポーツ、文化振興等に関する事業を寄附事業として提示し、寄附者の関心のある事業への寄附を促すとともに、寄附金の有効活用を図ってまいりたいと考えています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 改正後の5番ですね、「その他、まちづくりに必要な事業」とありますが、この改正前のサンゴ礁と共生する環境の保全とか、ヨロンマラソン大会、与論十五夜踊り、離島の振興という、この事業はここに含まれますか。確認の意味でお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

例えばサンゴ礁ということであれば、改正後の（３）サンゴ礁保全に含まれるということ。それから、ヨロンマラソンであれば、スポーツ・文化振興等の事業の（４）に含まれるということ。それから十五夜踊りの保存に関することであれば、同じく（４）の文化振興に関することに含まれるということで、改正前の（１）、（２）、（３）の３項目については、それぞれ含まれているという認識です。それから、離島の振興ということが大きく（４）番目にあったわけですが、この離島の振興に寄附される方が大多数いらっしゃるって、例えば、細分化されているヨロンマラソンにその寄附を使いたいのですが、ヨロンマラソンのところには寄附が集まらないというところもあるので、ヨロンマラソンとかをもっと広くスポーツ・文化振興に関する事業とかに広げるという形で、いろいろな寄附金の有効活用を図っていくというところなんです。（５）の「その他、まちづくりに必要な事業」ということは、この（１）から（４）までに含まれないいろいろなものを寄附事業として活用したい場合には、そこを活用するというところを想定しています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第１４号、与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１４号、与論町ヨロン島サンゴ礁条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 5 号 与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第 1 1、議案第 1 5 号「与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 1 5 号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、戸籍法の改正により、本籍地以外での戸籍証明書等の交付（広域交付）及びオンライン上で行政手続をする際に利用する戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に関する事務を開始することに伴い、これらの証明交付等に係る手数料の額を定めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 1 5 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 5 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 5 号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 5 号、与論町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原

案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 12 議案第 16 号 与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第 12、議案第 16 号「与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 16 号、与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本改正は、与論町死亡獣畜処理センターの建て替えに向けた基金積み立てに際し、与論町一般会計剰余金等の基金への積み立てに係る条例の整備が必要なため一部改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番、原栄徳議員。

○5 番（原 栄徳議員） 新旧対照表のところで、改正後の（5）番、基金から生ずる収入額とは何でしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

（5）の基金から生ずる収入額についてですが、基金を積み立てる際に出てくる基金の預金利子になります。その預金利子の方を一旦一般会計に入れまして、そちらをまた基金の方に積み立てるという形の利子収入になります。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 16 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号、与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、与論町死亡獣畜処理センター基金設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第17号 与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第13、議案第17号「与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第17号、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、公営住宅の入居収入基準を新たに設けるとともに、住宅に困窮する低額所得者が保証人を確保できないことを理由に入居できないことがないように、保証人に関する規定を削除するため必要な改正をするものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第17号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第１７号、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号、与論町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１４ 議案第１８号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第１４、議案第１８号「与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第１８号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和６年８月８日付けの人事院勧告に鑑み、企業職員の諸手当の改正のため所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１８号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第１８号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第１５ 議案第１９号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第１５、議案第１９号「与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第１９号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、「給水加入金」に関して消費税の課税対象であることを明記するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第１９号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。5分ほど休憩したいと思います。10時52分から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前10時54分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第16 議案第20号 令和6年度与論町一般会計補正予算（第14号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第16、議案第20号「令和6年度与論町一般会計補正予算（第14号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第20号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第14号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとして、奄美群島成長戦略推進交付金8846万6000円、緊急防災・減災事業債5850万円、災害復旧事業債3740万円などを追加しています。

次に歳出の主なものとして、町単独改良事業費3598万2000円、港湾対策費3200万円、災害対策費1億3678万円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億5344万7000円を追加し、一般会計予算総額60億5521万2000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、大田英勝議員。

○8 番（大田英勝議員） 30 ページ、観光施設整備事業費の中で、持続可能な観光受入施設整備ということで900万円が計上されていますが、この件について説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えさせていただきます。

この持続可能な観光受入施設整備事業につきましては、奄振事業の令和6年度の補正予算を活用しまして、当初、令和7年度で計上を予定しておりました公衆トイレの洋式化とかバリアフリー化を、今回の事業で実施をしたいというふうに考えています。これにつきましては、令和6年度の補正予算で付けまして、令和7年度の方に繰り越しをして実施をしたいというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第14号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第14号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 17 議案第 21 号 令和 6 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第 17、議案第 21 号「令和 6 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 21 号、令和 6 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、保険給付費等交付金 394 万 7000 円を減額しています。

歳出の主なものとしましては、健康づくり推進事業費 101 万 7000 円を減額しています。

歳入歳出それぞれ 394 万 7000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 2905 万 1000 円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 21 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号、令和 6 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第22号 令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第18、議案第22号「令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第22号、令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、第1号被保険者保険料を5332万1000円減額し、介護給付費繰入金を5558万6000円追加しています。

歳出の主なものとしまして、任意事業費50万円、一般管理費45万1000円などを減額しています。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ178万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6885万円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第5号）

を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第23号 令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第19、議案第23号「令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第23号、令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金142万6000円を減額しています。

歳出では、総務費一般管理費6万9000円、後期高齢者医療広域連合納付金83万8000円及び保健事業費健康保持増進事業費51万9000円を減額しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8549万3000円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第２３号、令和６年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号、令和６年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 日程第２０から日程第２６までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

—————○—————

日程第２０ 議案第２４号 令和７年度与論町一般会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第２０、議案第２４号「令和７年度与論町一般会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第２４号、令和７年度与論町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和７年度一般会計当初予算の総額は５５億８６６０万円となり、対前年度比８．９％の増額となっています。

歳入の主なものとしまして、町税が前年度より２２万２０００円増額の３億４６２４万８０００円、地方交付税は５９２万１０００円増額の２４億５００９万円で計上しています。

町債の総額は５億３０５０万円となっています。なお、予算編成の過程で生じた財源不足につきまして、財政調整基金から３億２８１４万８０００円を繰り入れています。

次に歳出の主なものとしまして、総務費で電算管理費８６９７万４０００円、民生費で障害者福祉費２億７０１４万円、子ども・子育て支援事業費２億９１８万６０００円、衛生費で塵芥処理費１億５１９０万２０００円、農林水産業費で耕地災害対策事業費５３３７万５０００円、農林水産物輸送コスト支援事業費４２８８万９０００円、商工費で観光拠点施設管理費５１８３万４０００円、土木費で社会資

本整備総合交付金事業費 7 2 7 3 万 1 0 0 0 円、消防費で常備消防費 1 億 2 3 5 8 万 3 0 0 0 円、非常備消防費 1 億 5 8 0 8 万 7 0 0 0 円、教育費で I C T 環境整備費 3 0 8 6 万 7 0 0 0 円、公債費で 6 億 4 1 2 1 万 2 0 0 0 円などを計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

————○————

日程第 2 1 議案第 2 5 号 令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第 2 1、議案第 2 5 号「令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 2 5 号、令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比 2. 9 6 % 増の 8 億 4 7 5 4 万 6 0 0 0 円となっています。

歳入の主なものとしては、国民健康保険税 1 億 4 2 7 8 万 7 0 0 0 円、県支出金 6 億 3 5 0 0 万 5 0 0 0 円、一般会計繰入金 6 9 4 4 万 5 0 0 0 円などとなっています。

歳出の主なものとしては、保険給付費 6 億 7 2 7 万 3 0 0 0 円、国民健康保険事業費納付金 2 億 4 5 2 万 3 0 0 0 円、保健事業費 2 4 4 8 万 9 0 0 0 円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

————○————

日程第 2 2 議案第 2 6 号 令和 7 年度与論町介護保険特別会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第２２、議案第２６号「令和７年度与論町介護保険特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第２６号、令和７年度与論町介護保険特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比８．７６％増の７億４５８４万８０００円となっています。

歳入の主なものとして、保険料１億１３９７万２０００円、国庫支出金２億１０８１万９０００円、支払基金交付金１億９３８０万４０００円、県支出金１億１７４８万円、繰入金１億９７３万円となっています。

歳出の主なものとして、総務費３６３万８０００円、保険給付費７億３６３万９０００円、地域支援事業費３６６１万３０００円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第２３ 議案第２７号 令和７年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第２３、議案第２７号「令和７年度与論町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第２７号、令和７年度与論町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模としましては、対前年度比約０．６％増の８６１２万２０００円となっています。

主な歳入としましては、後期高齢者医療保険料５３３９万５０００円、使用料及び手数料３万１０００円、繰入金３２４８万４０００円、諸収入２１万１０００円などとなっています。

主な歳出としましては、総務費６８万３０００円、後期高齢者医療広域連合納付金８４０８万１０００円、保健事業費１０５万５０００円、諸支出金２０万３００

0円などとなっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第24 議案第28号 令和7年度与論町と畜場特別会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第24、議案第28号「令和7年度与論町と畜場特別会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第28号、令和7年度与論町と畜場特別会計予算について提案理由を申し上げます。

予算の規模は、対前年度比約1.5%減の25万7000円となっています。

歳入としましては、使用料及び手数料2万1000円、繰入金24万円、諸収入1万6000円となっています。

歳出としましては、総務費25万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第25 議案第29号 令和7年度与論町水道事業会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第25、議案第29号「令和7年度与論町水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第29号、令和7年度与論町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

業務の予定量は、月平均給水件数2,885件、年間給水量58万1834トン、

一日平均給水量１，５９４トン、建設改良事業費１億４９２万円となっています。

収益的収入で営業収益１億７６０１万４０００円、営業外収益８３０万６０００円、収益的支出で営業費用１億７６７４万３０００円、営業外費用７０５万８０００円を計上しています。

資本的収入で工事負担金５７万２０００円、補償金２９３万７０００円、資本的支出で建設改良費１億４９２万円、企業債償還金１４２２万４０００円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第２６ 議案第３０号 令和７年度与論町下水道事業会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第２６、議案第３０号「令和７年度与論町下水道事業会計予算」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第３０号、令和７年度与論町下水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

業務予定量としまして、処理開始面積６０ヘクタール、年間処理水量１０万７６２３トン、一日平均の処理水量は２９５トンとなっています。

収益的収入及び支出につきましては、収入において営業収益１１６９万円、営業外収益４２９７万６０００円、特別利益１，０００円、支出においては営業費用５４２８万９０００円、営業外費用２７万７０００円、特別損失１，０００円、予備費１０万円を計上しています。

資本的支出につきましては、企業債償還金７８万２０００円を計上しています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第 27 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 27、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議案第 24 号から議案第 30 号については、議長を除く 9 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号から議案第 30 号については、議長を除く 9 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 20 分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に原栄徳議員、副委員長に高田豊繁議員、以上のとおりですので、報告を終わります。

ここで昼食のため休憩します。午後は、午後 1 時半から会議を再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午後 1 時 30 分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第 28 議案第 31 号 与論町地域福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 28、議案第 31 号「与論町地域福祉センターの指定

管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第31号、与論町地域福祉センターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町地域福祉センターの指定管理者を指定することについて、社会福祉法人与論町社会福祉協議会長を指定管理者とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、与論町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、与論町地域福祉センターの指定管理者の指定については、可決されました。

—————○—————

日程第29 議案第32号 与論町茶花生活館の指定管理者の指定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第29、議案第32号「与論町茶花生活館の指定管理者

の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第３２号、与論町茶花生活館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町茶花生活館の指定管理者を指定することについて、茶花自治公民館長を指定管理者とするため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第３２号、与論町茶花生活館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号、与論町茶花生活館の指定管理者の指定については、可決されました。

—————○—————

日程第３０ 議案第３３号 与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第30、議案第33号「与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第33号、与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者を指定することについて、立長自治公民館長を指定管理者とするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定については、可決されました。

—————○—————

日程第31 議案第34号 与論町朝戸児童館の指定管理者の指定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第３１、議案第３４号「与論町朝戸児童館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第３４号、与論町朝戸児童館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町朝戸児童館の指定管理者を指定することについて、朝戸自治公民館長を指定管理者とするため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第３４号、与論町朝戸児童館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号、与論町朝戸児童館の指定管理者の指定については、可決されました。

—————○—————

日程第３２ 議案第３５号 与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定について

て

○議長（沖野一雄議員） 日程第３２、議案第３５号「与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第３５号、与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者を指定することについて、西区自治公民館長を指定管理者とするため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第３５号、与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号、与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第 3 3 議案第 3 6 号 与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 3 3、議案第 3 6 号「与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 3 6 号、与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者を指定することについて、那間自治公民館長を指定管理者とするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 6 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 6 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 6 号、与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 6 号、与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定については、可決されました。

日程第 3 4 議案第 3 7 号 与論町叶生活館の指定管理者の指定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 3 4、議案第 3 7 号「与論町叶生活館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 3 7 号、与論町叶生活館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町叶生活館の指定管理者を指定することについて、叶自治公民館長を指定管理者とするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 7 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 7 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 7 号、与論町叶生活館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 7 号、与論町叶生活館の指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第 3 5 議案第 3 8 号 与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 3 5、議案第 3 8 号「与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 3 8 号、与論町東区青少年センターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町東区青少年センターの指定管理者を指定することについて、東区自治公民館長を指定管理者とするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 8 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 8 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 8 号、与論町東区青少年センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 8 号、与論町東区青少年センターの指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第 3 6 議案第 3 9 号 与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 3 6、議案第 3 9 号「与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 3 9 号、与論町古里青少年センターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町古里青少年センターの指定管理者を指定することについて、古里自治公民館長を指定管理者とするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 9 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 9 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 9 号、与論町古里青少年センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 9 号、与論町古里青少年センターの指定管理者の指定については、可決されました。

日程第 37 議案第 40 号 与論町城青少年センターの指定管理者の指定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 37、議案第 40 号「与論町城青少年センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 40 号、与論町城青少年センターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町城青少年センターの指定管理者を指定することについて、城自治公民館長を指定管理者とするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 40 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 40 号、与論町城青少年センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号、与論町城青少年センターの指定管理者の指定については、可決されました。

-----○-----

日程第 38 議案第 41 号 与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンター及びゆんぬ体験館の指定管理者の指定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 38、議案第 41 号「与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンター及びゆんぬ体験館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 41 号、与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンター及びゆんぬ体験館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンター及びゆんぬ体験館の指定管理者を指定することについて、一般社団法人ヨロン島観光協会を指定管理者とするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 41 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 41 号、与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンター及びゆんぬ体験館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４１号、与論町観光開発拠点施設サザンクロスセンター及びゆんぬ体験館の指定管理者の指定については、可決されました。

暫時休憩をします。

—————○—————

休憩 午後１時５１分

再開 午後１時５６分

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第３９ 議案第４２号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（沖野一雄議員） 日程第３９、議案第４２号「与論町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第４２号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由を申し上げます。

本町における令和６年度実施事業のうち、一部事業については、その財源として過疎対策事業債の活用を予定していますが、過疎対策事業債の適用要件として本町の過疎地域持続的発展計画への追加記載が必要となることから、本町の過疎地域持続的発展計画書について、追加事業分を記載する変更を行っています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件は、可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第42号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更については、可決されました。

—————○—————

日程第40 議案第43号 第3期与論町総合戦略の策定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第40、議案第43号「第3期与論町総合戦略の策定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第43号、第3期与論町総合戦略の策定について提案理由を申し上げます。

本戦略は、本町における人口減少対策及び地方創生の実現に向けて本町の目指すべき姿や施策展開の方針、取り組み等を示す中長期的な計画であり、従前の第2期与論町総合戦略が令和6年度で計画期間を満了することに伴い、今般令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする第3期与論町総合戦略案として上程するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第４３号、第３期与論町総合戦略の策定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件は、可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第４３号、第３期与論町総合戦略の策定については、可決されました。

-----○-----

日程第４１ 承認第１号 専決処分の承認を求めることについて（与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

○議長（沖野一雄議員） 日程第４１、承認第１号「専決処分の承認を求めることについて（与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第１号、専決処分の承認を求めることについて（与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）について提案理由を申し上げます。

令和７年第１回与論町臨時議会において、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議決していただきましたが、臨時議会後に条例文中に脱字があることが判明いたしましたので、該当部分を修正した条例を専決処分いたしました。

この改正は、第１７条第２項第１号中「，６月に支給する場合には１２２．５」を「，６月に支給する場合には１００分の１２２．５」に改め、同項第２号中「，１２月に支給する場合には６１．２５」を「，１２月に支給する場合には１００分の６１．２５」に改めるものです。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第42 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第13号））

○議長（沖野一雄議員） 日程第42、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第13号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第13号））について提案理由を申し上げます。

令和6年11月豪雨災害復旧に係る事業経費等を令和6年度与論町一般会計補正予算（第13号）として専決処分いたしました。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金400万円を追加しています。

次に歳出におきましては、環境災害対策事業費400万円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ400万円を追加し、一般会計予算総額59億176万

５０００円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第２号、専決処分の承認を求めることについて（令和６年度与論町一般会計補正予算（第１３号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第２号、専決処分の承認を求めることについて（令和６年度与論町一般会計補正予算（第１３号））は、承認することに決定しました。

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、３月１１日、本会議一般質問です。午前９時までに御参集願います。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後２時０８分

令和 7 年第 1 回与論町議会定例会

第 2 日

令和 7 年 3 月 1 1 日

令和 7 年第 1 回与論町議会定例会会議録
令和 7 年 3 月 1 1 日（火曜日）午前 8 時 5 9 分開議

1 議事日程（第 2 号）

開会の宣告

第 1 一般質問

2 出席議員（10 人）

1 番 池 田 理 恵 議員	2 番 川 内 恵 司 議員
3 番 吉 田 勉 議員	4 番 吉 田 剛 議員
5 番 原 栄 徳 議員	6 番 遠 山 勝 也 議員
7 番 高 田 豊 繁 議員	8 番 大 田 英 勝 議員
9 番 林 敏 治 議員	10 番 沖 野 一 雄 議員

3 欠席議員（0 人） 欠員（0 人）

4 地方自治法第 1 2 1 条による出席者（20 人）

町 長 田 畑 克 夫 君	副 町 長 山 下 哲 博 君
教 育 長 中 山 義 和 君	総務企画課長 龍 野 勝 志 君
会計管理者兼会計課長 柳 田 庫 呂 君	税 務 課 長 坂 元 守 君
町民生活課長 山 下 高 明 君	健康長寿課長 山 下 真 紀 君
産 業 課 長 堀 田 哲 也 君	耕 地 課 長 喜 村 一 隆 君
商工観光課長 麓 誘市郎 君	建 設 課 長 裾 分 望 嗣 君
水 道 課 長 富 永 淳 君	環 境 課 長 大 馬 福 徳 君
教育委員会事務局長兼学務課長 竹 村 栄 作 君	生涯学習課長 松 村 誠 司 君
与論こども園長 吉 田 朋 子 君	茶花こども園主任保育士 山 田 雅 子 君
児童発達支援センター所長 阿 野 齊 君	茶花こども園長 川 北 英 代 君

5 議会事務局職員出席者（2 人）

事 務 局 長 林 健太郎 君 書 記 谷 山 智 美 君

開議 午前8時59分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） おはようございます。今日はよろしくお願いいたします。令和7年3月議会一番最初の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1 持続可能な農業経営の為に

(1) ここ20年来、町の積極的な農業推進にも関わらず、農家収益は横這いで推移している所に、近年のコロナ禍やウクライナ問題、農業資材費の高止まり等で農家には収益アップの要素が見えず、就農者の高齢化と共に農業離れの加速が懸念されるが、その対策について見解を伺います。

2 小学校校庭遊具の新設

(1) 小学校校庭の経年劣化で撤去された遊具についてその新設はあるのか、また子供達の冒険心や遊び心をさらにかき立てる新たな遊具の設置について、教育現場ではどのような考えか伺います。

3 買い物弱者対策

(1) 車やバイクを乗れない年金暮らしや独居老人にとっては、シニアカー以外にはバスやタクシー等が買い物の際の移動手段となっているが、その運賃の値上げにより、物価高と併せての負担増に高齢の利用者からは厳しいとの声を聞きます。例えばバス券やタクシー券の1回当たりの利用枚数を増やすなど、利用者の負担を減らす方策についての考えはないか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 改めまして、おはようございます。遠山勝也議員の質問事項にお答えする前に、本日は3.11、14年前に東北で大きな地震の水害、また福島県で原発事故が起こって、今もなお復興に努めている東北地方の人に改めましてお見舞いと、これからまた復興に向けての激励の言葉を送りたいと思います。また、岩手県大船渡市の山火事等、鎮火の報道もありましたが、まだまだそういう二重、三重に災害が起こっていますので、改めてまた応援をしたいと思います。

それでは、遠山勝也議員の質問事項1の要旨1についてお答えいたします。

御指摘いただいたとおり、全国的に農家人口の高齢化は非常に深刻な状況となっており、本町においても令和２年度に実施しました農地利用アンケート集計の結果、１０年後における農地経営年代別区分では７０代以上の農家が約７割を占め、そのうちの約６割が後継者不在という結果となっています。

本町においても、離農の加速化は深刻な状況が予想されていますが、今年度において「与論島さとうきび受託組合」が設立され、また、畜産や園芸作物においても機械化による受託作業体制の整備が進められており、高齢により重労働が難しくなった農家においても、植付けや管理作業を委託できることで営農が継続できるよう受託体制の確立を推進しています。

また、農業の継承については、現在、さとうきび、畜産、園芸、花き等いずれの農種においても、２０代から４０代の若い農業経営者の活躍が見られ、機械化やドローンを活用したスマート農業の推進による労働力の軽減等により、経営規模の拡大を図っています。

農業が魅力ある職業として選択されるよう、今後とも新規就農支援や農業機械導入支援等農業に取り組みやすい環境整備に努めてまいります。

農業資材等の高騰に対しては、世界情勢にも左右されることから、なかなか町独自の対策には限界がありますが、国や県の事業も活用し農家の負担軽減策を講じてまいります。また、現状においては現実的に止めることが難しい農家の高齢化、農家人口の減少に対しては、経営規模に応じた支援策を推進していくことで、それぞれの農家が「稼ぐ農業」を実現できるよう多角的な支援を検討してまいります。

引き続き、質問事項３の要旨１についてお答えいたします。

御指摘のとおり、本町におけるタクシーの初乗り料金につきましては、令和６年３月から６００円へ料金が改定されています。

近年の物価上昇等が家計を圧迫している中、交通機関の利用料金の値上げは、町内において移動手段のない高齢の方々にとって日々の生活における経済的負担の増大につながり、本町としましても対応の必要な課題であると認識しています。

現在、高齢者の方々の交通機関利用に係る支援として、与論町敬老バス及びタクシー乗車助成券交付条例施行規則に基づき、７５歳以上の希望者に対し月５，０００円を上限にバス及びタクシー乗車助成券の交付を行っています。

同事業により昨年度はタクシーで約１００万円、バスで約７０万円の助成を実施しています。乗車助成券は１回の乗車につき一人２００円を限度額としていますが、乗車時に利用可能な助成券の限度額を引き上げるなど、高齢者の方の負担軽減に向けた制度拡充に向け、今後も引き続き取り組んでまいります。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 遠山勝也議員の質問事項２、小学校校庭遊具の新設について
お答えいたします。

小学校の遊具は、公費のほか学校の周年事業により設置されています。公費で設置され重要物品として登録されているのは、平成２６年度の茶花小学校複合型すべり台、令和４年度的那間小学校複合型すべり台となっています。

遊具は一般の家庭ではできない身体全体を動かしての遊びや多人数での遊びを楽しむことができ、子供の身体的、精神的、社会的な成長に必要な施設であると考えています。

一方で、十分な点検や管理監督が必要であり、学校における安全対策や維持管理も重要です。

遊具の新設については、学校ごとの設置状況を踏まえた上で、学校施設の修繕や整備等との優先度を考慮し検討してまいります。

○議長（沖野一雄議員） ６番、遠山勝也議員。

○６番（遠山勝也議員） それでは１番、持続可能な農業経営のためにからお話を聞いてみたいと思います。私が今ここに、町勢要覧というのを持ってきているのですが、これが平成３０年版と令和５年版から数字を抜き出しまして考えてみました。平成２０年、さとうきびの生産高が３万２１６５トン、６億９６００万円、さとうきびだけにします。平成２５年が１万６０００トン、３億４４００万円、平成３０年が２万４３９６トン、５億２０００万円、令和４年が２万３７６９トン、５億６８００万円。平成２０年のさとうきび、畜産、里芋、インゲンの売上高が、平成２０年で２０億３０００万円、平成２５年が１８億８０００万円、平成３０年が２７億７６００万円、令和４年が２５億２８００万円という数字がこれに載っています。ちなみに平成１２年、農家の平均戸数が９３９戸、令和２年、７７１戸になり、販売農家が８７％、６７１戸。耕地面積８８３ヘクタール、２ヘクタール以下の農家が７割を占めています。認定農業者は１００人から１１０人の間で推移をしています。町長が今回施政方針の中でも言われているように、「農地集積や機械導入支援による経営規模拡大に対する経営基盤強化支援等で農家の単収向上に努める」とあります。この気持ちはよくわかるのですが、これまでずっとこういう状態で来ておりまして、そろそろ別の手を打たなければならないのではないのかなというのは、常々私は農業しながら思っておりましたが、例えば、昨年から始められた伊波地区の大規模畑地帯総合整備やその他の工事が目覚ましく行われているわけなのですが、これが直接今の農業生産の増加につながるというふうには、なかなか考えにくいところがあるかなと思います。そこで、提案というか私が常々考えたことなのですが、１個１個の耕作面積を拡大する方法として、これは可能かどうか分かりませんが、

課長から1個出してもらいましたが、例えば4筆を1筆にするような面積拡大ですよ。このアブシを取り除いて、1筆ごとの面積を拡大する。そういう方向に町の農家の人たちの意識を、所有意識から有効活用への意識に持っていけないかどうか。与論島の人というのは、農地に対してすごい愛着があって、例えばイシグチャーの畑でも、なかなか大切に手元に置こうとする習慣がありますので、その人たちを、例えばお金が稼げるから有効活用のために削ったり、道路をつくったりということが果たして可能なのかどうかというのは、私も二十何年農業をやってきて一番ネックになるところだなとは考えていますが、今回課長から示されたこれを、例えばこれは航空写真でという話ですが、ドローンか何かで上から写真を撮って、その写真を保存しておいて、そこを面的に一面にしてしまうという方法が、農家にもしかしたら納得いただけるのではないかというふうに期待をしながら、今話をしているところなのですが、そういうことでもしないと、農家の収益というのは大型機械を入れてもなかなか効率悪いですし、労働力は多くても稼ぎが少ないという、これまでの流れになっていますので、何とかその辺を今の方法で変えていけないかというのが、私が今思っているところなのですが、ちなみにこれを出していただいた課長にちょっと聞きますが、この案というのは農家はどのようなふうに、やはり無理だ、無理だとなるのかどうか、どういう感じでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

すみません、私の方で個々の農家さんと詰めているわけではないので、実際にどうなのかというのは、今こちらですぐお答えできないのですが、その面工事をするには大規模であればああいった事業を使って、今おっしゃっているように、隣同士の隣地の地権者同士で土地を有効利用するという形ですのであれば、やはりそれぞれの農家さんの御都合等を聞きながらしないとはいけないと思うのですが、これができるできないというのは本当にケースバイケースといえますか、隣地の方との相談で進んでいくことかなと思います。そこに事業を当てられるかどうかというのは、大規模になればこっちから面工事もいけると思いますが、小規模の場合は、じゃあ集落でお願いできるのかとか、そういったいろいろな方法を考えながら、どうやってやりやすい農業を近隣同士で話し合っって営んでいくのかなという形になると思いますので、それぞれのケースに応じて農家と相談していくしかないのかなと、現在のところは思っています。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 町長はどのようにお考えになりますか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、示されたところが私も勉強不足でちょっとわからないのですが、今その示されたそれというのは、2ヘクタール以下が与論の農業者では7割を占めているから、なかなか単収が上がらないというところは、僕も理解しているのですが、そういう隣同士の人たちがそういう認識で、スムーズに1筆にできればそれは理想的だと思いますが、そういう合意形成が取れるかというところですよ。今、堀田課長が申したとおり、個別にそこが行政としてその作業ができるかどうかも含めて、政策として遠山議員がおっしゃるようにそういう単収を上げるために、一番あれなのは畑かん事業を進める中で、構造改善するわけですよ。その中で、いわゆる離れた土地がお互いにあったら、隣同士に持ってきて1筆にできるという作業を当然しないといけないと思いますが、そのでき上がったところで、またそういうこれから構造改善とかしないで、並べて、その中心者になる人が1筆にできるということをすれば、町としてはやぶさかではないのですが、実際それがさっき言ったように4人いたときに、4人の合意形成ができるかというところが問題があるのではないかなという認識です。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） こちらに人・農地プランというので、農業委員会から上がってきている資料の中で、例えば、与論地区、茶花地区、那間地区ですが、この中で中心経営体で引き受ける耕作面積の合計というのが、例えば、茶花地区の場合は371ヘクタールの中で19.8ヘクタール、与論地区の場合は388ヘクタールの中で20ヘクタール、那間地区で470ヘクタールの中で14.6ヘクタールと、かなり後々心配なデータがあります。あと、後継者がいないとか、そういう面積も那間地区で80ヘクタールほど、与論地区で90ヘクタール、茶花地区で70ヘクタールほどございます。75歳以上ももう7割占めているわけですから、もう畑がそのまま耕作しないで残ってしまうのではないかという懸念が持たれるのですが、まずは、今おっしゃられたように、耕作者の農地所有者の意識をどうやって変えてもらうか。こうやったら儲かりますよという説明をしたときに、所有ではなくて有効活用というところにどうやって意識を持っていくかというところが必要かなと思います。その点、最後に町長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ただいまの遠山勝也議員の質問にお答えいたします。

私自身が農業者としての経験がないので、農業者としての意識というのはちょっと薄いのですが、3年前に原田新一郎さん、治彦親子に頼まれて、さとうきびの運搬業を手伝いました。そして、いろいろ話を聞くと、やはり製糖工場を往復しながら、今までは商工会長として、商工業に目を向けていて、なかなか農業の方に目を

向けていなかったのですが、あれだけさとうきびに関わる製糖工場関係者を見ていて、すごく与論にはさとうきびは欠かせない産業だなと、いろいろ今勉強中ですが、やはり豊作貧乏がさとうきびはないわけですよ。例えばいろいろな作物というのは、豊作で市場が溢れてくると原価がどんと下がって、つくっても売れない。でも、さとうきびがよく言われるのは、みんな交付金とか政府の補助金ではないかという御意見もあるのですが、確かにそのとおりなのですが、トン数をつくれればつくるほど、その収穫自体は抑えられて収入が減るということはないんですよ。その点では私も意識が変わりまして、一生懸命。今JAの統括部長の山口さんとも、2万5000トンを取りあえず目指して、目標3万トンに向かおうではないかというところで話し合っているところです。あと後継者問題ですよ、後を継ぐ。なかなか農業というと、昔は農業は苦勞するから、あんた農業している人が勉強して、もう何か立派な会社みたいな、それを言う僕たちの時代がちょっとあったのが、その影響を受けてかどうかまだまだ農業に対するそういう魅力化、そこを産業課を通して若い世代はいろいろ、ここに書いてありますが、与論島さとうきび受託組合なんかも組織されて、若い動きでまた名前出していいのか、箕作駿さんとか、若いスマート農業をまた推進して実際に実践している方々がいますので、そういった支援をして、やはり稼ぐ農業を実践する人たちに支援して、またその魅力化をして発信をして、そういう仲間が増えていくような政策をまた取っていきたいと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） ありがとうございます。やはり畑というのは、もう目の前にある大きな財産ですから、例えば、企業も少ないし、観光業といえど人が来ないと観光業にならないし、でも畑の場合は活用次第では大きな稼ぎになると思いますし、財産になると思いますので、議会をはじめ町の人たちで、やはり農業のことをもう少し注意して見ていったほうがいいのではないかと考えて、この質問をさせていただきました。ありがとうございます。次にいきます。

2点目の小学校遊具のことに関してですが、私はスクールガードを依頼されて3年ほどになりますが、見てきてジャングルジムとか雲梯だとかブランコだとか、もう錆びて危険な遊具として黄色いテープを貼ってあるのですが、まだ修理すれば、メンテをしっかりすれば使えるのではないかと遊具が見られまして、メンテをしないものですから、もうそこはノウダキとか草がぼうぼう生えてきて、誰も近寄らなくなって、結局は撤去するはめになっているわけなのですが、ただこれは学校の先生方の負担を減らすということで、今、国全体がそういう改革に向かっているところなのですが、子供たちの言葉を忘れていないかという気がするのです。雲梯で遊んでいた、ジャングルジムで遊んでいた、今は校

庭を見回っても遊んでいる子はいません。サッカーとかそういうことはするけれども、鉄棒とかをやる子は見たことないです。これは、どういう状況なのかよくわかりませんが、例えば、言われているとおり、バランス感覚や体幹を鍛えるすべり台やブランコ、また筋力や柔軟性の向上に効果のあるジャングルジムやロープクライミング、また筋力やバランス感覚、協調性やチームワークを身につける登り棒とかいったものが、子供たちの身体や精神的な成長をサポートするという遊具に関しての捉え方もあります。例えば、数少ないブランコをやるのに順番を守ったり、助け合ったりする協力の大切さ、コミュニケーション能力、遊びの中でルールを決めたり、役割分担をしたりということ。また、感情のコントロール、負けたり順番を待つ場面で感情をコントロールする方法など、ストレスへの対処、能力の向上など、こういう成果があるというふうに言っています。一方で、もちろんいろいろ事故も聞かれるわけですからそういう危険性もありますが、事故を恐れ、リスクまで除去するとなると、もう遊具の魅力を失ってしまうし、子供たちの楽しい気持ちを奪うことにもなるのではないかというふうに考えます。例えば、どこまでが校庭における遊具の限界、どこまで大きくできるかどうかというのはわかりませんが、そういう遊具を置くことで子供たちが集まって、子供たちの記憶に強く残り、学校のことを楽しく思い、ましてや与論町のことを楽しく思い、記憶に残る。もしかしたらそういう記憶の一助になるかもしれないということで、もう少し遊具を増やせないかということで一般質問をしてみました。教育長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 質問ありがとうございます。こういった観点から質問をしていただけることに大変嬉しく思います。自分たちも学校に行く楽しみというのは、朝早くからブランコの取り合いだったりとか、そういった休み時間になったら裸足で走って一番に取るとかですね、そういった中で体力、そして言われるように、遊具によっては順序を守ったりとか、人にちょっと分けてあげるとかですね、そういったものを培う部分でさまざまな効果がある意図的につくられた遊具だと思っています。そういったのが学校の中では、特に小学校なんかは年齢が少なければ少ないほど、そういった中でいわゆる非認知能力を伸ばす遊具というのは大切だと思っています。先ほど施設の管理等で働き方改革というのもありましたが、今、学校の中では、月1回遊具の点検を義務付けられておりまして、叩いて腐食していないとか、そういったところをしながら点検していくのですが、その中で少しでも危険性があったりすると、どうしてもやはり学校の中では安全を優先する上で、ちょっと使用禁止という形であったりとか、そんな中ではまた委員会の方に言って、修繕したりという部分がありますが、御指摘のように、それが延びてそのまま放置され

て、結果的には撤去ということを言われました。遊具によっては、例えば一部損壊でそこを修繕して使えるものと、遊具の特性として、またそこが駄目でも全体を撤去しないといけないというような遊具も、もしかしたらその安全性とか、その規格の中で遊具によってはあるかと思いますので、そういったところも精査しながら、また今、全国的にはだんだん遊具が学校から少なくなっているのは、非常に私も危惧しているところです。子供は遊びの中でいろいろな体力だったり、人間関係づくりだったり、学力だったり伸びていくと思っていますので、そういった中では、御指摘があったことは真摯に受け止めながら、学校と協議して学校によって必要な遊具というのを学校側からまた提示していただければ、また、これも書いてありますように、予算がかなりかかる部分がありますので、優先順位を決めながら対応してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） よろしく願いいたします。町長の考えを聞かせてください。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 遠山勝也議員の今の御質問にお答えします。

本当に中山教育長からもありましたとおり、私としても大賛成です。近頃は、スマートフォンとかゲームとか、なかなか家から出ないというところで、私たちの時代は中山教育長もそうでしたが、外に出て飛んだり跳ねたり、ブランコに乗ったり、鉄棒に登ったり、駆け上がりしたりと、そういったことでの競争、チニャンパンタといって、外に出てからバク転をし合う競争をしたり、外で体を動かすのが主流の遊びだったのが、今の子供たちは違うみたいな感じに取られているところもありまして、あとNHKで運動能力は、野球でもサッカーでも水泳でも、何でも能力というのはだんだん鍛錬すれば伸びていくけれども、運動神経というのは、ある時期によって形成されるというところで、だから外に出ないで平均台とか鉄棒に登ったり、ジャングルジムとかブランコに乗ったり、こういう経験をしないと運動神経が発達しないという結果もありますので、町としてもなるべく教育委員会で上がれば、それに十分な支援ができるようにまた考えています。以上です。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 是非、夢のある子供たちが喜ぶような遊具が出てくればいいかなと思います。ありがとうございます。

3点目にいきます。これにはもう町長が取り組んでまいりますと言っていたので、何とか期待するところです。年金頼みの年配にとっては、やはりこの200円の助成というのがすごい喜びの声を聞いたところでした。一方で、今回の去

年の4月からのたかだか90円の初乗りの運賃値上げですが、もしかしたらこの距離も短くなっているかもしれない。その2メートルのところからももしかしたら短くなっているのではないかなという、前回この間タクシーに乗ったときにそういう思いを受けたのですが、是非、茶花だったら1,000円とかその辺で行けるのですが、東区集落とか叶集落、そういったところからだと片道3,000ぐらいいくのではないかなというふうに考えます。そうすると、年配の方にはかなりの負担になるのではないかなと思います。どうしても交通手段がないと引きこもりがちで、もしかしたらそれが認知症を誘発するかもしれないし、なるべくなら老人同士集まって、わいわい騒いでくれたほうが福祉の面からもよろしいのではないかなと思って、他人等に頼らないでも他人とつながっていける老人たちのちょっとした支援として、この少しの助成もよいのではないかなと思って質問させていただきました。町長の考えをお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ただいまの遠山勝也議員の御質問にお答えします。

ありがとうございました。この中で述べているように、この助成券ですね、1回の乗車につき1人200円、それはちょっと何となく少ないのかなと私も感じていて、それを1回につき1人につき2枚できるように、例えば400円。おっしゃったように茶花区域内ですと、Aコープに行ったり、病院に行ったりですと600円の中で、それは200円でもいいでしょうが、例えば、東区の方がAコープとか病院とかに行くと、往復でやはり二千四、五百円、1,500円片道かかって3,000円近くするような状況もありますので、そこは1回200円だとなかなか助成したような感じがないので、そこは1回400円にというところで今検討をされていて、そうすれば400円で往復で800円みたいな感じなのかな、1回で200円、そこを400円なのか、そこをどうするのかですね。そこは利用率も考えながら、タクシーで100万円、バスで70万円というのはちょっと少ないなみたいな感じも私自身は感じています。また、課から上がってきているのは、その75歳以上の月5,000円を上限に出してはいるのですが、なかなか使われていない割合が5割から6割ぐらいあるのではないかなというところで、そこは1回200円ぐらいだと使わなくてもいいような現状になっているのか、そこはちょっと精査して調べないとわからないところですが、また促すような対策もしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 是非、検討をお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 6 番、遠山勝也議員の一般質問を終わります。

次は、3 番、吉田勉議員に発言を許します。

3 番、吉田勉議員。

○3 番（吉田 勉議員） 皆さん、おはようございます。午後からの予定をしていましたので、ちょっと心の準備ができないうちに質問させていただきたいと思います。

1 防災体制の強化について

(1) 大きな地震や津波等が発生した場合、現在の消防団員の人数では避難誘導及び救助活動に限度があり、緊急時の対応が厳しいと感じるが、各集落に防災部所等を設置し、各校区の消防分団と連携した定期的な防災訓練や研修会を実施し、防災体制の強化を図る必要があると思われるが、見解を伺います。

(2) 日常時及び非常時において、大切な生命を守るため、防災マップに示されている A E D の設置箇所の増設、定期的な整備や取り扱いに関する講習会の必要性を感じるが、見解を伺います。

2 景観条例・景観基本計画について

(1) 島の美しい景観・文化・歴史を守るためには、景観条例及び景観基本計画の策定は必要不可欠であるが、景観地区の設定や制限内容等について、住民への十分な説明と周知を図る必要があると思われる。現在までの経過と今後の計画について伺います。

以上 3 点、よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。ただいまの吉田勉議員の質問事項 1 防災対策の強化について、要旨 1 についてお答えいたします。

現在、与論町消防団の定数は 72 人で、実員 63 人となっています。大きな災害が発生し、消防団員やその家族が被災した場合、消防活動ができる団員数は実員よりもさらに少なくなると想定されます。また、近隣市町村からの応援にも限界があることから、集落や一般住民の防災力がとても重要になってくると認識しています。

また、各集落に自主防災組織が設置されていますが、役場職員や消防職員なども組織の役員になっていることから、実際に災害が発生した際、自主防災組織が十分に機能しない可能性があることも大きな課題だと感じています。

今後、各集落の自主防災組織体制を点検し、実際に機能する体制を整えていくとともに、日頃から、消防分遣所や消防団等と連携して、防災訓練や研修会を重ね、地域住民の防災力の強化を図ってまいりたいと考えています。

質問事項 1 の要旨 2 についてお答えいたします。

AEDは、心停止の際に機器が自動的に心電図の解析を行い、心室細動を検出した際は除細動を行う医療機器で、動作が自動化されているため施術者が非医療従事者でも使用できるものとなっており、主要な公共施設や学校、こども園などに設置されています。また、機器の寿命が5年ほどとなっており、定期的な更新が必要となっています。

AEDの使用方法については、消防分遣所において、定期的な講習会を開催しているほか、各施設からの要望に応じて出張講習会を開催するなどしています。

しかしながら、AED講習会への参加者は限られた役職の方々などで、一般に広く浸透していないのが現状です。また、講習会修了者であっても、時間が経つと、使用方法や使用の際の注意事項を忘れていたりして、正しく使用する自信がなくなってくることから、定期的な受講が必要であると思われます。

各自治公民館へのAED設置とあわせ、自主防災組織における定期的な講習会の開催を促してまいりたいと考えます。

質問事項2、景観条例・景観基本計画について、要旨1についてお答えいたします。

平成16年に景観法が施行され、本町は平成30年に鹿児島県景観団体に移行しました。令和4年7月に大分県由布市に行政視察を行い、令和5年6月に景観条例検討委員会を設置し、7月と9月に検討委員会を開催、9月に全世帯対象のアンケート調査を行い51世帯から回答がありました。10月から11月に3校区のまち歩き現地調査及びワークショップを開催し、それぞれ10人ほどの御参加をいただいています。

令和6年3月に景観計画現地調査の業務委託を行い、その調査結果及びアンケート調査の意見をもとに、同年7月に景観計画策定業務を委託契約し、同年8月と9月に検討委員会を開催し、同月与論校区・茶花校区・那間校区の住民説明会と全体の説明会を開催し、延べ73名の方々が参加されました。

また、令和7年1月には、町議会環境経済建設常任委員会のメンバーと沖縄県竹富町の景観条例先進地視察を行い、2月の検討委員会において、視察報告並びに今後のスケジュールについて協議した結果、住民への説明が足りないという指摘があり、今後時間をかけて集落毎の説明会を開催し、住民の理解を得られるように努めてまいります。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 答弁ありがとうございます。もうちょっと一つずつ細かくいろいろ提案を申し上げたり、質問をしていきたいと思えます。まず、質問事項1の要旨1ですね、実際にこの災害等が発生した場合、私も公民館の役員をしています

が、今、公民館のいろいろな会合をするときに、集まって来られる方々がほとんどもう高齢者の方方で、高齢者の会なのかなと思うぐらいの集まり方で、大変この時代の流れですが、いろいろなことで心配をしています。何かあったときに公民館長が実際に指揮が取れるかと、そうした場合にやはり公民館長は、この公民館を開けたりですね、いろいろなことで準備をしたり、情報を収集するために頭がいっぱいで、なかなか公民館長自体が指揮系統をできないというですね、そういう恐らく雰囲気になるかと思います。そういうことでやはりこの大事なですね、いろいろな全国的に災害が起きている中で、何百年か何千年に一度かもしれませんが、もし起きたときに人の命に関わることでありますので、どうしても普段からの訓練と、そして集落でいろいろな集会をしても、役員とかの方々が行って何気なく聞いて帰るというのが普通の感じだと思うのですよね。そういう中で、どうしてもその集落の中に館長を中心とした公民館の中の組織ではなくて、できれば独立した形でその防災組織もつくってですね、例えば防災部であって、その部長とか副部長とかいらっしゃって、その方々は講習会にも何度も出ないといけないわけですので、ある程度予算化もして、そんなに大きな金額でなくてもいいと思うのですよ、例えば年に10万円ぐらい公民館に出して、10集落あったとしても100万円ですから、そういう中で出たその役職の方々は、地域の消防団、各校区の消防団員とともに定期的な講習会も受けていくというですね、そういうやり方をしていかないと、非常にいざというときには厳しいものがあると感じています。自分たちも集落の中でそれを相当感じるのですが、私一番、津波とかが起きたときに茶花とか立長が大変心配なんですね。例えば津波が来たときに、海岸端を有している集落からももちろん高台への避難者もありますが、まず、普通ある程度のところで心配のない城、朝戸、西区、叶、こういった集落が自分たちの子供たちが茶花にいるからとか、親せきがいるからとか、波を見に行きたいという感じでもし高台にその人たちが車を出して走り出すと、もうこれは避難の誘導が全然できなくなる。そういうことを考えていくとですね、この集落ごとに自分たちの集落がどういう立場にあるかというのを本当に認識をして、ある程度の訓練がなされていないと、何かあったときにそれは絶対できないことだと思うのです。まずやはりこの真ん中の高台にある集落は、自分たちで自主的に公民館を中心にしながら、情報を収集しながら、例えば公民館の中でテレビも見られる、そういう感じで1カ所に集まって町の指揮とかを待ちながら、ある程度のことに対応できるようなそういう組織づくりをしなかったら、これは本当に大変なことだと思うのです。茶花から、立長からこの坂道を登ってくるところをほかの集落から車を逆に走らせていくと、もうこれは避難どころの話ではないわけですよ。だからそういうことを含めて、これは普通ですね、頭の中に本当に入れ込んでおか

ないと絶対できないことなのですね。もうみんな興奮してその波を見に行く、先ほども申し上げましたが、自分たちの家族が茶花にいたんだと、そういうことで心配して、もう絶対止められなくなると思うのです。それは、普段からの訓練によってそれができるのではないかと思います。本当に町長、さっきも予算化の話をしましたが、多くあり過ぎる必要はないのですが、やはり予算化することによって、その役職の人たちが講習とかを受けやすくなるようなですね、そういう雰囲気づくりをしていかないと駄目だと思うのですが、ちょっと見解を伺います。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ただいまの質問、本当にありがとうございます。吉田勉議員の質問にお答えします。

おっしゃるとおりで、実際にもう震災はいつ、時間帯もいつ起こるかわからないですよ。先月ですかね、Aコープに早い時間帯に日曜日に集合をかけて、各高台にある城、朝戸の集落の方が、中学校とか与論小学校へどんどん誘導だったので、役場職員も。もうある程度それが起きる訓練をするという状況でも、いろいろ移動するにはなかなかしづらいというところも、やはり渋滞が起こったりする可能性もありますし、またそれが何も属されない状態で、例えばおっしゃるように高台から下りでAコープに向かったり、そのところに向かったら、もう上下收拾付かなくなるわけですよ。それで、高台にいる日頃からその集落の責任ある方々や担当官は、そういう認識を持って移動させないで、各集落で受入準備をするという体制は必要だと思っています。あとそういう組織ですね、各集落に私の方もちょっと認識不足で、勉強不足で、自主防災組織が各集落に置かれているみたいですが、それはちょっと総務企画課長の方で説明してもらえますか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 自主防災組織は、今現在9つの集落に全て設置をされているということです。ただし、なかなか訓練だとかそういったところがない集落もあってですね、また公民館の役員が自主防災組織の役員も兼ねているというのがほとんどの体制です。先ほども吉田議員からありました、館長さんがその自主防災組織の長もしているというところで、実際この災害が起きたときに、館長さんはいろいろな役割、仕事に来るわけなので、その防災まで手が回らないといった状況があるのかなというふうに思っていて、その自主防災組織の体制を点検して、その役場職員とか消防職員とかもその自主防災組織に入っているわけなのですが、日頃の訓練とかそういったところは大いに結構かと思うのですが、実際の災害が起きたときには、その役場職員であれば役場に詰めていろいろしなければいけないとか、消防職員はまた消防活動、救急とか、そういったところにも行って

しまうということで、実際その集落で動く人が、指揮する人がいなくなるというところが非常に問題ですので、その辺のところをまたなるべく主婦とか、そういう女性の方も含めながら自主防災組織を実際組織して、日頃からそれぞれの高台であれば高台の集落の役割、そういったのを十分に認識しながら訓練等を重ねていくということが非常に大事なかなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。確かに今答弁があったとおりで、集落でいざ何かあったときに、本当によっぽどのこの訓練と頭の中にそういうのがないと、絶対この救助活動とかいろいろな誘導活動とかはできないと思いますので、例えば、集落の中に消防団分遣所を退職された方々とか、それから消防団の経験ある方、歳はいっていてもやはり知識は持っていますので、その責任感というのが大分違うと思いますので、できれば集落の中にそういう方々をですね、もう本当に公民館の中の自主防災組織ではなくて、ある程度のちょっとした指揮権限を持てるようなですね、そういう立場づくりをしていただいて、この防災関係はどうしても取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続けてですが、要旨の2のこれも関連しますのでやりたいと思いますが、防災マップにこの示されているAEDの設置箇所、昨日私は防災マップに付箋紙を貼り付けて、数を数えながらやっていきますと、付箋紙が大きいせいでしょうか、この地図を全部埋め尽くすぐらいあるのですね。私が数えた範囲で33カ所にAEDが設置されています。ですが、この設置されている場所が、もちろん昼間を想定した公共施設や学校関係、そして大きな事業所等に設置されているわけで、これも当然そこに人がいるわけですので、どうしても必要でこれを設置されていると思うのですが、例えば夜間時とか、その公共施設は時間でもう閉まりますから、その後にそこに行ってそのAEDが取って来られるか、それが本当に使えるかということになると、まだやはり一般の人からすると疑問なんですね。昼間でも例えば学校に行って、そのAEDを借りてくる。よっぽど訓練を受けている人たちでAEDの知識がある人たちは、僕が行ってきますと言って借りに行けるのですが、それを借りてきて使えなかったら、結局はその勇気を持ってそれを借りに行く人もいないわけですね。だからさっきの研修ともつながっていきませんが、そういう中で、やはり訓練も大事ということと、それから例えば何カ所か公民館に設置されていますが、公民館長さんの家に行ってその鍵を借りて、またそこを開けて持ってくる。そのAEDが必要なのは緊急時のときに必要なのですよね、そういうときに、本当に対応できるかと。そういうこともあって、今度から設置するときは、今の33カ所がどうしても必要ということで最小限の数で、昼間人がいたり観光客がいたりするので、

それは当然だと思います。それは、こっちの場合はちゃんとその3カ所は必要ですので置いて、あとは増設をしていただきたいのが、やはり例えばさっき申し上げましたように、訓練を受けた方々の家であったり、そうするとその人が家に在宅だったり、自分たちが緊急のときは、ある程度対応しやすいわけですね。鍵を借りに行かなくても、その集落の人たちがある程度周知をしていて、そこに行けば、その人の家族も大体わかってきているという感じだったり、集落のせめて1カ所ぐらいそういうところがあると、集落の人たちはそこに走っていけるわけですね。だからそういうのがどうしても必要だと思うのです。町長、どうでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。要旨1の方から続いていて、これは関連している質問だと私も思っています。例えば大きな地震があって、それに動揺してパニックって、このAEDというのは、ここにも書いてあるように、心臓が止まらなると作動しないのですね、動いていると当てても意味がない。というのは、急にパニックって、急に心臓が止まった人が出たときにどう対処するかということです。から、先ほどの要旨1からある質問の各集落にやはりここまで含めてできる、AEDは非医療従事者でも使用できるというものになっていますので、そういう講習を受けてちゃんとそれを使える人たちの訓練とかも含めて、要旨1から要旨2を含めてですね、公民館にそれが設置できて、それがまた使えるような人たちの養成、また先ほどおっしゃった消防署のOBの方々がいらっしゃれば、またそういう方々をお願いをして、そういう指導をまたあわせてできるようにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。この前の日曜日に防災デーということで、そのボランティア団体が企画して、防災の関係でその話し合いがあったりしていたのですが、その中で、その分遣所の方々がいらっしゃっていて、AEDの使い方とか講習されていたのですが、確かにAEDというのは、医療従事者ではなくてもできるような感じの機械で、さっきも答弁の中にありましたが、意外と放送されたりしていて、使い方についてはちゃんと説明してくれるということなのですが、私も何度か講習をちょっと見ていて、この前の日曜日にも見ましたが、やはり頭の中に忘れていたことがあって、やはりどきどきしながら見ていて、自分がやったときに本当にすぐできるかなという、その人工呼吸もやはり実際に自分がやったときにできるかなという、やはり不安を感じたわけですね。だから、いくら使いやすいという機械でも実際に扱ってみたいとできない。それも定期的にやらないと恐らくできなくなると思うのです。みんなの前でみんなと一緒にやった講習というのはな

かなか頭に入らなくて、ちゃんとしたやはり責任を持って自分でやらないと、この体に染みつかないと思いますので、そういったことも含めて、要旨1で申し上げた集落での訓練ですね、そういう役職の人たちを決めて、その人たちを中心にした定期的な訓練だったり、そういうのができるようになればいいかなと。その救急隊とかが来られるまでに、その人工呼吸の対応だったり、そのAEDによるいろいろな対応だったり、ちょっとしたことで一刻を争うのでそれをできる人たちが多く増えてくると、人の命を一人でも救うことができるということで、是非、いろいろな防災関係の会合がある都度、そういうのは会合の中でも話し合いをしていただいて、この設置場所とかいろいろな感じで頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、質問事項の2の景観条例や景観基本計画について質問をさせていただきますと思います。町長のこの施政方針の中でもありましたが、やはり時間をかけて町民に説明をして、この条例とかの制定をしていくということでの答弁がありました。前に校区単位だったり全体の説明会があったのですが、さっきの答弁の中にも、これだけの住民がいる中で73人の方々が参加されたと。それではやはり、いろいろな制限を加えたりする中で条例を制定する中で、どうしても説明不足になっているわけですね。条例をつくったり、いろいろなその中で制限をするということは、地域の人たちの生活にもやはり影響してくるわけなんですよ。だから、それは本当に時間をかけてやらないといけないと思います。今の与論町の現状を見ますと、高さとかの制限があるのが、空港の航空法の関係で飛行機が出たり入ったりするときの進入角の規制、高さ制限ですね。それとあと転移表面といって、ある高さ、横の方の飛行場が見えて、どこからでも回って入れるようなそういう転移表面という規制があって、その高さで飛行場周辺の距離にもよりますが、その制限があります。そしてもう一つは、自然公園法の中で13メートルという高さ制限があります。そういう中で、この与論の場合はそういう規制があります。あとですね、都市計画に与論は入っていないものですから、指定なしの地域ということで特別な高さの制限とかはないのです。例えば木造とかコンクリート造とか鉄骨造とかという感じで、その構造、それから何に使うかという用途で特殊建築物とか、いろいろな人が集まる場所であったりとかの制限、そういうのがある程度の面積を超えたり、ある程度の高さを超えたときに建築確認を出すということです。その建築確認は、ある高さや構造や規模を超えたときに確認申請を出してくださいねということであって、高さの制限をするものではないわけですね。その安全上チェックをするということで、その高さ制限は与論の場合はないわけです。だから、そういう中からいくと、この条例の中で高さ制限をもし入れたとしたら、ほかに上の法律がないわけですので、

その自然公園地区であれば自然公園法が上になります。その飛行場の周りであれば、飛行場の航空法の法律が上になって、あとそれを指定していないところでもし条例をつくったとしたら、そこが一番上の法令になるわけですので、それはやはり制限がかかっていくということになると思います。ということで、やはりそのためには地域の人たち、その区域を設定をしないと島全体にこのいろいろな制限をかけるのは難しいですので、地区制限をして、どここのところはどういうふうに守りましょうという基本計画をつくっていったら、その中でやはり条例と一緒に組み合わせていくことだと思うのですが、規制することによっていろいろな問題が出てくるわけですね。今、その島の人たちが一番心配しているのは、高さの関係とか、それが景観がどうのこうのというよりもですね、島外の方が土地を買います。そしたらそこに建物が建って、海岸とかがその自由に行けなくなったということで、今まで浜下りに使っていた、浜に潜りにくくなった、海水浴場にも行きにくくなった。そういうのが一番の問題だと思うのですよね。そういうことで、確かにその景観条例とまたあわせた景観基本計画については、本当にいっぱい審議をして、またいろいろな人たちの意見も入れて、また行政の提案も入れて、やはり慎重に考えるべきではないかなと思います。前に関係課の方から頂きました素案についてもちょっと見させていただいたのですが、結局、高さの制限ですね、高台から見たリーフに向かっての高さの中での高さ制限とかありまして、そういう中でちょっと今日触れさせていただきたいと思うのですが、沖縄県の竹富町に先日私ども議員数名で調査に行ってきましたが、竹富町の場合、役所も石垣市にあって、そこからお客様も船に乗って日帰りができる、そういう環境の中でいろいろな島を守るための条例をつくっているわけですね。すると、あそこの公民館に掲げてあることが大変おもしろい謳い方で、公民館の前に努力目標というのが島の目標と書いてあって、売らない、つくらせない、そういう感じの言葉が書かれた標識が公民館の前にあるのです。ああ、すごい島だなあと思いました。確かにですね、そういう感じで島に平屋建ての赤瓦の文化的な家、昔からの琉球の家づくりの建物があって、また石垣があってですね、そういうのをやはり守ろうとしてやっている姿が本当に見えるわけですが、そういうところももちろん大事でしょう。でも、島の場合、島に観光客が来られて、そこで何日か過ごされて帰っていく。そういう感覚の中で、やはりいろいろな商業施設も必要であったり、そういうのがあると思います。お客様が来なかったら島の発展はないわけですので、経済的に。それを含めて、やはり守るべきもの、壊したらいけないものを再度検討していきながら、高さについては慎重に考えていただきたいと思います。まず、私の考え方は、例えば城の集落をその高さ制限の前に、昔ながらにある石垣、フクギの木、そういうのを是非守るために条例の中にこういうのを入れ

込んで、石垣を壊すときは手続が必要です、フクギを倒す場合には手続が必要ですという感じの、やはりそういう規制というのは本当にすごいことなのです。そういうのをやはり基本的に守っていくことで、文化を守ったり、景観を守ったりしていけると思うのですよね。だから、そこを重点に入れながら集落の人たちが高さについてやはり再度理解をしていただいて、高さ制限ももちろんいいのですよ、例えばグスクのところに7メートルだったり8メートルの高さ制限をしたら、古い民家はそのまま保てますし、いろいろながあります。ちょっとだけ高さについて触れてみたいと思いますが、竹富町は7メートルのところもあるのですよ。それはなんで7メートルかと申しますと、例えば木造で家をつくるときに50センチ基礎を上げます。それから3メートルの柱が建ちます。そしたらここで、もうすでに3.5メートルなのですね。そうしたときに、屋根勾配で瓦を付けると10分の3.5の勾配でいきますと、もう2階建てなんかつくれないわけですね。逆にもう一つの2階建てまでという制限をしたときに、2階建てで50センチの基礎があります。3メートル、3メートルで2階をつくります。6.5メートルになりますね。そしたら屋根勾配で普通の勾配を持っているときに、あと50センチしかないのに、じゃあ、与論のトタン屋根で持っていったときに10分の2.5の勾配でこう持っていくと、壁の端から2メートルで棟をつくって50センチになるわけですね。そうするとすでに7メートルになってしまうという。だから、7メートルという規制は平屋建てをつくらせるための1つの制約なのですね。2階建てまでと書いてあるけど、できないわけです。コンクリートの家の場合どうなりますかといいますが、3.5、3.5の7メートルつくれますから、ある程度いけるような感じですが、またそこも、50センチはやはり与論は上がっているほうがいい、それから天井高を考えたりすると、また同じような感じでぎりぎりの状態になっていくわけです。与論の場合は、今の子供たちが家をつくるときは大体30坪ぐらいの家をつくりますね。そうすると、この寸法みたいな感じであるときに、30坪というのは大体100平米ぐらいの感じですが、11メートルの9メートルで家をつくりますと、そうしたときに9メートルですからその真ん中、棟までであると4.5、さっき申し上げたように30坪の家をつくるのに、屋根勾配で持っていくとその7メートルでは当然つくれなくなるということになっていくわけです。例えば、コロンアルとかでも3.5ぐらいの勾配を使いますので、そうするとどうしてもやはり難しくなるということで、その住民説明会の中でも、こういった建物をつくったときにはこういう感じですよという、それが城地区であったりするとき、規制をしても8メートルであればほとんどの建物ができるということですね。屋根まで入れてもできるということで、たったその1メートルの違いですがほかの地区と違うところです。その

高さ制限については、やはり住民のいろいろな意見を聞いて決めていただきたいと思います。さっきも申し上げましたが、住民が一番心配していること、それは島外の方々が土地を買って、海にも行けなくなって、道がなくなる。そういうことで私提案ですが、今使っているほとんど海のところは民有地なのですね。そういうところを町道の延長として、防災上の問題もありますけど、浜に下りるところをいろいろなつくり方をして、斜めにするとか、ちょっと曲がった道にするとか、そういうのを検討しながら、もうこれは町がある程度先行的に地主の許可をいただいて対応して、浜に下りる道が町有地であったりとか、そういうのはどうしても今から必要ではないかなと。そうすれば、少しでも解消していけると思うのですよね。今、私ばかりしゃべっていますが、自然公園法の中ですね、今、島外の方があちこちに区域内で土地を買っていますが、隣地から５メートル離さないと家をつくれないうことで、結局は小さな土地を買っても家をつくれなくて、もうほったらかしのところが多いわけですよ。そんないっぱいできていかない。だから、その自然公園の中で相当規制がかかっている関係で今残っていますので、やはりそういうのを含めて、隣地からの後退距離とか、そういうのを自然公園の中ではそっちの方が上だから、条例で決めるわけにはいきませんが、今から決めようとする地区に関して、隣地からの考え方もやはりいろいろ内容に入れて検討していただきたいと思います。さっき城地区の話をしてしましたが、もうできるだけ石垣を積んでくださいねとか、植林をしてくださいねというときの内容で、隣地からどのくらいの範囲は家をつくるのではなくて、１．５メートルの範囲は植栽あるいは石垣の併用とかですね、そういうつくり方のほうがいいと思いますけど、担当課長どうでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 竹富町視察の折には、大変お世話になりました。ありがとうございます。

竹富町の場合は、先ほどちょっと話が合ったのですが、ざっくり話すと竹富島、小浜島、西表島、ここの３島を見て来ました。ほかにも島々があつて無人島まで入れると９島ぐらいあるのですが、その中で特に住民の意識が高く、規制が一番最もきついのが竹富島。これは高さが６メートル１０センチ、古民家の形式でないとその集落、保存地区は家が建てられません。石垣も１．５メートルから１．７メートルですね、昔式の空積みです。敷地、建物もそこから２メートル以上離してというようにいろいろ厳しいのが竹富町でした。小浜島に関しては１４メートルとか、西表島に関しては地区におきまして１６メートルとか、制限４階建てまでつくれるとか、その島々の状況に応じて、いろいろ状況が設定されておりました。平成１６年６月１８日に施行された国が制定した景観法の中では、基本理念１、国民共通の資産と

して、その整備及び保全が図られなければならない。基本理念2、適正な制限のもとにこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。基本理念3、地域の個性及び特色の伸長に資するよう形成が図られなければならない。もろもろありますが、このような基本の中で、今、高さばかり言われているのですが、この私の方で作成した基本計画の基本目標、まず1番が与論の特徴であるきれいなサンゴ礁、海をバックにした島の風景、思わず叫びたくなるような自然景観の保全と沿道景観の整備、これがまず第1です。第2が歴史・文化の保全と伝承。こういった中で5項目ぐらいありまして、その具体的な基本方針1「守る景観－自然と文化を守る－」、1、各集落の伝統行事や空間を守る景観づくりを行います。2、サンゴ礁、石垣、フクギ並木など亜熱帯海洋性気候が織りなす景観を守ります。さとうきび畑や農地境界のソテツ、高倉などの農村景観を守りますなどなど、高さは基本的にこういった設定をするかの目安として、測量を入れまして、どこから見たときの島の稜線を越さない程度の高さはどう設定したら守れるかというのが、まずその自然公園法の13メートル、海岸線ですね。そこは確かに13メートルで守られるところもありますが、城、朝戸、あと断層、宇勝周辺のところはですね、一部7メートルの高さでその稜線を侵す高さが出てきます。これは、必ずこの7メートルを守るという意味ではなく、ある程度の状況を把握した中で、こういった数字を設定していくかの目安としてこの測量事業を委託しています。それをもとにこの基本計画をつくっていています。この景観計画というのは、この景観法の中でも謳われているように、そこに住む島の人たちが共通理解としてこの島の景観を財産として、将来の子供たちに受け継いでいくという認識のもと、じゃあみんなで何メートル設定しましょうかという、そのベースとなる数字を書いているだけであって、今後説明会を重ねていく上で、先ほど吉田議員が説明された建築の高さの方も、今年4月1日から建築法が改正されまして、200平米、高さ16メートル、3階建てまでが建築確認を要しない範囲として、今まで500平米だったものが200平米まで制限が厳しくなっているのですが、その分、今までの9メートルから16メートルまで高さの方は制限は緩くなっています。そういったもろもろの改正も含めて、こういった建物をつくとどういった制限がかかってくるかという、大体の町民にわかりやすくということで、参考にいろいろ2階建てコンクリート、そういったものの一般でいう矩計、断面図ですね、そういったものも参考資料として書いています。説明会にはこういったものもまた添付して、説明してまいりたいと思っています。あと、これは基本的なことなのですが、自分の土地に規制、ルールをかけなかった場合、例えば我が家が高台にあったとします。そこに2階建てを建てました。その前はもう見晴らしがよい景色が広がってしまし

た。ルールはないですから、海を臨む前の土地をでかい1町歩ぐらいの土地を買われて、そこに5階建てのマンションが建ちました。その後は、もう私の家からはマンションの景色しか見れなくなります。規制をかけると、そこに無増減に10階建て、20階建てを建てられるから、うちの土地の価値は高くなると思っている方もいらっしゃるかと思うのですが、そこから見る景色もその土地の財産の一部です。その中で自分は先に建てたからそれを独り占めできていると勘違いしますが、後に建てた人がそこにより高いものを建てたときに、では、あなたの土地は高いまま保障されますかということなのですよ。後からお金を持っている人がでかいのと建てたら、先に建てた私の土地は価値は下がります。ただ、皆さんがどこに建てようが、先に建てようが、後に建てようが同じようなルールのもとでやれば、同じ景色は保障担保されるのですよ。そういうことをこの全住民に本当に理解して、そして50年後100年後の子供たちが、それでも高層ビルに住みたいと言うんだったら、将来の子供たちがそれを決めるべきであって、私たちがそのルールを決めずにそのまま将来の子供たちに丸投げした場合は、高層ビルの廃墟が島にいっぱいある未来かもしれません。だから、私たちはある程度今の生きている人間の責務として、ある一定のルールをつくっていくべきではないかなということで、現在この景観計画、景観条例の制定に向けて取り組んでいるところです。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 私がさっき申し上げたのは、その質問事項にも書いてあるとおりで、景観条例をつくったり、基本計画をつくるのは不可欠だと申し上げているわけですね。ですから、その中で地域にあった規制の仕方、それから地域の設定の仕方、それを住民に説明してちゃんとやってくださいということの話なのです。だから、どうしてもやはり与論のいろいろな財産を守っていくために条例は必要です。そんな中で、町民が理解できるような規制のあり方だったり、計画のあり方であってほしいというお願いですので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、町長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 吉田勉議員、本当にありがとうございます。私の方も町長になってから大馬課長と一緒にコースを歩きました。やはり高さばかりの制限を言われていますが、そうではなくて、やはりおっしゃるように集落ごとに特徴があって、保存するところが結構あるのですよね。おっしゃったように、せっかく先祖代々何百年のあれで積み上げた城集落の石垣、フクギ並木。例えば、同じ家系で継いだ方が、そんな石垣はもう古いんだ、ブロック塀にするんだということをおっしゃったときに制限がないと、いや、ここはちょっと町の方でちゃんと石垣を守ってくださ

いというルールがないと守れないわけですね。そういうところをフクギ並木でも、もうその木はいらないと、ほかの何か外壁で家を守るんだみたいなことになってしまうと、もう風景が一変してしまう。そこはもう随所に見られて、吉田勉議員と25年前にミコノスという、僕が商工会にいたときに中央通りの拡張問題であの通りがどうなるんだということで、2人で行ったときに、市長からスーパーパラダイスビーチに行ったときに、ヒルトンホテルみたいな20階建てのホテルもあっていいんじゃないと言ったら、市長がもうかたくなに建築の専門官で平米で何か聞いていたのを僕はずっと傍で聞いていて、吉田議員が説得しているのを僕は聞いていますが、ああいうことなんだなというところと、また何でこういうことの建物にしたんだとか、色とか、そういう歴史があるわけですね。だからそういうあるところのところは守っていききたい。また、この中で3校区の説明会で、延べ73人では当然納得いかないわけですね。それは担当課と一緒に集落の総会とかありますので丁寧の説明して、そういった住民説明は十分してまいりたいと思いますので、また御指導の方をよろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） もう時間がないので、あと1点ですね。さっき申し上げましたが、やはり海岸に出る道路ですね、それについてはいろいろな担当課と協議をしながら、また地主さんとも協議をして、どうしても浜に下りる道を今のうちに町が確保して、次の世代につなげていくということは非常に大事なことだと思いますので、それについて、町長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。前の喜山康三議員からも私が町長になってから、プリシアリゾートのホテルの旧道とか何で入れないんだという御指摘もいただきました。事前に今おっしゃるような処置をなされていないから、そういう状況になっているわけですね。十分に検討して、ちゃんと町民、島民が公然として平等にいつでも浜に下りられるような施策を取ってまいりたいと思いますので、そこの方もまた御指導をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） ありがとうございます。長々いろいろ要望とかいたしました、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） これで3番、吉田勉議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。10分間休憩しまして、10時42分から始めたいと思います。

-----○-----

休憩 午前１０時３４分

再開 午前１０時４３分

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、７番、高田豊繁議員に発言を許します。

７番、高田豊繁議員。

○７番（高田豊繁議員） おはようございます。先ほどの吉田勉議員に続きまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初にギンネムのことについてですが、実は１１月２９日だったですかね、福祉センターの方で議会報告会を開いたわけなのですが、町民の方からかなり強い厳しいこの対策要望がございまして、これについてちょっといろいろと意見交換を試みたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

１ ギンネム駆除と活用について

(1) 町内では、近年ギンネムが繁殖し、排水機能障害や道路安全交通の阻害、農地等への種子の飛散繁殖等早急なる対策が求められているが、今後の対策を伺います。

(2) ギンネムの有毒性について懸念されてきたが、飼料畑周囲にも繁茂が見られ有毒性の被害例は無いのか。無いとしたら今後の敷料活用化によって畜産経営上における労力節減効果や事故防止、環境負荷軽減効果対策、耕畜連携による土作り生産効果増大に有効活用する考えはないか伺います。

２ 「国民保護計画」に関連した与論町民の避難実施計画について

(1) 他国からの武力攻撃等いわゆる「有事」に備えた住民の避難措置等を決めておく「国民保護計画」に対し、奄美大島５市町村は合同で2026年末までに避難実施要項を策定することとなっているが本町のスキームはどのように考えているか伺います。

３ 急患搬送や災害、有事利用のヘリポート整備について

(1) 新与論病院は、ゆいランド西側に移転する予定であること、災害等有事の際の救急・緊急搬送用として、ドクターヘリ、防災ヘリ、自衛隊大型輸送ヘリが離発着ができる多用途ヘリポート整備の考えはないか伺います。

(2) 事業実施に当たりまず調査事業から入り、適地の選定や事業費、補助制度等国交省等関係機関と協議する考えはないか伺います。

以上です。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。高田豊繁議員の質問事項１ ギンネム駆

除と活用について、要旨 1 についてお答えいたします。

本町におけるギンネムの対策として、耕地課の管轄では、町内の農地や農道、水路ののり面及びため池等に生息しているギンネムの伐採を、国の多面的機能支払交付金事業を活用しつつ、各集落組織との協力により実施しています。

しかしながらギンネムは成長が早く、町内でのギンネムの勢力拡大に駆除のスピードが追いついていないのが現状であり、伐採駆除の効率性向上に係る機械化等の検討を行っているところですが、未だ有力な情報が見出せておらず、人力による伐採以外の有効手段がない状況です。

今後も、多面的機能支払交付金事業の集落組織と伐採作業の連携を強化しながら、引き続き有効な機械等の調査や情報収集を行い、より効果的な対策がないか他の関係課を含め、官民において連携した取り組みを推進してまいりたいと考えています。

質問事項 1 の要旨 2 についてお答えいたします。

御指摘いただいたとおり、ギンネムの有毒性については以前より指摘されており、農業共済組合から農家に対して、家畜等の餌として与えることがないように注意喚起しているところです。

他方で、ギンネムには強い毒性が見られないことと、反芻動物においては胃における発酵の過程において毒性が緩和されることなどから、餌等に少量の混入があっても、直ちにそれが原因で牛の体調が崩れるという事例はこれまでないようです。農業共済組合にも確認したところ、本町においては、これまでにギンネムの食害による牛の被害報告は確認できていないとのことでした。

ギンネムの駆除については、現状においては地道な伐採作業が主になると思われるので、その伐採木をゆんぬ敷料化ラブセンターにおいて粉碎処理の後、敷料として再利用することで、有害雑木が資源として有効活用できると認識しています。

生産される敷料は、畜産分野において子牛の生育環境改善や糞尿の水分調整効果による環境負荷軽減作用、堆肥熟成期間の短縮作用など、本町の持続可能な農業の推進にも寄与するものと考えますので、今後とも積極的な活用を進めてまいりたいと考えています。

引き続き、質問事項の 2 の「国民保護計画」に関連した与論町民の避難実施計画について、要旨 1 にお答えいたします。

弾道ミサイル攻撃やテロ攻撃など、国民保護事案が発生した場合、迅速かつ的確に住民を避難させるため、国民保護法により、市町村は、避難経路や避難手段、関係職員の配置など、避難に必要な事項を取りまとめた「避難実施要領」を定めることとされ、また、国民の保護に関する基本指針により、市町村はあらかじめ避難実施要領のパターンを作成するよう努めることとされていることから、本町におきま

しても、令和2年6月に「避難実施要領モデル」を作成したところです。当実施要領では、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、大規模イベント会場への攻撃、ゲリラ・特殊部隊の攻撃及び着上陸侵攻のパターン等について、避難に必要な事項等を定めています。

本年1月16日には、沖永良部島において、令和6年度鹿児島県国民保護訓練の実動訓練及び図上訓練が行われ、本町職員も視察させていただいたところです。

今後も国や県、関係機関と連携し、平素からの備えや訓練に努めてまいりたいと考えています。

質問事項3、急患搬送や災害、有事利用のヘリポート整備について、要旨1についてお答えいたします。

本町は、一島一町の外海離島であるため、大規模な地震や津波に遭い、港湾や空港が長期間使用できなくなった場合、食料や水をはじめとした生活物資やエネルギーの供給、重傷病者の島外医療機関への搬送など、自衛隊ヘリやドクターヘリの応援が必要不可欠となります。

また、津波の災害時に、与論空港は使用可能であったとしても、茶花市街地などの低地の津波被害によって、新与論病院から与論空港までのアクセスが困難なケースも想定されます。

こうしたことから、大規模津波災害等の際に、大型自衛隊ヘリやドクターヘリが安全に離発着できるヘリポートの整備の必要性を感じているところであり、今後、調査・検討してまいりたいと考えています。

質問事項3、要旨2についてお答えいたします。

大規模津波災害等の際に、大型自衛隊ヘリやドクターヘリが安全に離発着できる、ヘリポート用地の選定・確保をはじめとしたヘリポート整備計画を、関係機関と連携・協議し、専門家の助言もいただきながら進めてまいりたいと考えています。

全国のヘリポート整備の残念な事例を見ますと、ヘリポートをつくったのはいいものの、飛行ルートを変更しなければならなくなった、救急車が待機するところがない、搬送ルートに凸凹が多い、ヘリへの緊急給油ができない、着陸帯に水が溜まりやすい・滑りやすい、磁気でヘリコプターの計器が乱れるなど、使い勝手が悪かったり、危なくて使用できないなどといった事例もあるようです。

単純にヘリポート用地が確保できれば整備できるというものでもないようなので、慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 5項目とも大変丁寧な答弁内容で、大変嬉しく思ったところです。では、ちょっと掘り下げまして沖縄県の例等も見ながら、このギンネムにつ

いて先般の議会報告会では、大変これが大分時間を食うほど激しくおっしゃいましたが、沖縄の例を参考にしながらちょっと、先ほどの耕地課の方の答弁だと思いますが、大変追いついていないという非常に今後が懸念されているということですが、まずは今、沖縄県自体がこのギンネム対策をつくっているのですよね。鹿児島県はもちろんこれはないのですが、県自体がこれをつくってこれは大分歴史があるようなのです。先ほどの有毒性とかについても、反芻動物においては害がないということですが、先ほど竹富島の話もありましたが、沖縄県ではこれはちょっと古いデータなのですが、本部半島の本部とこの池間島、竹富島が、竹富島なんかはもうほとんどギンネムで覆いつくされているという状況ですね。私も一度行ったことがあるのですが、本当に浜のそばまでみんなギンネムが来ているのですよ。そういうことで、大分生態系が損なわれていると言っても過言ではないということです。ギンネムには、ミモシンという有害な阻害する物質を持ち合わせているということですが、これは、先ほども畜産上はあまり支障はないということでおっしゃってられますが、この畜産では牛については反芻動物ですので、胃袋の中で確かに発酵の過程でこれは害ではないというデータのようにですが、畜産というよりは、土壌についてかなりの影響があるということなのですよ。それで、このギンネムがあまりにも繁茂しすぎると、土壌が窒素過多になりまして酸性土壌化になるということで、やはり農業生産においてこれは害になるということです。そういうことで、やはりこれは農政の方で重点的に取り組んでいく必要があるのではないかなということですが、時間の関係もありますので、この対策について何点か意見交換してみたいと思います。まず、沖縄県が対策を考えているのが4パターンあります。まず第1点目が、大体地際から10センチ程度でカットしまして、そしてビニールシート等で特に黒いシート等で覆うということですが、これは1年以上かかるということです。これが若葉が出てきて、とにかく成長しないという状態になるまでということです、これが大体確率としましては、やはり90%程度は枯死させることができるということになっているようです。それから、一番強いやつなのですが、同じように大体地際から10センチでカットします。そこに横の方からグリホサート、ラウンドアップみたいな感じの認可を受けた除草剤の2倍液を注入すると。大体このぐらいのドリルですよ。それで、あと芽摘みをするという、これで100%は死ぬということなのですよ、100%大丈夫。それから、その次にこの切った後に塗布するということですね、これも2倍液で塗ると大体9割はこれで対処できると。最後に4点目にですね、これを切った後、1カ月か2カ月ぐらいしたときに若葉が出てきますよね、これに対してラウンドアップ系等、グリホサート系等100倍液を散布すると。これで9割の対策効果があるということにして、これを金に換算して、今

出ていますが、先ほどのビニールシートは平米当たり180円の大体シートが200円、ピンが180円ですから、大体平米当たり400円ぐらいのコストがかかる。ところが先ほどグリホサートを注入するというのは、コーキングとあわせて200円程度かかると、これはデータが古いかと思います。それから、グリホサートを塗るというのは、平米当たり100円ぐらいのコストだと。一番最後に申しました薬剤散布、茎葉散布した場合には、平米当たり3年60銭で駆除できる。これは除草剤の倍率が100倍になるものですから、それほど除草剤を使わないということになるようでございまして、やはり今後ですね、与論町でやるとした場合にということで、先ほどの答弁書の中で今機械作業を想定しているんだけど、まだあまりめばしいのが見当たらないというような答弁内容でございました。そこで、原議員の数年前に調査もされているようだったのですが、今回、私どもも鹿児島の方で調査しようということも考えていたのですが、日程的なのが取れなくて、改めてまた行きたいと思いますが、これは鹿児島の薩摩半島の方の日置市の付近なのですが、あそこには非常に竹が多いんですよ。竹を上から切るブッシュチョッパーというのがあるようですね。これは07ぐらいのユンボに取り付けて作業を行うのですが、これはすごい能力があるということですね。そして、この横に今度はまたこの切ったのを入れるアースシェーバー、ブッシュチョッパーとアースシェーバー、これをインターネットで耕地課長と産業課長は、是非後ほどまた御覧になっていただきたいと思うのですが、このセットは公共機関でも推薦されている機械でございまして、これを何らかの補助事業で入れて、先ほどの答弁書にあったように、この伐採だけではなくて敷料として再利用することで、資源として有効活用できるということで策を持って行って、この補助事業で取れるような方法があるのではないかと思うわけなのです。竹を切れるんだったらこれはギンネムなんか簡単ですよ。大体10センチか15センチぐらいの竹まで伐採できるわけだから、これはもう簡単にできるわけですよ。こういう感じで全部竹林を切るわけですよ。竹というのは硬いわけだから、これを是非御検討いただきたい。そしてこの切った草を集めるのはこのシェーバーですね。そしてこれが大体1立米ぐらいホールドできるわけですので、これをダンプカーに積んでラブセンターに搬入して、今あるコマツのクラッシャーで、あるいは今ある破砕機で細かくして、そして農家に配るということで、そういう敷料に利用するというのが一番望ましいと思うわけです。そこで、例えばモロオカの機械をこれまでずっと使っていましたが、コマツの新しい機械も入っていますので、さらに細かくして敷料に利用できるのではないかと。先ほど答弁書の中にあっただけですが、環境負荷軽減ということで、やはりこの畜舎が、牛房の中とかヤードはもちろんコンクリートでされているのですが、どうしてもこの継ぎ目

とか、そういうところから必ずし尿が地下に浸透してくるのですね。そうすると、どうしても地下水に対しての環境汚染を心配しなくてははいけない。ですから、牛のし尿というのは御承知のように濃いわけですから、人間の30倍以上の濃度ですから、そういうことも考えながらこの敷料を厚めに敷くということと、やはり毎朝、今牛小屋から牛の糞尿を出しているのが大体農家の今の作業なのですよ。これは大変な重労働だと思いますので、こういう労苦からちょっと解放されて、ちょっと厚めに30センチ程度して、1年に1回か2回ぐらいミニショベルで敷料を出すようなことをすれば、もっと省力化もできるし安全性も高くなる、牛の股裂きという事故がまずなくなるだろうということですね。そしてそれをふんだんにさとうきび畑なり、あるいは牛の飼料畑なり利用することによって、この限られた面積での作物生産の増加対策が図られるのではないかというふうに考えられますので、答弁書の中にばっちり書かれていますので、これについての御意見は特に質疑はないのですが、堀田産業課長にちょっと、牛を飼っていらっしゃる課長さんですから、ひとつお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。牛農家と言えるほどの牛は飼っていないので恥ずかしいので言えませんが、お答えします。

ブッシュチョッパーにつきましては、私もちょっとネットの動画でしか拝見しておりませんが、性能は非常に高いなとは思っています。ただ一方で、本町におけるギンネムの繁茂の場所が道路とかの横だったらいと思うのですが、多くは道路の斜面のアブシのところだったりとか、畦のところだったりとか、ため池の周りというところで、そのブッシュチョッパーでどこまで作業できるかということ、作業をした後のその回収をどうやってやるかということ、そして回収した後のものの中で、さっきおっしゃっていただいた回収機械の中に持っていった場合に、混入物がいろいろ砂利とか入ってきた中だと、実際、今のラブセンターの機械の中では機械をちょっと傷めてしまうので、ちょっとしづらいなというのもあってですね。非常に僕もブッシュチョッパーを見て、いいなと思っているのですが、それを果たしてこのまうまく使えるかどうかというのを、もうちょっと研究をさせていただきたいなと思っているのが今の現状です。ただ、本当にいい機械だと思っているので、何とかうまく使えるかどうかと検討してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 先ほど僕は地際から10センチという表現をしたのですが、10センチにこだわる必要はないと思うのですよね。例えば、地際から30センチなり50センチなりのところまでブッシュチョッパーで切って、こういった地盤に

はもう接しないようにですね。そしてから枝に若芽咲かせてから、これにグリホサートを散布すると、安全性からいっても養育性からいってもいいのではないかと。例えば、池のフェンスの中にあるところなんかというのは、これは人力でしようとする、間違っってそこに作業員が落ちる可能性もあるのですよ。それと、浸透池がありますが、これもギンネムが大好きですね、非常にこの浸透池にギンネムが繁茂するのですよね。ですから、そこもこのユンボで下げてこれを散布するというのが一番効率的だということが考えられますので、是非御検討いただいて、とにかく省力化を考えていかないといけないと思いますので、御検討いただきたいと思います。

それでは、ギンネムはもうこの辺にしまして、その次の国民保護計画ですね。先ほど総務企画課の答弁書だと思うのですが、大変貴重な答弁内容でございまして、今後、町民の安心・安全を確保するために、ひとつ頑張っていたきたいと思うのですが、奄美大島の場合は、3月に瀬戸内町長が音頭取って、5島でこの国民保護連絡調整協議会を立ち上げていますが、先ほど言いましたように、来年度中にこれをひとつ計画を完全なものにして対策したいというふうにおっしゃっておられるのですが、やはりこの戦時体制というか、この有事の際の避難というと、昭和19年の対馬丸の悲劇がありましたね。日本郵船の7,000トン余りの輸送船だったのですが、これに1,700名ぐらいの人が乗って鹿児島に避難しようとしたら、トカラ列島の付近でアメリカの潜水艦に撃沈されたということがありまして、相当子供たちとかが災難に遭われたとかいう痛ましい事件がありました。どうしてもやはりそういうことが思い出されるのですが、今回、非常にどこの国という表現は好ましくないので、大陸の方から非常に脅威が高まっているということを話さなくてはならないわけですが、いわゆるこの日本の防衛策というのは、大体年間8兆円余り、だけど大陸の方ではもう40兆ぐらいの軍事予算を持っているわけですので、年々、航空母艦の建造も増えているわけですし、何もないということはちょっと考えにくいと思うのですよね。やはりこの第一列島線をとにかく奪取するというような想定のもとに行われているとしか考えられない。ですから、先ほどまたトランプ大統領が、「日本を守る義務はあるんだけど、日本はアメリカを守ってくれる義務はない」というような発言をされているのですが、そういった場合において、やはり日本の自衛隊だけでこの有事を乗り切れるかといういろいろな懸念も然りですが、やはり沖縄戦の場合も島民が頑張ったという経緯もありますが、島民を守るということもなかなか難しいということがあって、島民はもう全員避難させようというのが、多分今の防衛省の考え方ではないかなと思うわけです。いろいろ健全な人だったら船を使ったり、飛行機を使ったり、あるいは自衛隊のヘリを

使ったりということで移動が可能なのですが、やはり病院のベッドで寝ている患者さんもらっしやるわけだし、いろいろそういう弱者があるわけですから、一概にこの10万人の奄美群島の住民を避難させるという一元的な概論では、なかなかできないところがあるのではないかと思います。前に石垣島の中山市長が、これまでいろいろ要望を要求していたのは、公営のシェルターの話。これは完全に食料も水も電気も備わった公共シェルターですが、こういう整備を着手するというニュースが入ってきているわけですね。そして、避難するのは弱者から順番に避難してから、最終的に避難するのは公務員が一番最後になるそうですが、その逆に、島にまた残留する方々のためには電気もないといけないし、水道もなくてはいけない、食料もないといけないというのがありますが、そうすると水道の管理をする水道の職員もいないといけないし、例えば電気を送る職員もいないといけないということになりますから、その残留組だけで生活できるわけではないわけですので、そういった細かいところの細部にわたるシミュレーションというのにも必要になってくるわけですよ。そういうことで、ひとつ国がやってくれるだろう、県がやってくれるという安穩な感じではなくても、やはりそういったいろいろな細かい点が出てきますので、そこら辺を十分に勘案して計画を練っていただきたいと思うのですが、龍野課長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） ありがとうございます。本当に有事の際に全島避難という事態になったときに、細かく細部を考えていくと非常に難しい、全住民を避難させるということの難しさというのは非常に感じています。県の想定とかを見ると、飛行機、船、そういったものを利用して、この5,000人ぐらいの人数であれば5日間とか、そういったところで輸送的にはというパターンの予想もしていますが、実際には今高田議員がおっしゃったように、島にも残るという方も、どうしても離れたくないという方も出てきたり、じゃあその人たちをどういうふうにも対応するのか。それからライフライン、水道、電気、ガス、そういったこともどういうふうにもまた処置をして、全島避難をするのかとかですね。それからまたいろいろな畜産とかそういう牛、家畜をどういうふうにも処理するのかとか、いろいろ考えれば非常に難しい問題が次々に出てくるわけなので、その辺はまた本当に平素からそういった事態が起きたときにどういった順番で、どういったふうに進めていくかということとは本当に考えていかなければいけない、非常に難しい問題だなというふうにも実感しています。九州各県で奄美群島の住民の避難の受け入れとか想定しているのですが、そういったのも含めながら、本当にそういう有事があったときにどうするかということとは、今後、本当に考えていかなければいけないことだなというふうにも

思っています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ありがとうございます。まさに今、総務企画課長がおっしゃられる、そのとおりだということですので、非常に大変な時代に入ったと言わざるを得ないのですが、これはもう町長を先頭にして心を1つにしてですね、この問題を本当に与論町は与論町で考えていかなくはいけないという厳しい現実がありますので、それぞれの島において、それぞれの問題、課題があるかと思しますので、本当に大変でしょうが、この問題はやはり10年先、20年先ということでもないように思われますので、ひとつ本当に町民が安心して対応できるように御配慮をお願いしたいと思います。

最後の点ですが、先ほどもあったのですが、日曜日に福祉センターで防災デーがありまして、私も午後から参加させていただいて、拝聴させていただいたのですが、先ほどの答弁書に書かれているとおり、全くこのとおりでございまして、やはり消防関係の方からも言われているのですが、やはり津波が発生したとき、あるいは去年の11月の大型豪雨のときに、空港はある程度大丈夫だとしても、そこにいわゆる救急車両を走らせるということは不可能だろうということもありまして、やはりそういった総体的なことを考えていかないといけないので、やはりヘリポートをこれまでは与論空港を使ってやっていたのですが、そういう茶花市街地を通して与論空港に行かねばならないという交通アクセスの関係もありますので、そこら辺の難しさというのも十分に勘案していく必要があるかと思うんですよね。そういうことで、現在大体与論空港の場合、夜間は沖縄の方の第15旅団のUH-60というのが来ているかと思うのですが、さらにこれの上に、CH-47という大きなボーイング製のヘリがございまして。そういう有事の際には、こういった大型ヘリが離発着できるようなことが必要ではないかということですが、与論病院が今、土地関係の手続関係に入っているのですが、大体令和9年9月、10月頃から新病院が開業できるという見通しになっています。ですから、その病院からも近い場所、そしていろいろな障害物のない場所、そういったことがヘリポートの適地としては求められるだろうということです。このヘリポートについては、先ほども航空法の話がよく出ていたのですが、航空法の第79条によって、ヘリというのはこういうふうの下りてこないわけなのですよ、下りてくる場合はお尻の方からこういう感じで下りてくるわけなのですが、離陸するときには、またこういうふうにお尻を上げて離陸するのですが、これが大体進入表面、先ほど転移表面という話もありましたが、進入表面が大体その勾配で8分の1、大体7.5%ぐらいの勾配で出たり入ったりできるようなのが一番望ましいと。それから、大体敷地は100メートル四方はあった

ほうがいいということです。今、想定しているのはこのヘリですね。これは特別に日本の自衛隊にあわせてCH-47Jという、ジャパンのJを付けて今やっているわけですから、これは大体600キロの航続距離で、これをさらに膨らませたJAというのができておまして、これが1,000キロまで運べるというヘリなのです。ですからこれが全長が大体20メートルなのですが、プロペラまであわせるともう30メートルぐらいですから、このヘリポートの大きさというのは、長さの2倍だそうなので、60メートルは最低必要になるということです。やはりそれなりのスペースがいるということです。そして一番は障害物がないところですよ。だから、電線あるいは煙突、建物、崖とか木とかですね、そういうのがないところでないとできないので、やはりお山のてっぺんということになるのですが、今、飛んでいるドクターヘリは全然問題ないのですが、ドクターヘリの場合は大体、県立奄美病院、あるいは中部病院、南部徳洲会病院とか、浦添とかにもありますが、ああいうのは大体てっぺんにありますので、そういう問題はないということです。では事業費はどのくらいかかるのかということで、去年の11月にそういう機会がありましたので聞いたのですが、やはり4億円から5億円ぐらいかかると、屋上型のヘリポートはですね。ですが、この地上型のヘリポートはそんなにほかからないだろうというふうに思われます。やはり問題というのは、見晴らしがいいところということと、それから地盤がしっかりしているところでないと駄目ですね。ですから、例えばこれが20トンぐらいかかるのですよ、この大型ヘリというのは。住人を55人乗せますからね。そうすると、この衝撃の荷重を計算すると、約3倍をみなくてはならないということです。60トンから70トンぐらいの荷重を考えなくてはならないということです。仮に福祉センターの西側の今岩が置いてあるところですね、あの辺りだったら僕はいいのではないかなと。若しくはサッカー場のゆいランドの東側のこういう尾根になったところですね。だからやはり民家にまず影響がないことです。それからものすごい風圧ですので、さとうきびとかをなぎ倒すわけですから、そういうことも考えていかないといけないし、いろいろ課題はあるかと思いますが、まずは調査事業から入って、専門の業者さんがいますので、この空港関係はですね。特定の名前はここでは言いませんが、そういう方々もいますので、そういうことで対処をして進めていったらいいかと思いますが、町長どうですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員、すごく有効な御質問をありがとうございました。

町長は、まず町民、島民の生命と財産を守るのが一番で、その後いろいろな政策が来るわけで、おっしゃるように有事がないほうがいいわけですよ。でも、

おっしゃるように、今いろいろな世界情勢がどうなるのか、こんな小さな単町の島では、そこを例えばロシアとウクライナのあの状況をこの小さな島で止めるわけにはいかないといったときに、まず国・県が、当然与論島含めて沖永良部島、徳之島、奄美群島また沖縄南西諸島、それは見るでしょうが、そういう対策を何もしていないでいると、そういうことはないよとか、いやそれは国が、県がするんだということ甘んじてはいけないというところで、先ほど吉田勉議員からありました、私たちの災害があったときの自主的なそれとあわせてですね、もし、そういうことがあってはいけないのですが、有事があったときのシミュレーションみたいなものは、やはり私たち総務企画課が中心に役場内でもそれは認識をしておかないと。おっしゃったそのヘリポートの適地ですよ、今自衛隊の何型とか、20トンのヘリが島民を乗せたときには60トンから70トンぐらいの比重がかかると、そういう適地が本当にあるのか。あと令和9年9月から新与論病院ができたときに、それに関連したそういう対策をまた高田議員の御指導、また御意見を交わしながら、まずは調査から進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 難問題が山積していますが、みんなでまた心を1つにしてですね、ひとつ町民のために頑張っていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

時間になりましたので終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） これで7番、高田豊繁議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。午後は午後1時30分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時28分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、林敏治議員に発言を許します。

9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） まず一般質問する前に、水道課の課長以下職員の皆さん、緊急対応をしていただき感謝申し上げます。いつ起こるかわからない停電、もちろん津波、地震、あるいは台風などですね、今後敏速に対応していただきたいと思います。お願いを申し上げまして、一般質問に移ります。

1 沖縄、やんばるとの交流促進

- (1) 先般、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会が、名護市で開催され、広域交流推進事業においては、ヨロンおきなわ音楽交流祭しか行っておらず、やんばるとの交流促進に向けた更なる取り組みが必要であると感じます。今後、連携を強化して、児童スポーツ交流体験学習、視察研修などを取り入れ、子どもたちの交流深化を図る必要性があると痛感するが、どう取り組んでいく考えか。

2 水道水の水質管理について

- (1) 先日、発がん性が指摘される有機フッ素化合物（P F A S）が全国各地で検出されているが、環境省は定期的な水質検査を水道水事業を担う自治体などに対応を求めている。本町においては、以前から漏水や硬度の問題があるが、全体的に安心・安全な水を供給できるよう対策をどう講じていく考えか。

3 水道料金について

- (1) 水道設備の老朽化が進んでおり、設備更新に伴い、将来、水道料金の値上げは避けられないと考えるが、現状を踏まえて今後、水道料金について、どのように考えているか。

以上、3点伺います。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員、ありがとうございます。議員の質問事項1、沖縄、やんばるとの交流促進の要旨1についてお答えいたします。

奄美・やんばる広域圏交流推進協議会は、奄美地域とやんばる地域が、県境を越え産業や経済、文化といったあらゆる面での交流の推進を図っていくために、平成11年度に設立され、奄美群島12市町村と沖縄県北部12市町村で構成されています。

本町は、当協議会の広域交流促進事業を活用して平成12年度から「ヨロン・おきなわ音楽交流祭」を継続してきました。

このほか、やんばる駅伝大会への参加や、国頭村との姉妹盟約締結など、やんばる地域との交流促進を図ってきています。

また、沖縄北部地域との幅広い相互交流を通じて住民同士の友好な関係を深めるとともに、両地域の双方向的な活性化につなげることを目的として、令和5年度に「ヨロン・沖縄北部連携推進協議会」を設立し、商工観光分野、産業分野、教育分野、地域活動分野などにおいて連携や交流を行っています。

その活動の一環として、今年の夏休みには、与論中学校と国頭中学校の生徒8人がお互いに訪問し、鹿児島県中学校総合体育大会にて6位入賞を果たした与論中学

校駅伝部の生徒が、名護市の陸上競技場で名護中学校の駅伝部と合同練習を行っています。

今後も、やんばる地域を含めた沖縄県の子供たちと本町に暮らす子供たちとの間で、スポーツ交流や自然体験学習など、広域的かつ多様な交流の展開を図ることにより、双方にとって互恵的な地域振興へ発展するよう、各関係機関と連携しながら取り組みを推進してまいります。

質問事項2の水道水の水質管理について、要旨1についてお答えいたします。

P F A Sについては、現在水質検査を行う義務はありませんが、本町は令和2年度以降、毎年1カ所ずつ水源の水質検査を行っており、いずれもP F A Sは検出されておられません。

また、浄水についても、令和5年度にP F A Sの検査を行いました、検出されませんでした。

水質検査については、毎年、水質検査計画を策定し、計画に基づき検査を行っており、浄水が水質基準を満たしていることを確認しています。

今後も引き続き、安心・安全な水の供給に努めてまいります。

質問事項3、水道料金について、要旨1についてお答えいたします。

現在、水道設備は全国的に老朽化が進み、設備の更新が社会的問題となっています。

現状、本町の水道事業は、毎年利益が出ていますが、設備更新を行うための財源となる内部留保資金が年々減少しており、このままだと設備更新を行うことがなくなる可能性があります。

現在、水道施設の年次更新計画を策定中ですが、今後10年程度の更新事業についての概算事業費を算出する予定であり、そこで算出された概算事業費をもとに料金改定の検討を行いたいと考えています。

また、水道料金の値上げを極力抑えるためには、財源の確保が重要になりますので、国庫補助金等を最大限に活用し、町民の負担を減らすよう努めなければならないと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 追加質問をいたします。沖縄、やんばるとの交流促進についてですが、先々月1月28日から30日にかけて、沖縄県で奄美群島市町村長、議長との意見交換会が開催され、奄美から45人、沖縄から28人の参加者があり、奄美と沖縄との交流拡大が叫ばれる時代となり、今後、沖縄奄美連合会がますます発展してほしいということでありました。また、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会総会が開催され、やんばる側から60人、奄美側から47人の参加者があり、

沖縄の子供たちが参加するサッカー大会後の交流を開催して、子供たちの交流深化を図るなどの取り組みが必要であるとの要望がありました。また、児童生徒の交流につきましては、両地域の子供たちの交流が一番大事です。そこで例えば、小学校は平和教育、中学校はＩＴや歴史・文化、高校生はＯＩＳＴ（沖縄科学技術大学院大学）との交流や見学、視察研修などの取り組みなどの要望がなされています。児童生徒にとっては、実際に見て体験するということが将来の財産になると思います。町長はどのようなお考えをお持ちですか。町長に伺います。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ただいま林敏治議員のありがたい御質問にお答えいたします。

令和６年度に奄振法が改正され、５年間の延長が決まったときに、２つの法律、文言が出されています。それは移住・定住を促進するということと、あともう一つは、奄美群島地域が沖縄県との交流を行う。まさしく本町がそういう位置に立っているわけですね。辺境を超えたところでは与論の琴平神社から見える、やんばるを昔から見ながらずっと交流していたわけです。先ほど小学校また中学校、高校とそれなりにそのレベルの中で、小学生は平和学習を主に、中学校ではＩＴを、高校では向こうに専門的な大学がありますから、そこを通したそういった資質向上を図るということでは、もう基本的に賛成ですし、それを促進していきます。また、事業としては教育委員会の中で、今小学生ですか、お互いに与論は海があって向こうは山村なので、やんばるとのそういう世界遺産になっているところ等の地域の違いで、そういう学習をしているということもあります。毎年それができるかどうかという、そこはまた教育委員会の方に聞いてください。基本的には、今、林敏治議員がおっしゃったところを推進してまいりたいと思っていますので、また御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） ９番、林敏治議員。

○９番（林 敏治議員） 特に、恩納村のＯＩＳＴ、いわゆる沖縄科学技術大学院大学というのは、これは世界レベルの科学技術の研究を行う大学院です。教員と学生そして研究員半数以上が外国人であり、教育と研究は全て英語で行う国際的な大学でもあります。日本ではナンバーワンと言われています。ＯＩＳＴでは、物理、科学、生物学、脳の研究等の先進的な研究が進められています。まず自由見学やガイド付きのキャンパスツアーなども開催していますが、是非、奄美の方々に参加してくださいとの要望があるようです。ＯＩＳＴはなぜすごいのかといいますと、世界トップレベルの研究を世界の企業と結び付け、最も差し迫った社会課題に対する解決策を共に生み出し、小中学や高校生を対象とした科学普及活動を通して、科学についてや科学はどのようなことに役立つかを伝えています。そういったことで、全国各地

から視察研修に中学校をもとより、高校生、そして小学生もみんな視察研修をされているようです。そういった意味で、教育長いかがですか。どのように考えておられますか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。今のところ、沖縄との交流は小学校の修学旅行であったり音楽交流祭、そしてスポーツの交流ということで、今、林議員から言われた日本でトップレベルのそういったものが近くにあるというのは、申しわけありません、今日初めて知りました。そういったところが近くにあるという情報を知れましたので、今後どういうところで交流ができるか、小中高の中で対応できるかというのはまだわかりませんが、そういったものも含めて、近くに行く沖縄での交流の幅を広げていけるのではないかと思います。貴重な情報提供をありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 今現在は、「ヨロン・おきなわ音楽交流祭」というのをやっていますが、これは広域交流促進事業の一環としまして、大体10万1000円ですかね、補助金を出して事業をやっていると聞いていますが、ただそれだけではなくて、やはりスポーツも重要ですが、こういった教育面、文化、歴史、そういったことも含めてあらゆる子供たちの交流を促進していかないといけないと思っています。そういうことで、現在行われている「ヨロン・おきなわ音楽交流祭」をやっているのですが、その内容を踏まえて、どのような成果が上がっているのか。ひとつ説明をお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。「ヨロン・おきなわ音楽交流祭」は28回ほど数えていますが、参加されて聞かれた方はわかりだと思いますが、与論の場合は、小中高の少ない人数の中で音楽を聞き合うという部分がありますが、沖縄の方から音楽だけではないのですが、いろいろな団体の催し、特技なものを発表していただいています。そうやって先ほどの科学的なものも日本トップのというのがありましたが、与論にいたらなかなか味わえないそういう音楽鑑賞ができるのが、この交流祭にはあります。そして、毎年出てこられるところもありますし、またちょっと嗜好を変えて違うジャンルを持ってきたりとかして、毎年参加しても見劣りしないというか、毎回新たな感動が得られるような交流祭になっています。そういった意味では、これだけやはり長く続いているというものは、両方にとって非常にいい、特に沖縄よりも与論のほうが得が多いのではないかなと、与論はここにいながら沖縄からたくさんの方が来て、与論で演奏していただけるので、

大変ありがたい交流祭だなと思っているところです。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） それでは、すばらしい音楽祭ということで、また引き続きひとつ継続をしていただきたいと思います。

それから龍野課長にちょっとお聞きしたいのですが、O I S Tで何か視察研修をされたと私は聞いているのですが、そこで感じ取ったことが何かありましたら願いいいたします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） ありがとうございます。私も奄美・やんばる広域圏交流推進協議会に参加させていただきまして、この恩納村にできましたO I S T、これは沖縄科学技術大学院大学という大学で、通称O I S Tと呼ばれているということなのですが、そこを奄美の企画担当課長さん方と一緒に視察をしたところです。私も初めて行ったところだったのですが、非常に広大な敷地の中に、その見晴らしのいい本部半島だとか伊江島だとか、そういったものが眼前に広がるですね、そういったところに大学が建設されておりまして、ノーベル賞もその大学からお一人輩出しているということもありまして、その広大な敷地の中に教職員の宿泊施設も全部つくられていて、我々もこの案内をする係の人に、普段はちょっと入れないところまで細部まで案内をしていただいたのですが、非常にそれぞれの研究者が自分のテーマに基づいて研究をしているということで、それから3年か5年ぐらいの期間で成果を上げられなければ、もうちょっとそこは研究を継続できないケースもあるという、結構シビアな世界の中で、いろいろな国から学生さん、それから先生方が来て、研究をされているということでした。与論の小学校高学年とか中学生とかが、ああいった施設を見学することによって、やはりモチベーションが全然違ってくるのかなというところもありまして、是非、視察研修に行ってみていただきたいなという施設でした。その中庭には、その学長を務めた方の銅像とかもあってですね、そこに3つ書いてありまして、まず「ビジョン」という言葉、それからその下に「チャレンジ」、そして最後に「イノベーション」というようなことが書いてありました。そういった非常にこれからの新時代の科学を率いるリーダーを育成しようという大学でありまして、そういった理念のもとに大学経営がされているというところもありまして、これは是非機会を見つけてですね、与論の中学生とかそういう段階から見学をしていただきたいなという施設でございました。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） ありがとうございます。私もそのO I S Tには、そばまでは行ったことがあるのですが中に入ったことがないのですよ。それで私も少しはまた

勉強しながら、ちょっとそのあたりをまた視察研修もしたいなと思っています。

それとですね、ちょっとちびっ子のことなのですが、与論町においては何か3月の月末あたりに、ちびっ子の修学旅行生が約200人入るというふうに私は聞いているのですが、この修学旅行について、コロナ禍がありましてなかなか各小学校からの修学旅行生が減っているのではないかとと思っているのですが、そのあたりはどういうふうに捉えていますか。商工観光課長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えいたします。

コロナ以前の修学旅行とコロナ禍以降の修学旅行で比較をしてみますと、コロナ禍以降は昨年がたしか1校ということで、修学旅行の方はかなり激減をしています。これについては、もう宿泊施設のほうが入受態勢のマイクロバスをもう引き払ってしまったりということで、実際今までのような何百人規模の受け入れというのは厳しいだろうということで、そういった現状になっています。今後またそのマイクロバスを入れてやるかということでは、宿の方もそういった意向があまりないということもありまして、修学旅行も含めた教育旅行の方で、もう少し規模が小さい何十人規模のところを受け入れをしていこうということで、これは大学とか専門学校も含めて、そういった方向で今後推進していこうというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） その最近の修学旅行生を考えると、できれば与論から出て行って、いろいろ勉強をさせるその視察研修旅行の場所とかを考えると、鹿児島とか九州あたりとかいうよりは、例えばこの近隣にある沖縄県、総体的に見回して、そういったOISTとかいうところにも研修させる意味で、やはり修学旅行生も何とかできないのかなと私なりに考えているのですが、そのあたりの修学旅行生に対する考えを町長の方をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ただいまの林敏治議員の質問にお答えいたします。

まさしく私が観光協会長時代に、その当時、大馬福德課長が修学旅行担当でいたときに、御存じのように沖縄復帰、昭和47年復帰したと同時に、多分昭和35年生まれの小学6年生は、沖縄に修学旅行を変えたと思います。そこから一方的に鹿児島県である本町の与論町の3小学校が沖縄県に修学旅行に行けるのに、沖縄県の小学校が鹿児島県である与論に来られないという状況を鑑みまして、その当時、国頭村の小学校が与論に来たいということでしたが、その県内の条例が大馬福德課長に聞けばわかるのですが、まだ都道府県の県内にとどまるということで、沖縄から

こっちに来られない状況があったのですよね。それを田畑豊範さんが課長補佐のときに玉城義和先生、その当時は県の副議長でした。そして平良昭一、私の商工会の議員と公明党の前島明男議員３人で、沖縄県の県議会に与論島と沖永良部島はもともと琉球文化圏だったので、その２つの島には辺境を取って、２７度線を取って、修学旅行を行かせてもいいのではないかというのが沖縄県で決まりまして、沖縄市の越來小学校というのが１校だけ来ています。それ以降、コロナ禍があり修学旅行の受入態勢というのは、今、麓課長からもありましたように、今与論での受入態勢ができていないので、それはまた準備、受け入れの整備を進めながらまた対策を取っていければと思っています。あと沖永良部島の今井町長や前町長なんかに、受け入れはできますから、どうぞ誘致をしてくださいというのは言っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ９番、林敏治議員。

○９番（林 敏治議員） 是非ですね、今後受入態勢を強化しまして、そういったあらゆる児童の交流ができますように、ひとつお願いいたします。

それでは次の質問に入ります。水道水の水質管理についてですが、答弁を見ますと簡単な答弁ですが、実は中身があるものですから、少し掘り下げて私が質問をさせていただきます。日本各地の河川や地下水などから、基準値を大幅に超える量のＰＦＡＳが検出されるというニュースが相次いで報道されています。さらに、市販のミネラルウォーターからも検出されたという報道がありました。このことから、私たちが毎日飲んでいる飲み水から、ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）が検出されるのではないかと不安視をされています。長期間、体内に蓄積されるとがんになるリスクが高まるだけでなく、免疫力の低下やホルモンバランスの乱れも引き起こす可能性が指摘されています。２０２３年世界保健機構（ＷＨＯ）は、ＰＦＡＳは最も高い発がん性物質であると発表をいたしました。ＰＦＡＳは水や油をはじき、熱に強い特徴があり、フライパンのコーティングや食品包装など幅広く使われてきました。また、泡消火材にも使われているようです。そこで、本町においては検査はしているとの回答をいただきましたが、改めて検査はしていますか。いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） 御質問ありがとうございます。町長の答弁にもありましたが、本町は令和２年度以降、毎年１カ所ずつ水源の水質検査を行っています。今まで行ったところは古里第１水源、古里第２水源、古里第３水源、麦屋第１水源、麦屋第２水源の５水源でＰＦＡＳについて水質検査を行っており、いずれも検出はされておられません。また、令和５年度にしましては、水源ではなく水道水の方の水質検査も行っており、ここでも検出はされませんでした。令和７年度は、古里第４

水源の検査を予定しています。以上で、私の回答とさせていただきます。

○議長（沖野一雄議員） 9 番、林敏治議員。

○9 番（林 敏治議員） 当然これは検出されては困りますのでね。それはもう検出されないほうがよろしいかと思います。ところで、我が与論町でいつも問題になっているのが、水道水の地下水の水質、サンゴ礁等の石灰岩質に由来するカルシウム、マグネシウム等の硬度ですね。硬度と不純物が多く、水質基準を超えています。また、窒素分も基準値に近づいているということですが、今後、この硬度についてどのような対策を講じていく考えですか。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） 御質問ありがとうございます。まずは硬度に関してですが、水道の原水、水道水のもととなる水のことを原水と呼んでいます。与論町の場合は原水は全て地下水であり、その硬度は大体平均して 380 ミリグラムパーリットル程度です。水質基準は 300 ミリグラムパーリットルですので、水質基準を超過しています。それに対して浄水場の方で電気透析処理を行うことによって、水道水の硬度は約 220 ミリグラムパーリットル程度と水質基準を満たしています。ただ、一般的に 100 ミリグラムパーリットルを超えると、例えばボイラーが故障したり、トイレのウォシュレットが詰まったり、やかんやコップなどに白い石灰などが付着するといった現象が起こるというふうに言われていますので、次に浄水場を更新する際には、100 ミリグラムパーリットルを超えないような硬度で水道水を供給できるような施設を建設したいというふうに考えています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9 番、林敏治議員。

○9 番（林 敏治議員） 硬度につきましては、基準値が大体カルシウム、マグネシウム等が大体 1 リットル当たり 205 ミリグラムですね、できればもっと低いほうがよろしいと思います。やはりこの硬度という問題は、水道水から飲み水として飲んでいての方、お茶にしている人、あるいは御飯に使っている方々からいろいろ聞いていますので、やはりこの硬度を是非下げるような努力をしていただきたい。この石灰も重要ですが、この浄水場でのいろいろな努力をされているとは思いますが、今後この点はひとつよろしく願いたいと思います。

それから、海水淡水化施設というのを導入していますが、これについては水道水の安全性、おいしさ、利便性という人の健康やニーズに関わる水質面、利用条件に関する顧客満足度の向上をさせる事業というのを推進しているというふう聞いています。ところが、今は海水は汲み上げていないというふうにお聞きしました。次のような項目で、全てクリアできる水道システムづくりというのが必要です。まず硬度がさらに低く、不純物がより少ないおいしい水を共有すること、水源から給水

装置の間で汚染された水が供給されないこと、良質の水源水質が保たれていること（塩分窒素等）、健康に有害な物質が取り除かれていること、ボイラー・シャワー等が快適に利用できる水質と水圧が確保されていること、事故や雨水期でも給水制限や断水が最小限であること、台風・地震等の災害時にも必要最小限の給水が確保されていること、ということで町民の皆さんの信頼ができるために共同による事業への取り組みや水道事業者としての環境に配慮した事業経営を行うことが必要だということです。町長、その点についてはどう思われますか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） どのインフラも人の生活には重要なところですけど、特に水というのは生命に直に関わることなので、林敏治議員が言われたことは、もう真摯に受け止めてまた考えていきます。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） それと水質検査においてもですね、ただ硬度の問題だけではありません。やはりペーハーの問題も出てくるのですね。いわゆる人間は中性だということですよ、ペーハー7ぐらいですよ。ところが、いろいろな水を私は試薬品を持っではいるのですが、飲み水をあちこちで検査もしてはいるのですが、特に市販から買って飲むそのペットボトルの中にですね、ペーハー7よりは低い水があるのですよ、何社か。それは要するに酸性というふうになるのですね、ペーハーが低ければ。それでその水を飲むとはっきり言って老化が進むのですよね、酸性土壌と一緒に、酸性水ですから。ですからいろいろ実験もできるのですが、今の水を入れたコップの中に釘を入れてずっと置きますと錆びるんですね。それは当然かと思うかもしれません。でもこれは酸性、結局老化、人間の体で言えば、もう老化になっている、老化に徐々に近づいているというふうに考えるわけです。そういったこともありまして、やはりペーハーもアルカリ性に近づけたほうがより長生きできるというふうに私は考えています。また、あちこちの機関からいろいろな情報を得ますと、やはりアルカリ性の方がいいということをおっしゃっています。それから、アルカリ性の食品もあるようですので、酸性食品、アルカリ食品というものもあるようです。できればアルカリ性食品を取っていただきたいということです。特に、例をいいますと、お酒に対しては日本酒とかビールあたりは酸性だそうです。できればワインを飲んでいただきたいというふうにおっしゃっています。また、食材についてはいろいろあるわけですが、アルカリ性食品、つまり体に非常に錆びないものですね、長生きするもの。これはきのこ、野菜、海藻類、穀物類、牛乳、漬物、小豆、大豆といったのが、非常に体にはいいというふうに聞いています。そういうただの水でさえもその水の中の成分というのが非常に重要です。ただ、認識不足で私も水

に関しては今までは全く考えることはなかったのですが、最近になって、水は毎日飲む水、人間の体の70%は水ですから、この水というのをやはり我々町民も認識していく必要があるのではないかと思います、今回私は一般質問を出したわけです。ただの水、もう社会は水戦争というのがすでに始まっています。本当にもう水が飲めない国が多いのですね。そういうこともありまして、この水に対して我々は認識を変えていかないといけないなというふうに私は考えています。そういうこともあることで、今後浄水場、あるいはいろいろな施設をひとつできれば早めに更新をしていただいて、おいしい水を供給できればと思います。老朽化をしていますが、大体いつ頃になるのですか、その更新とかいうその目途というか、計画をされているというふうにここに答弁にあります、いつ頃になるのですか。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） 私の方で答えさせていただきます。

浄水場に関しては、平成13年度に供用を開始しており、今でも23年程度経過しているわけで、老朽化はかなり進んでいます。財源さえあればいつでも更新したいとは考えているのですが、やはり国庫補助金などの財源がないと町民の方に負担が全部いってしまいますので、国庫補助金をいつ取れるのかというのが問題になると思っているのですが、今、浄水場の更新に対して一番適用されると思っている国庫補助の採択基準でいくと、浄水場が建設後30年経過してからというふうになっていますので、今まだ30年経過していないので、その国庫補助金は取ることができないというふうになっています。その30年を待つとすると、一番早くて着工できるのが令和13年度ということになります。ただ、令和13年度はちょっと長すぎるというふうに考えていますので、国交省であったり、鹿児島県であったり、採択基準の緩和を今お願いしているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） このことについては、去年の決算審査委員会でもありましたね。私はその写しを今持っているのですが、ある議員がいろいろと質問をされているようですが、とにかくその令和13年度しか稼働できないということで、あと6年ですので、これまでに本当に持つのかなというのが心配でありまして、その浄水場については大変厳しいのではないかなというふうに思いながら考えているところです。与論の場合は、特別に台風やいろいろな塩の害とか、いろいろなそういうのがあるということで、そこまで持つかなと思いながら見ているのですが、私はいつも古里の浄水場を通って見るのですが、あそこのタンクも少しはペンキも塗ってですね、錆びているものですから。あの辺は前回からいつもお願いはしているのですよ。あそこをちゃんとしてペンキも塗ってくださいという話もやっているのですが、

とにかく老朽化されているものだから、非常に心配でならないわけです。それと同時に水道水の管ですね、これもまた全国各地で破裂したり、いろいろとひび割れでまた漏水をしているのですが、私どもの与論町一円においては、なんと90キロぐらいは今から取り替えをしないといけないというふうに書いてあるのですよ。果たしてこれが本当にこれだけの事業をできるのかどうか、大変懸念されています。こういった工事もあるのですが、計画的に本当に水道事業は大変だと思いながら考えているのですよ。そういったことから、次に、私が質問している水道料金についてというのがあるのですね。これは関連して質問しているのですが、こういうこれからの整備の更新が相当時間も要するし、膨大な資金というか、膨大なそういったのがかかるということですが、本来ならば、先ほどおっしゃっているように、国庫補助金等を最大限に活用という、いろいろな補助金というのがあると思うのですよね。最善の努力をして国にいろいろと相談をしていただいて、今後活用する必要があると思います。ちなみに、知名町では、この間の一般質問にこう書いてあるのです。水道水の硬度低減化事業の進捗状況についてということで、向こうは何か新しい浄水場の設計をやっているようです。そういったものに非常にいろいろな財源がかかる、いろいろ大変になるということもありまして、2027年、2028年度に料金改定を計画しているというふうになっているのです。それで私もこの水道料金というのは、ある程度私の考えは、これはもう避けられないのではないかと。あと何十年後には必ずこれは上げていく必要があるのではないかと考えて質問をしているわけです。いかがですか、町長。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ただいま林敏治議員の質問にお答えします。

私は今井町長といろいろと、今井町長の方がもうベテランですので、またありがたい提言もしていただいています。実は、喜界島と与論島は沖永良部島含めてサンゴ礁が隆起した島ということで、やはり硬度が高い、石灰岩が含まれている。奄振の中にも3分の1から2分の1には上げてあるのですが、今井町長としては2分の1でも少ないと、3分の2とか4分の3になるのがその特別措置法ではないのですかみたいな、私はいつもそばにいますので、ベテラン町長の意見を聞きながら、あっ、そのとおりだなと思っています。実は、御存じのように与論町の水道料金というのは、県下一高い料金になっているのですよね。それで島民の意識も多分県内で一番高い料金を払いながら、水道を利用しているみたいな感覚でいらっしゃるの、そこら辺、どうしてもまた設備投資はしていかないといけない。課長からもありましたように、国の縛りでは30年経たないと国庫補助等の支援が受けられないというのがありましたので、そこら辺短縮できるのか、いろいろ国土交通省関係者

とも今井町長のお力を借りながら、検討してまた調査して進めてまいりたいと思います。料金改定に関しましては、その委員会がありますので、町民がちゃんと御理解いただけて合意いただけるようなところの改定をしないといけないと、私は今のところでは思っています。また、水道事業そのものが浄水場を含めて安心・安全な水を提供できない状況だけは避けたいと思っていますので、また林議員からの御指導をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9 番、林敏治議員。

○9 番（林 敏治議員） もう知名町は一步進んでいますからね、いろいろな補助金もまた向こうから少しはいろいろと聞いていただいて、やはり補助金で対応していただくように是非お願いしたいと思います。

それと最後になりましたが、今、漏水をあちこちで何か水道課の職員が日夜努力されて、いろいろ調査をされていると思うのですが、実は、最近の新聞、テレビ等に報道されていますが、近年は水道管の老朽具合から A I が漏水リスクを判断したり、人工衛星から発する電磁波で漏水の可能性のある箇所を抽出したりする方法があるようです。そういうことで、A I を使って道路の上からその A I が音を聞いて分析をして、そして地上にあるいろいろなウェブ上の地図に示すように、地上から A I でそういったのができるようになるということを聞いていますが、いかがですか。そういうことを聞いていますか。

○議長（沖野一雄議員） 富永水道課長。

○水道課長（富永 淳君） 御質問ありがとうございます。

人工衛星を使った漏水の探索などは、近年、水道の業界の方でも話題になっておりまして、注目して情報を集めているところなのですが、現状のところ、その衛星画像を使って A I が漏水箇所であるという判定したところに、実際作業員が行って漏水が見つかる可能性が 4 割ぐらいというふうに聞いています。実際にそれを導入した自治体にお話を聞いたところ、現状の精度であると、衛星を使うよりは従来方法の音を聞いたりするほうが安く済むというような現状とのことでした。あとは、人工衛星で画像を撮る委託料に関して、1 回当たり何百万円もかかるとも伺っていますので、その辺の費用対効果がもっと出るようになれば、本町の方でも採用を検討すべきではないかなというふうに考えています。

○議長（沖野一雄議員） 9 番、林敏治議員。

○9 番（林 敏治議員） 経費もかかるでしょうが、是非前向きに捉えて、ひとつできる限り漏水を防ぐようにお願いします。今現在、水道課でいろいろと聞きますと、専門職、いろいろな技術を持っている方々が必要であるし、またそういった分析をする方々、あるいはまた漏水をいち早く見つけたりするところのいろいろな職員が

大事ですので、それをまた今までのOBの方々がよく検査をするのは見受けられます。ベテランの方を雇っているなということですが、やはり技術というのが一番また水道課にとっては重要だと思いますので、そういう雇用もひとつ確保していただいて、今後、与論町民のために早めにひとつ漏水を防げるようお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） これで9番、林敏治議員の一般質問を終わります。

次は、1番、池田理恵議員に発言を許します。

1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） それでは、1番、私の方から一般質問をさせていただきます。

第1回定例会開会に伴い、町長による令和7年度施政方針の表明がなされ、明確な方向性を持って邁進することと存じます。また、こども未来課の新設により、子育て支援政策にも期待を寄せるところです。限られた人数と時間で運営しなければならない現実もございますが、何かの足がかりになればとの思いで早速ですが、本日の一般質問へ移らせていただきます。

1 持続可能な島づくりについて

(1) 与論島アカデミー構想における人材育成において、島内外の民間事業者や、町民の方々との連携を深め、課題解決にむけた地域全体の企画力や実践力を高めるために、具体的な取り組みをお尋ねします。

2 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりについて

(1) 学校教育における教育体制の変化に伴い、時間の使い方にも工夫が見られますが、下校時刻が早まることで子どもの居場所や放課後の過ごし方についてどうあるべきかお尋ねします。

(2) 信頼される学校づくりの取り組みとして、保護者・地域住民から学校教育に対して幅広く意見を述べる事が可能な、学校運営協議会を導入することですが、具体的な取り組みと目指す効果についてお尋ねします。

3 活気ある島づくりについて

(1) 近年、地域活性化の施策としてデジタル地域通貨が注目されており、全国の自治体で導入が進んでいます。本町においてはDX推進計画による利便性の向上として取り組まれていると思いますが、今後地域通貨として地域経済の活性化や住民の行動変容の促進、観光地経営のツールとして活用していく考えはないかお尋ねします。

よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。池田理恵議員の質問事項1、持続可能

な島づくりについて、要旨1についてお答えいたします。

与論島アカデミー構想は、0歳から100歳以上の町民も積極的に地域づくりに参加して、人づくりと地域づくりを両輪で回すことにより、地域課題の解決や新たな価値の創出に資する人財の育成を図り、人からも自然からも選ばれる幸せ溢れる持続可能な与論島の実現を目指すものです。

具体的な取り組みとしましては、まず、島の将来像・ビジョンを共有することが大切だと考えています。少子高齢化や人口減少が進み、島の経済の縮小や急激な過疎化が懸念される中であって、持続可能な島であるために「人からも自然からも選ばれる与論島」を目指すという島の将来ビジョンを共有するところから進めたいと考えています。

そして、人からも自然からも選ばれる与論島を実現するためには、さまざまな地域課題の解決に挑戦しなければなりません。表面的な課題だけでなく本質的な課題の発見にも努めながら、さまざまな主体が自主的に課題解決に挑戦し、その挑戦を町全体で共有できる仕組み、また、誰もがその挑戦に参加・協働できる仕組みを構築してまいりたいと考えています。

質問事項3の活気ある島づくりについて、要旨1についてお答えいたします。

もともと地域通貨は、自治体や企業、NPO法人等が独自に発行し、地域内にお金が循環する仕組みとして注目されてきました。

デジタル通貨は、これまで紙で発行されていた地域振興券やプレミアム商品券などの地域通貨がデジタル化され、電子決済が可能となったものです。近年では、スマホが普及し、デジタル地域通貨を利用しやすい環境が整ってきているため、デジタル通貨を導入する自治体も増えているようです。

これまで、地域通貨は国費が財源となることが多く、経済対策や地方創生に関わる交付金・補助金等の形で自治体に交付されるのが一般的でしたが、近年では、行政の補助金のみに頼らず、地域銀行等の金融機関やさまざまな運営母体が参画し、収益サイクルを確立した地域通貨の例もあるようです。

デジタル地域通貨を本町で定着させるためには、中長期的な視点で持続的に取り組むことが必要であると思われます。先進自治体の事例も参考にしながら、デジタル地域通貨の可能性について調査・研究してまいります。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 池田理恵議員の質問2、地域全体で子供を守り育てる環境づくりについて、要旨1についてお答えいたします。

学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員の長時間労働の実態が明らかになり、全国の学校で業務改善が進められています。

本町でも教員が担うべき業務に専念できる環境を整備するために、授業時数の見直しや校時表の工夫などの具体的な取り組みを業務改善として推奨しているところです。それらに伴い、今後、毎日の下校時刻が20分ほど早まったり、6時間授業が5時間授業に変更される日が時々あったりするかと思います。

各学校では放課後等も安全に過ごせるよう日常的に下校指導・安全指導を行っています。また、家庭訪問等下校の早まる期間についてはその都度指導もしています。

放課後の居場所としては、少年団や部活動、学童、家庭、習い事などのほかに、学校によっては独自で放課後に教室で課題に取り組ませる等配慮しています。

続きまして、質問事項2の要旨2についてお答えいたします。

学校運営協議会制度は、御存じのように学校と地域が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能になるという文科省が推奨する制度です。

与論町においては、これまで学校と地域が連携しながら双方の活動を盛り上げてきましたが、今後さらに連携を強めるために、新年度から学校運営協議会制度を導入することとなりました。本制度の導入により、学校と地域の両方を元気にするために、学校を核として地域全体で共通の目標・ビジョンを持って取り組んでまいります。

これまでの学校評議委員会では、評議員は一個人として学校運営のための意見を述べることにとどまっておりましたが、学校運営協議会の委員は意見を述べるだけでなく、協議し支援するという立場になり、学校運営の基本方針の承認や教職員の任用に関して意見を述べる等の権限と責任を持って、学校運営に参画することになります。

学校としても学校運営に関して承認を得て進めることができるため、地域の理解を事前に得ることができるという安心感があること、また、これまで以上に地域の協力や考えを得ることができること等、この制度への期待感は高いと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 御答弁ありがとうございました。

早速ですが、持続可能な島づくりについて再度質問いたします。答弁にありました本質的な課題の発見に努めながら、さまざまな主体が自主的に挑戦し、誰もが参加・協働できる仕組みに対してですが、地域づくりの根幹ともいえる人材育成において挑戦し、成長し続ける環境づくりをいかに継続し、つくり続けるかが必要不可欠と考えます。ここで質問いたしますが、本町の取り組みの1つとして事業におけるスモールステップが踏み出せるよう、チャレンジショップなどを行っていますが、この支援事業を通しての効果と今後の展望をお尋ねいたします。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えいたします。

本町では創業支援の方に力を入れるということで、創業支援協議会というのを立ち上げておりまして、その中でいくつかその創業に向けたステージがあるのかなということで、一番最初のステップとしましては、創業の機運を醸成するということと、それをひとつ力を入れてやっていこうということで、その一環としまして、チャレンジショップの開催等を支援をしているということです。近年、そういった事業の成果もあるのかどうかというのはちょっとわかりませんが、各団体の皆様の方でいろんなイベントをしたりとか、いろいろなものをつくったりということも生まれてきていると思いますので、こういった動きが創業の方にはつながっていくのかなというふうに考えておりまして、引き続き支援の方を実施してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。また続いて質問なのですが、逆に課題というものはありますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えをいたします。

課題もいろいろ各ステージ段階であるのかなと思うのですが、特に最初のスタートのところでいいますと、今、いろいろなチャレンジショップとかも開催しているのですが、そういったところをよりもっと効果的に創業の方につなぐ仕組みづくりというのが、まだしっかりとできていないのかなと思っています。そういったところにつきましては、今、創業支援協議会の方で来年ちょっと予算も増額をしまして、そういった機運のところをちゃんと創業の方につなげていくという仕組みを、来年度またしっかりとつくっていこうということで進めていますので、そういったマルシェだけにとどまらず、これをしっかり創業までつなげていって、その後の経営支援までしっかりできるような仕組みを今後つくっていくところが課題であり、今後取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。一つ一つのステップを積み重ねていく経験が次のステップアップへとつながり、人材育成と地域活性につながると考えています。しかし、先ほど課長がおっしゃったとおり、このスモールステップへたどり着くまでも、さまざまなプロセスが必要と考えています。まずは、知ることや興味を持つこと、次にまねてみたり、学びや体験したりして理解を深め、実践し続けていく中でトライアンドエラーを繰り返していきます。その中で、より理想とする姿が明確になっていき、やがて習得することができます。ここまで来て、ようやく

く次を目指したいという気持ちが芽生えたとき、応用したり想像したりして、また次のステップへとつながってまいります。本町においてもこういったそれぞれの思いを形にして、団体として活動してくださる方が多くいらっしゃいます。そこで質問なのですが、今現在与論町において、民間団体の活動に対し支援や助成に至っている団体とその活動内容について教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 現在、まちづくりにいろいろな民間団体がたくさんできてきておりまして、非常に心強いところですが、たくさんまちづくりに共同で取り組む団体というのはたくさんございまして、例えば、あんまあ〜ずさんであったりとか、子ども食堂であったり、それから防災M a - J i nでの団体、それから海謝美、イノベーンちゅですね、そういったまちづくり協同組合とか、たくさんの団体がございます。それから昔からあります既存の団体、例えば自治公民館をはじめヨロン島観光協会、商工会、漁協、農協、いろいろなそういったところを含めて、消防団も含めながら、いろいろなまちづくりの団体がございます。そういった団体への支援としては、やはりその補助金とかもございしますが、やはり相談業務、いろいろなまちづくりを進める上でのいろいろな課題とか問題点とかに対する相談に乗ったり、あとは伴走支援、それから実際のそういう方々に参加して協力したり、そういった支援を行っているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。またそこにつながる質問なのですが、たくさんの団体の方々が参画してくださっているということで、その支援や助成に至るまでのプロセスは、どのように行われているか教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） まず、プロセスとしましては、その各種地域づくり団体がそれぞれ自分たちのテーマに基づいて活動しているのですが、そういった方々からいろいろな相談を受けて、資金面だとかマンパワーの問題、製造的な問題、そういったところの課題をお聞きしまして、そこにまた行政として何ができるのかというところの支援をしていくということです。このアカデミー構想ということで、人づくりと地域づくりを一体で回していくということで、このたびアカデミー構想を取りまとめたわけですが、いろいろなまちづくりに関する地域課題がたくさんございまして、そこを整理しながら、既存事業でどこが問題でなかなか進まないのか、そういったことも状況を整理しまして、そこを全てのことを同時にするということはまたなかなかできませんので、その辺をまた選択しながら、より進められるものを抽出して、そこにいろいろな資源を集めて取り組んでいくということ、そういっ

たことをスモールスタートと言っていますが、小さなスタートから取り組みを初めて、だんだんいろいろな関係者を巻き込みながら大きくしていくというような手法でしていくという考えで今やっています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。この官民連携による島づくりというのは、島を良くしたいという思いのもとに実行され、人口減少や高齢化等により、弱体化へ向かう地域コミュニティへの再構成には欠かせないものと考えています。多くの課題を解決していくためには、おっしゃるとおり、島民の皆様の力が必要不可欠と考えます。そこでお伺いしたいのですが、今現在、実績がなければ支援という形が難しいという考え方であるかと思うのですが、最近で言えば、アースデイやこども祭り、環境教育、地域で育てる子育てについてなど、島を思い、次世代を思い、立ち上がってくださる方がたくさんいらっしゃいます。こういった方への協力体制は、ただいまの後援という形が主なあり方かと思うのですが、今後課題解決に向けた地域全体の企画力や実践力を高めるという観点から、このような活動やイベントに対しても予算が下りやすいよう、一定のルールを決めるなどして、ふるさと納税や該当する事業から支援行っていくことは可能でしょうか。また、御意見などがあればお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） ふるさと納税とか、今回サンゴ礁基金のメニューをたくさん用意しましたので、そういった中でいろいろな地域活動へのふるさと納税の充当も可能になってくるかなというふうに思っています。それぞれの団体が、まずはその行政頼りではなくて、自分たちで自分たちの目指す取り組みをしていく中で、ここはやはり行政の力、そういったものが必要だということが必要だと思ってくると思っていますので、そこをまた教えていただいて、一緒にそういった団体と考えていき、少しでもその活動が前に進むように協力していけたらなというふうに思っています。活動を進めるに当たり、やはり資金というものが必要になっていきますので、その資金についてもまずは自分たちで資金を得る、集める、そういった努力もしていただきながら、そこにまた行政がサポートするというようなスタンスですね。初めから町の補助金頼みではなくて、まずは自分たちで資金を集めながらというような活動をしていただければ、非常にありがたいなというところです。

○議長（沖野一雄議員） 池田議員、ちょっとお待ちください。

冒頭でも申し上げましたように、東北大震災の黙とうの時間が近づいてまいりましたので、ここで暫時休憩したいと思います。午後 2 時 55 分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午後 2 時 4 2 分

再開 午後 2 時 5 3 分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは池田理恵議員、引き続きお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） 黙とう後ではございますが、哀悼の意を捧げ、残された者の使命といたしましても時代をつなぐ役割を一人一人が担い、この日を教訓に一日一日という時を大切に重ねてまいりたいと存じ上げます。

それでは、一般質問に戻らせていただきます。

先ほどの課長の御答弁なのですが、もちろん全てに頼るということではございませんが、例えば、あらかじめ予算をいくらか確保しておくなどして、チャレンジショップの拡充版というか、イベントなどにも一部挑戦したいと思ったときに、後押しできるような仕組みが今後必要ではないかと、その人材育成という観点からですね、チャレンジするという環境づくりというところから必要なのではないかなと考えています。私自身、この島や島民の皆様、次世代に対して必要だと思うことを企画運営したり、お手伝いをさせていただきましたが、どの企画発案者も、毎回ゼロから 1 へ踏み出すことが大変大きな壁となっておりました。だからこそ、やってみたい、挑戦したいと感じたときに踏み出せる環境づくりは、一人一人のことで成り立つ島づくりであり、一人一人が主役の島づくりにつながり、豊かさや生きがいづくりになると考えます。事業だけにとどまらず、活動やイベントに対する挑戦する際のスモールステップの後押しや、繰り返し挑戦できる環境を整えていくことで、環境の変化に柔軟に対応し、多様で高度な専門性を習得していくことが可能になってまいります。そして中長期的なビジョンといたしまして、常に成長へ挑戦、意識変革、行動変容、イノベーションを実現すべく、周囲と協力し、自ら引率していく強い当事者意識を持った自立創造型の人材育成の目標を掲げ、取り組んでいくことが必要なのではないのでしょうか。一人一人が主役の島づくりは、私自身の公約でもありましたので、積極的に取り組むべき重要事項といたしまして御質問させていただきました。以上を踏まえ、町長より一言お願いできますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 池田理恵議員の御質問というか町長の思い、与論島アカデミー構想は、私が町長になる前に山町政のときに 6 次計画がスタートし、そして鹿児島大学、清水建設との協定を結ぶに当たり、私の任期になって調定したのですが、そ

の3者協定の意義がどういう方向性なのか見えなかったときに、総合戦略で与論島人づくり構想があるわけですね。そこにアカデミー構想をして0歳から100歳まで、そして人からも自然からも選ばれる幸せ溢れる持続可能な与論島の実現というのは、人からも選ばれる、また自然からも選ばれるというのは、人からはやはり与論に行ってみたい、そしてまた与論に住んでみたいと思われる島、またそれが日本各地から世界いろいろなところから。また、与論町民が生まれ育った島をやはり誇りに思える、ユンヌンチュでよかった、島んちゅでよかった、そういう気持ちになれる島ですね。そしてまた自然からも選ばれる島とは、島の恵まれた自然環境、そして大地、海、サンゴ礁、空気や水、生き物や植物などを大切にして次世代につなぐ。要は、与論のその自然環境とかいろいろな宝をより良い状態で未来に渡していくんだという精神がキャッチフレーズ。やはりビジョンがあって、与論町民がそこへ向かう、それが0歳から100歳までということですので、先ほど龍野課長からもありましたが、そこを人づくりをしながら地域課題を解決しながら地域おこしをして、それが先ほど言いましたが、やはり自助から始まっていて、そこに共助があり、あとは公助でちゃんと支援していくという考え方、それをまた進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。おっしゃるとおり、豊かで持続可能な島づくりの実現のため、改めて決意をかため、また次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

質問事項2の地域全体で子供を守り育てる環境づくりについて、再度質問をいたします。下校時刻が早まることで、学校側から見た学校と家庭に期待される効果や目的をそれぞれお伺いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。学校の目的としては、時間確保だと思います。その効果としては、それだけ浮いた時間の中で、これまで時間外までかかっていた業務が少しでも時間内の中に入ってくるとい部分と、それから気になる児童生徒、そしてまた保護者対応の時間、そして本望である明日の事業の教材研究とか、そういったところに充てられるという部分の時間確保ができる。そうしたことで先生に余裕ができて、その子供が学校にいる時間の間で子供に接する時間が確保できるという、子供に返っていくのかなという期待があります。それから家庭においても、子供の活動の時間が学校外でできる時間を多くさせるというのが目的だとは思いますが、その効果としては、最近の研修会などでもちょっと歯医者に行く治療率が少ないとかあったので、例えば下校が早まることで、そういう治療と

か病院受診が可能になったり、本当であれば、自分はもう早く帰ったら、早くいっぱい遊んで、そして今の時期であればキビ刈りの手伝いだったりというのがありました。子供たちは今そういったところはないかもしれませんが、外で遊んだり、手伝いをしたりという非認知能力を伸ばすような、そういう活動の時間確保ができるということと、あと一番大きなのは、20分とか30分、子供の生活の1日のスケジュールが早くなることなので、結局寝る時間を早くしてほしいなど。小学校段階であれば、できれば9時頃までに寝て、十分な睡眠を取って、早寝早起きという部分を確保できるのかなという、そういった目的やら効果が期待されるのではないかなと予想しています。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。まさしくそのような家庭での時間が過ごせれば、本当に理想的かと思いますが、一方、家庭側では子供の預け先など、体制が整わないうちに進められていく学校の改革に不安の声が上がっています。このような不安な声に対して、どのように対応していくのか伺います。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） それは本当におっしゃるとおりで、今のところ来年から2校ぐらい、ちょっと15分、20分ぐらい早まる学校があるのですが、そういったところは不安の声が出ているということは非常に良くないことだと思うので、しっかりそこは学校側が保護者にこういう意図でとか、こういうことでということでしたら説明をして、そしてその子供が犠牲にならないように、これはもう学校のことだとか、いやこれは家庭に帰したから家庭だよとかという、その責任を押し合うのではなくて、それぞれができることをそれぞれのところで考えていく。しっかり熟議といいますか、話し合っていく必要があるのかなという気がします。そして、その預け先といった部分に関しても、今、とっさに言えない部分はあるのですが、これも中長期的な視点と短期的な視点で考えていかなければいけないかなと。例えば施設整備だったりとか、制度改正であつたりとかというのは時間がかかる。でも子供たちは今を生きている。で、今の子供はとなったときには、今すぐできるようなことも学校や家庭ではあるかと思いますので、そういったすぐできることと、中長期的な部分というのは分けて、それぞれの方向から両方から進めていくことがあるのかなと思います。今あつたように、不安の声がということでしたので、そういう声ということは、まだもしかしたら保護者の心配だという声が学校に届いていない可能性があるのも、もちろん一保護者が思っている、なかなか学校には言えないというのはあるかと思うので、学級役員であつたりとかPTA会長とかに言って会長から学校側に言わせるとかですね、そういった形で保護者の生の声が学校に

しっかり届くようなことが必要かと思います。教育委員会としても、学校の方にはそういった声ということでお伝えしますが、また保護者、地域の住民としては活用できるところは活用して、学校の方に声を届けていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。今の時代、共働きがほとんどでして、皆さん口を揃えて思っているけれども、なかなかその声を上げきれるような空気づくりというか、環境づくり、私は P T A の副会長をずっとさせていただいていますが、私自身も課題だなというふうに感じていますので、そのように声を上げていくということを、またお伝えしたいなと思いました。ありがとうございます。また、下校だけでなく、長期休みのときも同じ問題を抱えています。特に、デジタルメディアとの付き合い方に関しては、利用する時間は必然的に増える環境をつくり出してしまっています。便利である分、どのように付き合っていくのか、その環境をどう整えていくべきかが大きな課題となっています。総務省によれば、メディアリテラシーの向上・普及をさせていくために、3 つの構成要素とする複合的な能力を推奨しています。1 つ目は、メディアを主体的に読み解く力、2 つ目が、メディアにアクセスし、活用する能力、3 つ目は、メディアを通じコミュニケーションする能力、特に、情報の読み手との相互作用コミュニケーション能力です。メディアの言いなりになり、思考をコントロールされてしまうような使い方ではなく、使いこなすメディアにするため、利用者側の能力向上が重要です。ここでお伺いいたしますが、メディアリテラシー向上のための各学校における取り組みや、教育委員会としてのお考えを教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 今、まさに A I の時代で、これからは A I に使われる人間になるか、A I を使う人間になるかというのは非常に大事なことだと思います。それを今の子供たちは、まさにその真ただ中にいるわけですので、そういった中ではタブレット等を故意に壊さない限り、どんどん活用してほしいというのが本音です。各学校では情報教育という分野がありまして、海洋教育ゆんぬ学の中で、各学年 5 時間から 6 時間、1 年生は 1 年生なりの、1 年から 6 年まででその使い方とか、活用の仕方とか、そうやって学年に応じた使い方を年 5 時間から 6 時間総合的な学習の時間、ゆんぬ学の中でやっています。また、ほかのその教科の中でも道徳の中で出てきますので指導しているところですが、各学校においてはそのメディアとの付き合い方とか、タブレットの家庭での使い方だったりというその規定というか、そういったのを設定してやったり、それから 1 週間に 1 回はノーメディアデーとか、

メディアオフの日を設定したりとか、それから学校では、曜日によって1日何時間ぐらいそういうメディアと関わっているかという調査等をして、それに対して対応しているところです。教育委員会と言えることは、学期1回にその情報教育の担当者を集めて、学校の課題というか、そういったのを出し合いながら、問題点、課題点そして要望等を聞く会を学期1回もっているところです。その中で本年度、タブレットを各学級に置いているのですが、その充電の仕方を段ボールで箱をつくったりとか、中学校はもう充電は家でやってこいみたいな感じで、充電を家でやったりというようなところが問題だということで、どうにかそのタブレットの充電保管箱を各学級設置してもらえないかというような要望がありまして、この間の予算委員会でもちょっと述べましたが、その各学級の充電保管庫が1426万4000円、かなり額はかかりますが予算計上して、このメディアに対する後押しを教育委員会としてもやっているところです。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。まさしくメディアリテラシーというところで、さまざまな方向性から考えられるかと思うのですが、こちらは向上していくためにそれぞれ取り組まれているということですが、なかなか今ある問題に対してどうするかというところが精一杯なのかなというふうに、自分自身も感じるところではあります。私自身もどうメディアリテラシーを向上していくのかということいろいろ調べましたところ、これは私自身の現場や実体験において必要だと感じたことなのですが、まずは自然体験を十二分にすること、自然の摂理を感じていくこと、人の気持ちがわかること、そしてお役に立ちたいという精神が育まれていくことです。これらから課題の気づき、どのような世界観を目指して自分にできることは何か、何のために行動するのか、探求学習へつながっていくことが先ほどの質問の中にございました自立創造型の人材育成の礎になると考えています。このようなことから、やはりメディアを使いこなせる側の人間になっていくためには、さまざまな体験といったところが環境づくりの1つとして必要ではないかと考えています。そういうこともありまして、放課後をどのように利用したらいいのか、どう環境を整えていくかが重要と考えています。先日の予算特別委員会の中でも総務企画課長にお尋ねいたしました。公民館のソフト事業を利用した子供の居場所づくりなどは検討できないかというところで、さまざまな体制は必要なのですが前向きな御答弁をいただいたところではございます。昔は、誰かが子供を見てくれる環境がありました。時代の流れに子供たちが置き去りにされないよう、地域で見守る仕組みづくりが早急に必要と考えます。ソフト事業に期待を寄せるところではございますが、やはり具体的な仕組みづくりには課題もあり、悩まれるところもあるか

と思います。実現可能な体制づくりをするためにも、もうひと工夫必要かなと感じているところです。

そこで次の質問に移り、地域全体で子供を守り育てる環境づくりについて深めてまいりたいと思います。要旨2の学校運営協議会について再度質問いたします。来年度から導入されるということですが、これまでは評議員会があり、地域の方に見ていただく機会ございました。学校運営協議会にすることで、これまでとどう違いがあるのか、なぜそのように変えなければならないのかをお伺いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。皆さん学校運営協議会、初めて聞かれる方も多いかと思いますが、今まで学校評議員会と言っていたものがそこに変わるということではありません。全く仕組みを変えていくということです。それはどうしてかといいますと、今、これは全国的なことです、PTAとか子ども会とかそういったところが組織されないような自治体、学校等が増えてきて、学校と地域、家庭が希薄化になって、学校の言うことがなかなか地域に届かない、地域の声がなかなか学校に届かないということで、非常に今学校が力として弱くなっています。そういったものをこういう地域と学校とが参画してやっていける制度を制度化して、学校を助けていこうということで始まっています。何が違うかといいますと、名前は似ていますが、今まで評議員になられた方もいらっしゃるかもしれませんが、年2回、最初と最後ぐらい行かれて、学校の様子を校長から聞いて、ああ、ですか、じゃあ授業参観どうぞ、そうですね、感想はということで、ああ、いいですね、子供たちはとかいう感じで、ありがとうございますという感じで帰られたかもしれませんが、ところが、今度から学校運営協議会というのは、大体年4回を計画していて、これが変わるというのが、今までは学校長の学校経営方針を聞いてそれに対する感想だったものが、その学校運営協議会からも、その委員と一緒にあってつくっていくという。ですので、今度からはそういうふうになっていくと、みんなで作った学校運営方針になるので、学校にだけ責任を言えない、地域にだけでも責任が言えない、みんなと一緒に作ったじゃないかということになっていくので、かなり効力が強くなっていくということになります。そういった面では、学校の校長の学校運営方針を今まではでき上がったのを見て、ああ、ですかとなったと思いますが、今からは、でき上がる前にこういうことを来年しようと思うのですがどうでしょうかというふうに示して、いや、この学校はこういうところが弱いから、これを入れたら、これ入れたら、ああ、わかりました、そうしましょうということで、どうでしょうかといってみんな決めて、よしということでスタートしていきます。その学校運営方針だけではなくて、学校がそれぞれやっていく中で、いろいろ授業

参観に行ったんだけど、あの先生の授業の仕方はどうなのとか、そういった学校の実際の運営に関しても意見が述べられるようにもなります。そして、職員の任用に関しても意見が言えるようになります。これは、人事に関わることなのですが、例えば一個人に対して、あの先生はちょっと対応が悪いから早く出してくれとか、そういった一個人的なそういったことはできないのですが、うちの学校はちょっと男性が少ないよねとか、ちょっと元気のある先生が欲しいなとか、それから中学校なんかでいえば、部活でもし必要な先生がいれば、こういう指導ができる先生が欲しいなとかというようなそういったものがしっかりと言えて、それがまた教育委員会に反映されるということです、今までとは仕組みが変わっていくということになります。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。これまでとは違い、権限と責任を持って、学校の方の運営側に参画するということで、地域の役割というのも大きくなっていくんだなと感じたところです。それでは、導入後は教育委員会としてどのようなサポートをされる御予定でしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 大きなサポートとすれば、金銭的なこととか、経済的なことといたしますか、委員の方々への報酬であったりとかいう部分と、先ほどの質問ともちょっと絡むのですが、各学校の課題であることを私たちも認識していますので、そういった中でこちらからもちょっと助言等もできるのかなというのがあります。例えば、先ほどあった放課後の居場所づくりというような点なんかで言えば、今までは、多分評議員の方々が要望だけができたかもしれませんが、今からはそれを一緒になってやっていきますので、放課後に子供を見る人がいないよね、どうしようかと言ったら、そのメンバーに例えば公民館長とかがいらっしゃれば、じゃあ、公民館でちょっと高齢者でみようとか、それからまた学校で教室を解放してくれるんだったら地域の方がみるよとか、そういったものがしっかりとそこで議論できたりしますので、そういった予算面とそれからそういったソフト的な中身の面で指導していけるのかなという気がします。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。教育委員会としてのサポートの役割、そしてPTAとしてもできることはないか、地域としてできることはないか考えを深め、より良い学校づくり、地域づくりで共に成長し合える仕組みづくりになればと願います。ここで私もいろいろと調べてみたのですが、事例をちょっと紹介させていただきます。各学校におけるPTA活動において、今世帯が減少しており、運営が

非常に難しくなっているところもございます。そこで、学校運営協議会を活用したコミュニティ・スクール事業推進組織構成をつくり、日常的な子供たちの活動を支援する学び自分発見部により、読み聞かせや学習をPTA教育文化委員と取り組んだり、専門性を活かし、活動を効果的にさせる応援部会では、体育行事などをPTA地域委員と取り組まれています。また、子供たちの日常生活を整える育む笑顔部会では、食育や健康づくりについて等PTA生活環境委員とともに取り組むなどして、学校、PTA、地域が一丸となり運営しているそうです。内容によっては、すでに海洋教育ゆんぬ学を通して取り組まれていることもあります。これまで以上の組織化により、さまざまな体験を生むのではないかと可能性を感じるようです。そして数多くの地域の方々との対話の中で、郷土愛と生きる力を育むコミュニティ・スクールの創造や地域みんなで子供、未来を考えるワークショップなどの取り組みなども通し、非認知能力の向上にも期待を寄せるようです。以上を踏まえ、与論として特色のある学校運営協議会の実現に向けて、もう一度、教育長より一言お願いできますでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。この学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールと呼ぶのですが、この設置状況としては、県全体では63.8%設置してあります。ところが大島地区内を見ても、まだ31%なんですね。町全体で取り組まれているのが徳之島町と知名町だけです。来年、本町が全小中学校をやりますので、まだ3つしかないということになりますが、こういった制度を十分に活かして、これまで言えなかったことがしっかり言えて、そしてそれが実効性のあるものになっていけば、地域も委員の方々もやってよかったと、そして一緒になって学校をつくっているんだという感じになっていくと思いますので、これからはますます学校と地域と保護者がみんな1つになって、自分の地域の学校をみんなで守って、そして活性化していただければなと、そういったところには大きな期待ができるのではないかと思います。よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。地域の役割の大きさが関わる方々の生きがいとなって、より活性化されることに期待をし、次の質問に移らせていただきます。

活気ある島づくりについて、再度質問いたします。与論町ではDX推進計画はどのような状況でしょうか、教えてください。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 与論町DX推進としましては、役場庁舎内におきまし

てはD Xの研修会、N T Tコミュニケーションズさんといった外部講師をお願いして、D Xの推進をしているところです。そのデータの活用方法であったりとか、その分析方法、それから基本的ないろいろなP C等の操作方法、そういったことの研修会をしております、これからA IとかいろいろなD Xの流れに付いていけるように、それをまた地域づくり活用できるように、職員の研修等もまた重ねてきているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。それではD Xを推進するに当たり、未来の可能性というところを考えていきたいと思います。総務省によれば、高齢化や過疎化などの社会課題に直面する地方にこそ、新たなデジタル技術を活用するニーズがあることに鑑み、デジタル技術の活用によって地域の個性を活かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現するデジタル田園都市国家構想の推進が必要であると述べています。この全体像におきましては、デジタル基盤の整備、デジタル人材の育成・確保、デジタル実装による地方の課題解決及び誰一人残さないための取り組み、この4つを柱として重点に沿え、同構想の実現に向けた取り組みを進めているとされています。また、各地方公共団体が地域社会のデジタル化に係る取り組みを検討する際の参考となるよう、令和3年12月には、医療・福祉・健康、防災、農林水産業、子育て、教育支援、商業・工業、観光、インフラなど、取り組み分野ごとに各地方公共団体における取り組み事例や工夫点をまとめています。しかし、デジタル化を進めていくに当たり気をつけなければならない点もございます。セキュリティ面はもちろんのこと、スマートシティ計画として気づかぬうちに一部の権力者が実権を握るような仕組みの中に巻き込まれてしまいますと、地上げが始まったり、情報が抜かれたり、利用されたりと、そういった可能性もございます。町民のための計画として進めていくためにも、こういったことを見抜いていくことが必要と考えます。例えば、どこのシステムを使い、どこのソフトウェアを選び、どこが仕組みを管理しているのか、国産であるかなど、こういったことが非常に重要になってまいります。また、時代の流れとともにデジタル化、A Iが高度な技術になっています。業界によっては量子コンピューターも導入し始め、実用化に向かっていますが、これらを使いこなし、取り扱っていくためには、やはり常日頃から人を思い、地域を思い、世界を思う精神性を忘れないこともあわせて重要であると考えます。以上を踏まえた上で、デジタル地域通貨や仕組みが活気ある島づくりへどうつながっていくか、可能性を伝えさせていただきたいと思います。地域に人とお金を循環させる仕組みとして、地域の生産者、商店街、小売店、飲食店、交通サービスなど使える場所を広げ、地域通貨として価値を3カ月から半年程度で

半減したり、消滅したりする、いわゆる腐るお金の仕組みを導入することによって、活発に使いやすくし、循環率を上げていくことができます。また、プレミアム付き商品券をデジタル化することによって、自治体や商工団体などの発行主体は商品券保管、販売等の事務負担が軽減されます。加盟店では商品券の保管管理が不要となり、換金も金融機関等へ持ち込むことなく、自動的に決まった日に精算金額が口座に振り込まれるということもされているそうです。そして、地域の情報のプラットフォームとしても使っていくことが可能です。このようにプレミアム付き商品券をはじめ、自治体の給付金、健康ポイントやボランティアポイントなど、地域ポイントとしても連携を積極的に行っていくことも可能となっています。これらの仕組みを与論の地に根づくものとして使えるようにするために、使えば使うほどお得であり、社会貢献になる仕組み下で進めていくことが重要と考えます。これまでの社会の仕組みでは、生産性を生むものしか稼ぐという価値が生まれず、子育てや教育、福祉といった分野は運営の厳しいところもありました。結の精神に基づいて、人として何かのためにできることにも同じような価値を置くことで、いくつになっても生きがいつくりを持つ環境づくりが可能です。子育て世代であれば、子ども会の活動や子育てが楽しくなるようなイベントへの運営・参加などにもポイントを付与したり、子育てが仕事になってしまったりするような仕組みもつくれます。その他、地域部活動やスポーツ少年団の指導、島の文化継承や公民館活動、地域活性につながるさまざまなイベントや介護予防、病気になりにくい健康づくり、予防医学の推進、さまざまな取り組みや活動に対する町民の方々の「いいね」がポイントになるなど、今まで予算の付きにくいことにも、地域通貨を通して仕組みを導入していくことでこういったことも可能になってまいります。観光客の方にも使えるようにすれば、共に地域を活性してくださる即戦力にもなり、観光客の方自身も、自分にできることへの再認識、再発見、自己肯定感につながったり、住まわれている地域に持ち帰ったときに、与論での経験が何かのためにお役に立てる循環を生むことも可能です。移住・定住人口を増やしていくことには課題もありますが、このような関係人口を無限に増やすことはできます。また、発展していけば都市との連携も可能で、お互いの地区で使える地域通貨にしていくことも可能です。これらの可能性を実現するために、重要になってくるのは、やはりどういったシステムであるかということなのですが、このベースとなる部分がブロックチェーン（分散型台帳技術）と言われ、取引履歴や暗号技術でつなげて記憶する技術で、複数の参加者が共有できるため改ざんが困難であることから、信頼性の高いデータ管理が可能になります。また、拡張性のある仕組みをつくることも可能ですので、使い方の可能性も広がり、このシステム上にまた地域アプリをかませることで、先ほど申し上げたようなさま

ざまな分野での取り扱いが可能となつてまいります。アプリを使うことが難しい方には、カードを用意するなどして、誰もが豊かに暮らせる仕組みづくりが可能となつてまいります。

大分長くなりましたが、最後にお伺いいたします。与論の特性を活かし与論にしかない価値を地域通貨というアイテムを使うことに対して、町長の御意見をお聞かせください。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 池田理恵議員ありがとうございます。この議員の提案は、すごくいい提案だと私自身は思っています。今までは、多分与論パナウル王国を建国したときに、スターという地域通貨があったと思うんですね。それは紙媒体で、それが流通できなかったのはわかりませんが、これからはいわゆるデジタル通貨にして、あとはこれはすぐに導入できるわけでもなくて、いろいろな先ほども国産化のシステムそのものもいろいろ導入については中長期的な、またその研究とかでも先進地事例も含めてですね、担当課とまた検討してまいりたいと思います。いろいろな法定外目的税とか、宿泊税とかいろいろしている中で、今、スマホのアプリを利用したいろいろ出てきていますので、そこら辺等も含めた総合的な戦略として検討してまいりたいと思います。そういった点で情報等ありましたら、また御指導の方をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。小さい島けれども、鍋の底に五穀がたまるように、今眠っている与論島の価値は宝であることをしっかり形あるものとして表に出し、大切に次世代継承へとつなげてまいりたいと思います。最後になりますが、与論島が教科書となり、与論島モデルを学びに来ることで貢献できるような未来を実現する可能性もあわせてお伝えし、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、3 月 1 4 日本会議ですが、日程の都合により、特に午後 3 時に繰り下げて開くことにします。

定刻までに御参集を願います。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後 3 時 3 1 分

令和 7 年第 1 回与論町議会定例会

第 3 日

令和 7 年 3 月 1 4 日

令和 7 年第 1 回与論町議会定例会会議録
令和 7 年 3 月 1 4 日（金曜日）午後 2 時 5 9 分開議

1 議事日程（第 3 号）

開会の宣告

- 第 1 議案第 2 4 号 令和 7 年度与論町一般会計予算
- 第 2 議案第 2 5 号 令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第 2 6 号 令和 7 年度与論町介護保険特別会計予算
- 第 4 議案第 2 7 号 令和 7 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第 2 8 号 令和 7 年度与論町と畜場特別会計予算
- 第 6 議案第 2 9 号 令和 7 年度与論町水道事業会計予算
- 第 7 議案第 3 0 号 令和 7 年度与論町下水道事業会計予算
- 第 8 議案第 4 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 4 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 4 6 号 令和 6 年度与論町一般会計補正予算（第 1 5 号）
- 第 11 陳情第 1 5 号 令和 6 年度補正予算による高齢者福祉・介護施設への支援に関する要望（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第 12 陳情第 7 号 ゴミ捨てに関する陳情書（環境経済建設常任委員長報告）
- 第 13 発議第 1 号 与論町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（高田豊繁議員ほか 2 人提出）
- 第 14 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第 15 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長報告）
- 第 16 議員派遣の件
- 第 17 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10 人）

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 番 池 田 理 恵 議員 | 2 番 川 内 恵 司 議員 |
| 3 番 吉 田 勉 議員 | 4 番 吉 田 剛 議員 |
| 5 番 原 栄 徳 議員 | 6 番 遠 山 勝 也 議員 |
| 7 番 高 田 豊 繁 議員 | 8 番 大 田 英 勝 議員 |
| 9 番 林 敏 治 議員 | 10 番 沖 野 一 雄 議員 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長	田 畑 克 夫 君	教 育 長	中 山 義 和 君
総務企画課長	龍 野 勝 志 君	会計管理者兼会計課長	柳 田 庫 呂 君
税 務 課 長	坂 元 守 君	町民生活課長	山 下 高 明 君
健康長寿課長	山 下 真 紀 君	産 業 課 長	堀 田 哲 也 君
耕 地 課 長	喜 村 一 隆 君	商工観光課長	麓 誘市郎 君
建 設 課 長	裾 分 望 嗣 君	水 道 課 長	富 永 淳 君
環 境 課 長	大 馬 福 徳 君	教育委員会事務局長兼学務課長	竹 村 栄 作 君
生涯学習課長	松 村 誠 司 君	与論こども園長	吉 田 朋 子 君
茶花こども園長	川 北 英 代 君	児童発達支援センター所長	阿 野 齊 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長	林 健太郎 君	書 記	谷 山 智 美 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午後 2 時 5 9 分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 議案第 2 4 号 令和 7 年度与論町一般会計予算

日程第 2 議案第 2 5 号 令和 7 年度与論町国民健康保険特別会計予算

日程第 3 議案第 2 6 号 令和 7 年度与論町介護保険特別会計予算

日程第 4 議案第 2 7 号 令和 7 年度与論町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 5 議案第 2 8 号 令和 7 年度与論町と畜場特別会計予算

日程第 6 議案第 2 9 号 令和 7 年度与論町水道事業会計予算

日程第 7 議案第 3 0 号 令和 7 年度与論町下水道事業会計予算

○議長（沖野一雄議員） 日程第 1、議案第 2 4 号「令和 7 年度与論町一般会計予算」から、日程第 7、議案第 3 0 号「令和 7 年度与論町下水道事業会計予算」までの 7 件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりです。

お諮りします。予算審査特別委員長の報告は、会議規則第 4 1 条第 3 項の規定によって、省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は、省略することに決定しました。

これから、議案第 2 4 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 4 号、令和 7 年度与論町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。議案第 2 4 号、令和 7 年度与論町一般会計予算は、委員会の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第 2 4 号、令和 7 年度与論町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 5 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第２５号、令和７年度与論町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第２５号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号、令和７年度与論町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第２６号、令和７年度与論町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第２６号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号、令和７年度与論町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第２７号、令和７年度与論町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第２７号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号、令和７年度与論町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第２８号、令和７年度与論町と畜場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第２８号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号、令和７年度与論町と畜場特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第２９号、令和７年度与論町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第２９号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号、令和７年度与論町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３０号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第３０号、令和７年度与論町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員会の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第３０号は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号、令和７年度与論町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 4 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第 8、議案第 4 4 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 4 4 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和 6 年 8 月 8 日付け人事院勧告における「仕事と生活の両立支援の拡充」に対応するため、超過勤務の免除となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境整備について所要の改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 4 4 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 4 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 4 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 4 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 4 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第 9、議案第 4 5 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（田畑克夫君） 議案第 4 5 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 4 5 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 5 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 5 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 5 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 0 議案第 4 6 号 令和 6 年度与論町一般会計補正予算（第 1 5 号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第10、議案第46号「令和6年度与論町一般会計補正予算（第15号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（田畑克夫君） 議案第46号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第15号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、ヨロン島サンゴ礁基金寄附金3600万円、ヨロン島サンゴ礁基金繰入金2300万円を追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、ふるさと納税推進費2300万円、ヨロン島サンゴ礁基金費3612万5000円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ6007万5000円を追加し、一般会計予算総額61億1528万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第15号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第15号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----
日程第 1 1 陳情第 1 5 号 令和 6 年度補正予算による高齢者福祉・介護施設への支援に関する要望（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第 1 1、陳情第 1 5 号「令和 6 年度補正予算による高齢者福祉・介護施設への支援に関する要望」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

7 番、高田豊繁議員。

暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午後 3 時 1 5 分

再開 午後 3 時 1 5 分

-----○-----
○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7 番（高田豊繁議員） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第 1 5 号、令和 6 年度補正予算による高齢者福祉・介護施設への支援に関する要望」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3 月 4 日火曜日午後 2 時 2 0 分から、全委員出席のもと、会議を行いました。あいにく委員会室が別の会議で使用されていたため、議長室内会議用スペースにて行いました。

本陳情は、「介護サービス事業所・施設等への支援に関する『重点支援地方交付金』等の更なる活用」及び「介護分野の職員の賃上げのための支援」を要望する陳情です。

長引く物価高騰により介護サービス事業所や施設の運営はますます厳しくなっています。全国老人保健施設協会をはじめとする介護関係 9 団体で実施した調査では、令和 2 年度と比べて令和 6 年度の電気代は 1 5 5 %、給食用材料費・給食委託費は 1 5 6 %に跳ね上がっています。また、日本労働組合総連合会によれば、2 0 2 4 年春闘では一般企業の賃上げ率は 5. 1 %、中小では 4. 4 5 %であり、3 3 年ぶりの高水準の賃上げとなりました。しかし、先に述べました介護関係 9 団体が 2 0 2 4 年 8 月から 9 月にかけて実施した調査によれば、介護分野での賃上げ率は平均 2. 5 2 %であり、一般企業の賃上げ率と大きくかけ離れています。

委員から、「光熱水費高騰への支援」、「食材料費高騰への支援」、「一般企業との差を埋める介護職員の更なる賃上げ」、「介護現場における生産性向上の取り組み」など介護現場を取り巻く課題は山積しており、令和 6 年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の予算化と介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対

策への予算化は必要であるとの意見があり、採決の結果、本件は全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情第15号の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第15号、令和6年度補正予算による高齢者福祉・介護施設への支援に関する要望について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、陳情第15号、令和6年度補正予算による高齢者福祉・介護施設への支援に関する要望を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、陳情第15号、令和6年度補正予算による高齢者福祉・介護施設への支援に関する要望は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

—————○—————

日程第12 陳情第7号 ゴミ捨てに関する陳情書（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第12、陳情第7号「ゴミ捨てに関する陳情書」を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第7号、ゴミ捨てに関する陳情書」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月5日水曜日午後4時から、全委員出席のもと、役場庁舎2階委員会室で審査いたしました。

本陳情は、「誰でもゴミを捨てやすい環境をつくることで、不法投棄をなくし、誰もが住みやすい与論町づくり」をお願いする陳情です。

不法投棄やゴミの捨て方について実情の切実な訴えではありましたが、具体的な陳情の意図については明確に汲みとることができないなどの意見があり、趣旨、願意等が不明確で判然としないものと考えざるを得ず、本件は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情第7号の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 環境経済建設常任委員長報告を終わります。

環境経済建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、環境経済建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第7号、ゴミ捨てに関する陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号、ゴミ捨てに関する陳情書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、「不採択」です。

陳情第7号、ゴミ捨てに関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立少数です。

したがって、陳情第7号、ゴミ捨てに関する陳情書は、不採択とすることに決定しました。

—————○—————

日程第13 発議第1号 与論町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（高田豊繁議員ほか2人提出）

○議長（沖野一雄議員） 日程第13、発議第1号「与論町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 発議第1号。令和7年3月14日、与論町議会議長、沖野一雄殿。

提出者、与論町議会議員、高田豊繁。賛成者、与論町議会議員、原栄徳。賛成者、与論町議会議員、大田英勝。

与論町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）が改正されますが、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることになります。

このことに伴い、与論町議会の個人情報の保護に関する条例における番号利用法第2条の条文を引用している箇所について所要の改正を行うものです。

以上です。

○議長（沖野一雄議員） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号、与論町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、与論町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 4 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第 1 4、所管事務調査報告を議題とします。

総務厚生文教常任委員会の調査の経過と結果について報告したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、総務厚生文教常任委員会の調査の経過と結果について報告を受けることに決定いたしました。

総務厚生文教常任委員長の発言を許します。

7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） 総務厚生文教常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

与論島は、鹿児島県と沖縄県との県境の島として、美しい自然を守り、独特の生活文化を育んできました。昭和 4 0 年代から 5 0 年代には「東洋の海に浮かび輝く一個の真珠」と賞賛され、全国にその名を知られるようになり「輝く自然」を求め、多くの方々が来島するようになりました。これまで先人たちが育んできた歴史を基礎に、本島の豊かな自然環境・地域資源の保全や文化・芸能の伝承を図るため、ふるさと納税制度を設立しました。

ふるさとへの熱い想いをお持ちの与論出身者や与論ファンの皆様の寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現するとともに、個性あるまちづくりに資することを目的としています。現状としては、ふるさと納税の寄附額が年々減少傾向にあり、令和 3 年度の 1 億円をピークに年々減少傾向です。また、返礼品の不足や返礼品事業者との連携、費用対効果の高い広報活動等課題は山積しています。

一方、公共施設の建て替えや維持補修については、特に文教施設において早急な取り組みが求められています。整備期間の変更が生じた学校給食センター建て替え事業や、昨年発生した那間小学校での一部破損事案に伴う仮校舎及び本校舎整備事業の前倒しをはじめ、先に策定している各公共施設長寿命化計画よりも柔軟な対応と、目的によっては施設の複合化による効果的な整備が必要ではないかと考えています。特に、今年度閉館する中央公民館とこれから大規模改修を迎える町立図書館は、その親和性の高さから複合化に値すると考え、さらに子育て支援機能としての整備も見据え、これからの世代にふさわしい施設のあり方を調査検討する必要があります。

本委員会では、これらの課題解決のための先進地視察を行う必要があると考え、総務厚生文教常任委員会５人、議会事務局長及び総務企画課光補佐の計７人で、去る１月２７日月曜日午前中に、公共施設複合化の先進的な取り組みを行っている宮崎県都城市での視察調査、午後から鹿児島県曾於市役所にてふるさと納税の意見交換会等を行ってまいりましたので、その調査内容について御報告申し上げます。

１月２７日朝８時に鹿児島市を出発し、途中、曾於市内にある「道の駅すえよし」にて精肉及び加工品を中心とした地元特産品や、返礼品にも扱われている商品の見学を行いました。その後、９時５０分に視察先施設である「都城市立図書館 まるまる」を訪問し、井上康志館長の御案内のもと、図書館、保健センター、子育て支援センター、交流センター、広場などを案内していただきました。

本複合施設は、平成２４年９月、都城大丸跡地の再開発を目指す新会社「ハートシティ都城」が発足し、都城商工会議所会員企業の９社等が約３０００万円を出資してプロジェクトがスタートしました。加えて、同年１１月に行われた都城市長選挙の結果、元副市長の池田宜久氏が新市長に就任。中心市街地の活性化構想の具体化を主導的に加速させました。新市長の就任を機に同プロジェクトの目標は、商業施設メインから市立図書館や子育て世代の女性をターゲットにした公共施設メインの複合商業施設へと軌道修正され、市街地再開発の成功事例となっています。

都城市は、平成２６年から都市再生特別措置法による都市再構築戦略事業により約６５億円を投じ、カフェ併設の市立図書館や子育て支援施設、交流施設、イベント施設など８つの公的施設群に整備を進め、平成３０年４月にオープン。さらに令和４年にはホテルなどの複合施設ＴＥＲＲＡＳＴＡ（テラスト）も隣接して開館、行政エリアやショッピングモール等の民間エリア、イベント広場などの３つのゾーンからなる大型複合商業施設が相乗的に稼働したことで、開館から２，３３２日目の令和６年９月で１０００万人を突破しました。

一通り井上館長の案内を受けた後、説明と意見交換に移りました。まず、図書館整備事業を進めるに当たり特徴的なこととして、工事着工の１年半前に指定管理者の選定を行ったことが挙げられます。これは、指定管理者により館内デザイン監修業務と家具や室内装飾品などの調達業務もあわせて進め、施設整備業者と進捗を１つにすることにより、管理者のビジョンを反映させた効果的な施設運営ができると考えたものです。このことは従来の指定管理者選定の考えから一歩抜け出し、何が住民にとって必要とされているのかを突き詰めて考えた選定プロセスの結果だと思いました。また、図書館のみならず、他の施設も含め全部で８つの施設を４つの指定管理者で管理しているため、施設管理者同士が心を１つにし、同じビジョンを共

有しないと運営が成功しないと思い、どのようにこの課題を解決したかをお聞きいたしました。井上館長からは、実際に当時は全体を統括するマネージャーがおらず、同様の不安を抱えていましたが、市の所管課である商工政策課が中心になり、統括マネージャーに井上館長が就任し、施設整備中から月に一度関係者調整会議を開き、諸課題の解決と共通理解を図ったとのことでした。

次に、午後から曾於市役所に移り、ふるさと納税に関する意見交換会を実施いたしました。

午後２時から重久副議長、佐澤商工観光課長、瀏合係長、岡留企画政策課係長、吉田議会事務局次長、鎌原議会事務局員の出席をいただきました。

曾於市は、平成１７年７月に旧末吉町・大隅町・財部町が合併して誕生いたしました。合併時は約４万２０００人であった人口が、令和６年１２月末では３万２１８１人、高齢化率４３．６％となっています。全国有数の畜産地帯で、特に肉用牛の生産・肥育が盛んであり、特産品のゆずにおいては九州一の栽培面積を誇っています。

ふるさと納税に係る取り組みについての意見交換では、質問した項目について次のとおり御回答をいただきました。

- ①寄附者獲得への取り組みについて。曾於市は令和２年度の２０．５億円をピークに、近年減少傾向にあります。令和５年度は約１７億円で前年度の１５．４億円を上回っていますが、これは令和５年度の制度改正により寄付金額を値上げしたことが影響しており、寄付件数は対前年度比９３％で減少しています。返礼品の内容は、近年多様化が進み、特に物価高騰等により嗜好品から生活用品やお米へと寄附が集まっており、対策に苦慮しているところです。
- ②返礼品事業者の募集方法について。ホームページで募集を行うなどの広報はしておらず、新規の契約は事業者から参加を申し出てくるものがほとんどです。ポータルサイト運営管理業者の紹介により契約する場合があります。
- ③返礼品事業者との連携体制事業者ごとのＰＲ手法例について。１２月末で市内３３、市外１８の５１事業者と契約しており、毎年度初めに全事業者を対象に説明会を開催し、現状や地場産品基準の確認、市場の傾向等の説明を行っています。返礼品の内容確認・量の相談や発送状況、新規返礼品の提案等でポータルサイト運営業者と市が声かけをし、訪問を行う場合もある等により連携を図っていますが、市外事業者には連携が難しい状況です。
- ④ふるさと納税担当チームの人数について。市商工観光課商工振興係職員３人、会計年度任用職員２人が配置されており、内訳は統括主任に課長補佐、返礼品管理の係員、システム管理、広告等全般の選任係員、事業者・寄附者対応の任

用職員２人となっています。

- ⑤企業版ふるさと納税の取り組みについて。曾於市は地域再生計画における制度活用事業として、地方への新しい人の流れをつくる事業を設定し、教育研究等施設誘致事業に充当しています。南九州畜産獣医学拠点事業として、旧財部高校を鹿児島大学と共同で施設整備を行い、その運営に充当しています。またその他寄附事業者への価値向上のための取り組みとして、１０万円以上は、市ホームページへの掲載や寄附企業名板の設置、１００万円以上は、感謝状贈呈式の実施を行っています。

その後、職員との意見交換会を行い、次のようなやり取りがなされました。まず、企業版ふるさと納税は市長がトップセールスを年１０数件ほど行っていること。市長の他の用務にあわせて効率的にセールス日程を計画していること。感謝状贈呈式等、市長の顔を前面に出すことが大事であるという認識を持っていること。ふるさと納税システムの運用については専門のスタッフを配置し、事業者とのきめ細やかなやり取りや、納税者からのトラブル対応を行うことが大事であること。また、システム運用についても、専門色が強く出る分野ではありますが、専門スキルの向上と丁寧な対応力をあわせ持った職員配置の必要性を痛感しました。

このたびの所管事務調査依頼に対し、都城市立図書館及び曾於市役所の皆様の温かい御対応と実りある調査及び意見交換が行えたこと、関係者の皆様に感謝申し上げます。総務厚生文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長の発言を終わります。

-----○-----

日程第１５ 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第１５、所管事務調査報告を議題とします。

環境経済建設常任委員会の調査の経過と結果について報告したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、環境経済建設常任委員会の調査の経過と結果について報告を受けることに決定いたしました。

環境経済建設常任委員長の発言を許します。

５番、原栄徳議員。

○５番（原 栄徳議員） 環境経済建設常任委員会の所管事務調査について御報告申し

上げます。

1、調査の目的

与論島は、戦後昭和28年の日本復帰まで、良好な自然と美しいサンゴ礁に囲まれた島でした。昭和50年代に入ると15万人の観光客が訪れ、一大観光ブームを引き起こしました。その後、観光客が減少し始め、現在は入込客も約7万人と回復傾向にあるものの、島内の観光業は依然厳しい状況となっていますが、官民一体となり観光復興への道を歩み始めています。また、島の財産である良好な景観形成の観点から、よりきめ細かな規制誘導のあり方が求められているという課題認識のもと、環境経済建設常任委員会において、現在、制定に向けて協議がなされている景観条例が、町民生活や経済活動にどのような影響があるのか等を調査する必要があると考え、与論島と環境等が似ており、既に景観条例を制定・施行している沖縄県八重山諸島の竹富島、小浜島、西表島を視察調査することとしました。

2、調査の概要

環境経済建設常任委員会5人、大馬環境課長、議会事務局1人で、令和7年1月13日から令和7年1月16日までの3泊4日に調査を行いました。

1月14日午前9時、石垣港発の高速船で竹富島に渡り、竹富町役場まちづくり課の職員3人の案内により、景観条例の説明を受けながら竹富島内を巡りました。竹富島は、祖先から受け継いだ伝統文化と美しい自然環境を守り、島を活かし後世へ引き継いでいくと町民憲章にあるように、赤瓦屋根の家屋や白い壁、フクギの屋敷林、石積み、白砂の道で形成されている伝統的な集落が特徴的であり、沿道の緑化や花による修景を行う等、美しい景観が保たれていました。

午後1時30分に竹富町役場大会議室において、竹富町役場まちづくり課の大嵩課長、大泊係長、ほか職員2人より、景観条例の制定や改定について経緯等の説明を受け、その後意見交換会を実施しました。竹富町は、住民意見を取りまとめた竹富公民館長より要請があり、準景観地区条例を制定し、景観法に基づいて、地域の特色に合った景観を守るための準景観地区を設定していました。さらに、住民の意識調査をした上で、景観形成マニュアルや景観を守るためのガイドラインが整備されており、建物の外観や家屋、周囲の環境に対して厳格な規制が設けられていました。景観条例制定の上で一番大切なことは、住民感情を酌むことだと説明がありました。

また、竹富町における観光客数の推移は、平成26年に116万人をピークに平成27年以降おおむね減少傾向が見られるが、令和4年は73万人、令和

5年は83万人と観光客数は多い傾向となっています。竹富町役場による来訪者満足度調査では、来訪者の満足度が「大変満足」が最も多く、その中でも特に、自然・景色の満足度が高く、竹富町の景観そのものが貴重な観光資源となっていることがわかりました。

意見交換会終了後、与論町漁協より依頼があり、ハタやスギ、海ぶどう等の養殖場を視察し、養殖業の現状や将来性について説明を受けてきました。ハタやスギの養殖場施設は、現在9人の生産者が魚類養殖研究会という組織で管理し、コロナ禍以前はハタを主に養殖していたが、コロナ禍の時期にウィルス性の病気（VNN）が流行り、7割から8割被害に遭ったことをきっかけに、養殖期間1年ほどでハタと同じ大きさになるスギの養殖も新たに始めていました。物価高騰もあり施設備品等への投資が大きく、餌の調達・調整に工夫を要し、2週間に一度は手作業で魚を取り出して真水で洗い、ハダムシの寄生を予防していると説明がありました。海ぶどうの養殖については、水質・温度管理に品質が左右され、台風対策も必要と説明があり、与論町においては、地元消費を念頭に考えたほうがよいとアドバイスをいただきました。

1月15日午前9時、石垣港を出発し小浜島、午後には西表島に渡り、前日に引き続き、竹富町役場まちづくり課の職員3人に景観条例の説明を受けながら案内していただきました。

小浜島は、島の南西には集落、南東には大規模なリゾート施設が立地しており、観光施設や新たな建造物については、建物の高さや外観、色彩などに制限を設けることで、自然景観と調和した街並みが保たれていました。

西表島は、令和3年7月には世界自然遺産に登録され、森林地域を中心に西表石垣国立公園に指定されており、世界的にも貴重な動植物が生息する地域となっています。緑深い山々、マングローブと一体となった雄大な河川、白砂の海岸や岸壁等の海岸線等、ダイナミックな自然景観と調和した景観が保たれていました。

3、まとめ

養殖について、特にハタやスギは高級魚として需要が高いため、経済的な利益を生む可能性があります。経済的にも成功するためには、スキルの高い養殖技術と水質や水温の管理、安定した販路が確保されていることが重要だと考えます。

景観視察については、それぞれの島に置かれた立地条件や自然環境、観光地としての魅力を維持しつつ、建物の規制や景観に配慮した開発、さらに住民生活や文化を守るための景観条例が制定されており、かつ、住民の理解の上に実

施されていまして。これが将来、発展につながっていくためには非常に大切なことだと感じました。

景観条例が町民生活や経済活動に与える影響は大きく、持続可能な地域づくりに向けて、自然景観保全と町民生活・経済活動が共存できるよう、本町でも景観条例を制定するに当たっては、町民への丁寧な説明と理解が不可欠であるということが環境経済建設常任委員会の意見です。

このたびの所管事務調査依頼に対し、竹富町役場及び八重山漁業協同組合、関係各所の皆様の温かい御対応と大変有意義な調査及び意見交換が行えたこと、関係者の皆様に感謝申し上げ、環境経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 環境経済建設常任委員長の発言を終わります。

—————○—————

日程第１６ 議員派遣の件

○議長（沖野一雄議員） 日程第１６、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第１７ 閉会中の継続審査・調査について

○議長（沖野一雄議員） 日程第１７、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖 野 一 雄

与論町議会議員 川 内 恵 司

与論町議会議員 遠 山 勝 也